第１節　風水害に関する情報の収集・伝達

防災危機管理部　建設部　消防部

気象・地象・水象等による災害の被害を最小限にとどめるとともに円滑な応急対策活動を実施するため、市は関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、関係機関、地域住民等に伝達する体制を整える。

１　風水害に関する情報の収集

防災危機管理部、建設部、消防部をはじめ、関係各部は次の情報収集に努める。

・気象に関する予警報
・河川水位に関する情報
・雨量情報（上流部を含む。）
・ダム流量に関する情報
・波高、風向、潮位に関する情報
・土砂災害危険度等に関する情報

２　気象に関する予警報の種類、概要及び発表基準

気象業務法に基づいて富山地方気象台が発表する予警報の種類、概要及び発表基準は以下のとおり（降雪関係の予警報については第３編第１節「雪害対策」参照）。

(1) 特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）

（令和8年5月28日現在）

種　類		概要及び発表基準
レベル５ 特別警報 （警戒レベル５に相当）	レベル５ 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※1が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル５ 土砂災害特別警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル５ 氾濫特別警報	河川※2氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル５ 高潮特別警報	高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
レベル４ 危険警報 （警戒レベル４に相当）	レベル４ 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル４ 土砂災害危険警	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。

	報	
	レベル４ 氾濫危険警報	河川※2氾濫による重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル４ 高潮危険警報	高潮による重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
レベル３ 警報 （警戒レベル３に相当）	レベル３ 大雨警報	大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル３ 土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル３ 氾濫警報	河川※2氾濫による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル３ 高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
レベル２ 注意報 （警戒レベル２）	レベル２ 大雨注意報	大雨による浸水害等※1が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル２ 土砂災害注意報	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル２ 氾濫注意報	河川※2氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル２ 高潮注意報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。

※１　大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。

※２　洪水予報河川

(2)　特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）

（令和8年5月28日現在）

警報等の名称等		概　　要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。

	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけ。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけ。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。

(3)　水防活動の利用に適合する特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要

水防活動の利用に適合する 注意報・警報		概　　要
水防活動用 気象注意報	レベル２ 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
水防活動用 気象警報	レベル３ 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
	レベル４ 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したときに発表
	レベル５ 大雨特別警報	台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合に発表
水防活動用 高潮注意報	レベル２ 高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
水防活動用 高潮警報	レベル３ 高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表
	レベル４ 高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したときに発表
	レベル５ 高潮特別警報	台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合に発表

(4) 特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準

富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西の特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準報等

気象庁ホームページの「特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表（富山県）」

○富山市平地

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和8年5月28日現在
発表官署　富山地方気象台

富山市平地	府県予報区	富山県		
	一次細分区域	東部		
	市町村等をまとめた地域	東部南		
特別警報	レベル5大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合	
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合	
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－1の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合	
	レベル5高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	別紙4のレベル5高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合	
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合		
	波浪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合		
危険警報	レベル4大雨	表面雨量指数基準	別紙1－3の対象格子において別紙1－1のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準	別紙1－4の対象河川の格子において別紙1－2のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合(おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表)	
	レベル4高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね6時間前までに発表)	
警報	レベル3大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合	
		複合基準*1	別紙1－2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル3土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合(おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表)	
	レベル3高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね12時間前までに発表)	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s　雪を伴う
			海上	20m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ30cm	
	波浪	有義波高	4.5m	
注意報	レベル2大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
		複合基準*1	別紙1－2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル2土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－3のレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル2高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表)	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
			海上	15m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ15cm	
	波浪	有義波高	2.0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上か日降水量20mm以上		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%		
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合		
	低温	夏期：最低気温17℃以下の日が継続 冬期：最低気温-6℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下		
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合		
レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、富山市平地に関係する河川予報区名及び基準観測所名		別紙3		

*1 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和8年5月28日現在
発表官署　富山地方気象台

富山市山間部東	府県予報区	富山県	
	一次細分区域	東部	
	市町村等をまとめた地域	東部南	
特別警報	レベル5大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－1の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
	波浪		
危険警報	レベル4大雨	表面雨量指数基準	別紙1－3の対象格子において別紙1－1のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－4の対象河川の格子において別紙1－2のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル4高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
警報	レベル3大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準*1	別紙1－2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル3土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル3高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	
注意報	レベル2大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準*1	別紙1－2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル2土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－3のレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル2高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ35cm
	波浪	有義波高	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上か日降水量20mm以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%	
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合	
	低温	夏期：最低気温17℃以下の日が継続 冬期：最低気温-6℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、富山市山間部東に関係する河川予報区名及び基準観測所名		別紙3	

*1　表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和8年5月28日現在
発表官署　富山地方気象台

富山市山間部西	府県予報区	富山県	
	一次細分区域	東部	
	市町村等をまとめた地域	東部南	
特別警報	レベル5大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－1の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
	波浪		
危険警報	レベル4大雨	表面雨量指数基準	別紙1－3の対象格子において別紙1－1のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－4の対象河川の格子において別紙1－2のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル4高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
警報	レベル3大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準*1	別紙1－2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル3土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル3高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	
注意報	レベル2大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準*1	別紙1－2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル2土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－3のレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル2高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ35cm
	波浪	有義波高	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上か日降水量20mm以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%	
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合	
	低温	夏期：最低気温17℃以下の日が継続 冬期：最低気温-6℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、富山市山間部西に関係する河川予報区名及び基準観測所名		別紙3	

*1　表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

(5)　気象警報・注意報の発表

気象警報・注意報は、発表基準一覧表の基準に達すると予想される市町村を対象として発表される。

一　次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域（市　町　村）
東部	東部北	魚津市、滑川市、黒部市、入善町、朝日町
	東部南	富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、舟橋村、上市町、立山町
西部	西部北	高岡市、氷見市、小矢部市、射水市
	西部南	砺波市、南砺市

なお、富山市を対象とする気象警報・注意報は、地域特性等の観点から次の３つに分割して発表される。

発表名称	地域名
富山市平地	富山地域、婦中地域
富山市山間部東	大沢野地域、大山地域
富山市山間部西	八尾地域、山田地域、細入地域

(6)　土砂災害警戒情報

市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる地域名を特定して警戒が呼びかけられる情報で、富山県と富山地方気象台から共同で発表される。令和８年５月から、気象業務法第13条第１項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。地域内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクルで確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。

情報の利用上の留意点

（ア）　この情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、土石流や急傾斜地崩壊（がけ崩れ）を対象としており、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等は発表対象ではない。

（イ）　土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定できるものではない。

(7)　キキクル等の種類と概要

種　　類	概　　要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。最大６時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。

流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

(8) 富山県気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の５つである。

ア．気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル３大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、当該地域にとって数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析)された場合に、「富山県気象防災速報（記録的短時間大雨)」という表題の情報が発表される。

イ．気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「富山県気象防災速報（線状降水帯発生)」という表題の情報が発表される。

ウ．気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の２～３時間前を目標に、予測情報として「富山県気象防災速報（線状降水帯直前予測)」という表題の情報が発表される。

エ．気象防災速報（短時間大雪）

強い降雪により大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合には、「富山県気象防災速報（短時間大雪)」という表題の情報が発表される。

オ．気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部など）で「気象防災速報（竜巻注意)」として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部など）で「気象防災速報（竜巻目撃)」として発表される。これらの情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

(9) 富山県気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風)」のように、(　) 内に注目される現象のキーワードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測)」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第〇号)」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

３　伝達体制

(1)　気象警報等の伝達系統

あらかじめ定められた伝達系統により、受報及び伝達を行う（**資料４－１**参照)。なお、特別警報の通知を受けた場合は、気象業務法に基づき、その事項を(5)に記載されている情報伝達手段を用いて、住民に対して連絡を行うものとする。

(2)　洪水予報、水防警報、氾濫危険水位到達情報の伝達系統

あらかじめ定められた伝達系統により、受報及び伝達を行う（**資料４－２**参照)。

＊洪水予報：対象とする河川（常願寺川、神通川、庄川）で、洪水災害のおそれがある場合に、富山地方気象台が流域の降水量を予測し、国土交通省富山河川国道事務所が基準とする観測所の水位予測を行い、これらの情報を両者が共同で洪水予報（注意報、警報）として発表。

＊水防警報：対象とする河川（**資料２－２**）で、洪水等によって災害がおこるおそれのあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行われる発表。

＊氾濫危険水位到達情報：対象となる中小河川で、基準となる観測所での水位が氾濫のおそれがある危険な水位に近づいたときの、避難等の目安となる水位に到達したときに発表される情報。

(3)　土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

市は、国又は県が市の避難指示の判断に資するために実施した緊急調査の結果、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報の通知があった場合は、土砂災害の恐れがある土地の区域とその時期について、被害の恐れのある地域に居住する住民に周知を行う。

(4)　異常現象等発見時の通報

ア　災害が発生するおそれがある異常な現象等を発見した者は、その状況を直ちに市及び消

防署（所）又は警察署に通報するものとする。

イ　市長は、通報を受けた場合は、次の事項について富山地方気象台及び県に通報するものとする。

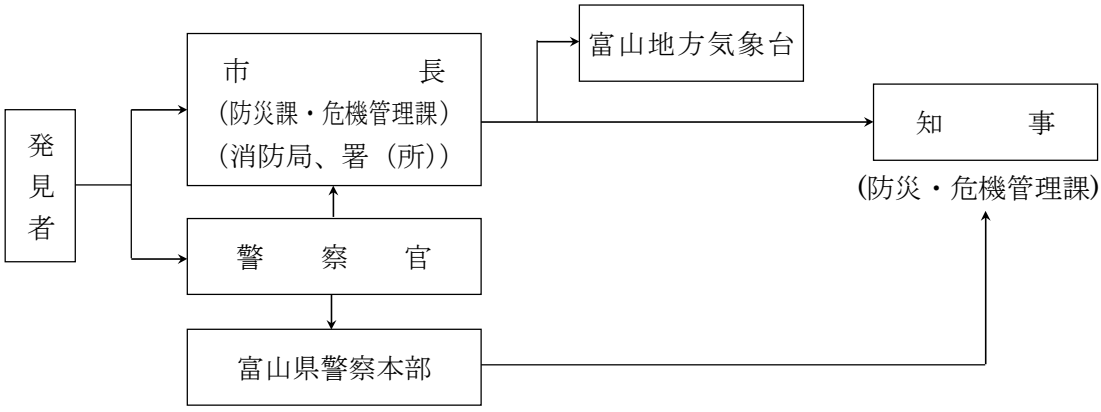
（ア）　気象に関する事項著しく異常な現象（例えば、竜巻等）

（イ）　地象に関する事項

頻発地震　数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震、火山現象等

（ウ）　災害の前兆に関する事項

破堤、越水、土砂災害の前兆等の目視情報



(5)　被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ

被害が発生するおそれが高くなる等、必要な場合、関係各部・各班は広報車、同報無線、コミュニティＦＭ（緊急割り込み放送）、ケーブルテレビ（災害情報放送に関する協定）、インターネット、地区センターを通じて各町内会へ電話連絡、緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス、防災アプリ等のあらゆる手段を活用し、市民に対し警戒の強化や避難の準備等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、注意を喚起する。その際、要配慮者及び要配慮者利用施設への呼びかけにも配慮する（**資料６－６**参照）。

また、災害発生中及び発生後においても、同様の措置により必要な対策を行う。

ア　防災行政無線（同報系）の自動放送内容例

【気象等の特別警報】

種類	放送される基準	自動放送内容例
レベル５特別警報（警戒レベル5に相当）	レベル５大雨特別警報 レベル5土砂災害特別警報 レベル5氾濫特別警報 レベル5高潮特別警報 が発表された場合	上りチャイム音（ピンポンパンポン） 「こちらは防災富山市です。」 「当地域にレベル５大雨特別警報が発表されました。命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。 （３回繰り返した後） 「こちらは防災富山市です。」 下りチャイム音（ピンポンパンポン）

特別警報 （警戒レベル相当情報以外）	暴風特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報が発表された場合	上りチャイム音（ピンポンパンポン） 「こちらは防災富山市です。」 「当地域に気象の特別警報が発表されました。命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。 （３回繰り返した後） 「こちらは防災富山市です。」 下りチャイム音（ピンポンパンポン）

イ　その他

〔伝達の例１：レベル４大雨危険警報発表〕
こちらは　富山市役所です。
レベル４大雨危険警報が発表されました。
河川が氾濫したり、山やがけが崩れるおそれがあります。
停電したり、断水するおそれがあります。
○○地区の人は、早めに避難してください。その他の人も、いつでも避難できるよう準備してください。
断水に備えて、飲料水をためてください。
テレビやラジオの情報に注意してください。

〔伝達の例２：台風接近時〕
こちらは　富山市役所です。台風第○号に関する情報をお知らせします。
大型で非常に強い台風第○号は、明日早朝富山県を通過するおそれがあります。
この台風は、一昨年襲来した台風第○号に勢力・進路が非常に似ています。
風が強くなる前にベランダの物は片付け、厳重な戸締りを行い、風や雨が強くなってきたら不要不急の外出は控えていただくようにお願いします。
今後のテレビ・ラジオの気象情報に注意し、厳重に警戒してください。

〔伝達の例３：がけ崩れ等発生時〕
こちらは　富山市役所です。
市内○○地区で、がけ崩れが発生しました。
○○地区、△△地区の方は、至急避難してください。
避難所は、☆☆小学校体育館です。
最寄りの避難所へ、隣近所助け合って避難してください。
また、避難する場合は、川沿いやがけの周辺など危険な箇所を避け、あわてず落ち着いて行動してください。

〔伝達の例４：土砂災害警戒情報が発表されたとき〕
こちらは　富山市役所です。
○○地域、△△地域に土砂災害警戒情報が発表されました。
がけ崩れなど土砂災害が発生する危険が非常に高まっています。
付近の状況や気象情報等に注意するとともに、厳重に警戒し、落ち着いて行動してください。

第２節　火災警報の収集・伝達

消防部

１　火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

火災による市民の生命・財産への被害を最小限とするため、消防法に基づく火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、消防部は的確に火災警報を発表し市民に対して警戒を呼びかける。

(1)　火災気象通報

消防法に基づいて富山地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに県知事に通報するものである。県知事は、この通報を受けたときには直ちにこれを市長に通報する。

通報基準は、富山地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

ア　乾燥注意報　⇒　火災気象通報【乾燥】
（本章第１節「風水害に関する情報の収集・伝達」参照）

イ　強風注意報　⇒　火災気象通報【強風】
（本章第１節「風水害に関する情報の収集・伝達」参照）

ウ　乾燥注意報及び強風注意報　⇒　火災気象通報【乾燥・強風】

(2)　火災警報

消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市民に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。警報基準は次のとおりである。

ア　実効湿度が65％以下で、最小湿度40％以下になり、最大風速７m／s以上となる見込みのとき。

イ　平均風速10m／s以上で、１時間以上連続して吹く見込みのとき。

２　被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ

火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、消防部は、市民に対して火の元の確認等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い注意を喚起することとする。その際、要配慮者への呼びかけにも配慮する。なお、周知方法は以下による。

(1)　新聞、テレビ、ラジオ、インターネットによる広報

(2)　広報車等による広報

(3)　サイレンの吹鳴による広報

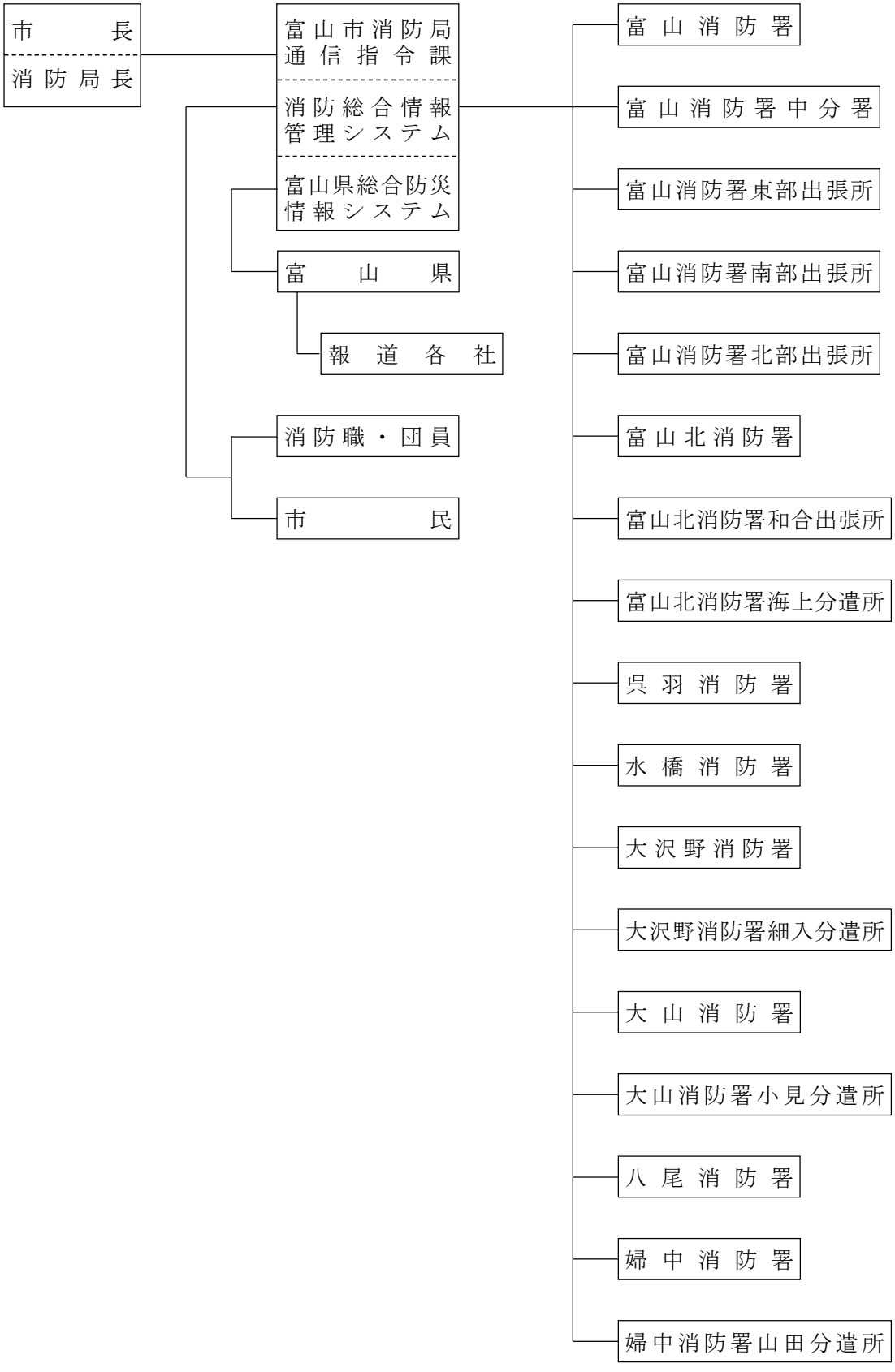
(4)　災害情報メールによる広報

(5)　その他適切な方法

〔呼びかけの例〕

こちらは、○○消防署です。ただいま、乾燥注意報が発表されています。 空気が乾燥し、火災の起こりやすい状態です。 たき火やタバコの投げ捨てはやめましょう。 お休み前にもう１度、火の元の点検を行いましょう。

火災警報等連絡系統図


市長
消防局長
富山市消防局
通信指令課
消防総合情報
管理システム
富山県総合防災
情報システム
富山県
報道各社
消防職・団員
市民
富山消防署
富山消防署中分署
富山消防署東部出張所
富山消防署南部出張所
富山消防署北部出張所
富山北消防署
富山北消防署和合出張所
富山北消防署海上分遣所
呉羽消防署
水橋消防署
大沢野消防署
大沢野消防署細入分遣所
大山消防署
大山消防署小見分遣所
八尾消防署
婦中消防署
婦中消防署山田分遣所

第３節　水防・土砂災害警戒活動

防災危機管理部　建設部　消防部

１　水防活動

風水害については、気象予警報等により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、災害発生前における情報収集・伝達や災害未然防止活動等を的確に実施することが重要である。

そのため、富山地方気象台より、暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、若しくは国土交通省富山河川国道事務所及び富山県富山土木センター並びに同立山土木事務所より水防警報の発令があり、水防活動の必要が認められるときは、状況に応じて水防本部の非常配備体制を切り換え、市水防計画に基づき適切な水防活動を行う。

また、被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけを行う（本章第１節「風水害に関する情報の収集・伝達」参照）。

風水害による被害が大規模になるおそれがある場合は、災害対策本部に移行し、諸活動を実施する。

２　土砂災害警戒活動

土砂災害の発生は、局地的かつ突発的な場合が多く、市及びその他防災関係機関の適切な判断と迅速な応急対策が重要である。

(1)　情報の収集及び伝達

集中豪雨、融雪等により、土砂災害の発生が予想される場合及び土砂災害が発生した場合においては、市及びその他防災関係機関は、次のことに留意しつつ迅速、的確な情報の収集、伝達を行うものとする。

ア　土砂災害警戒区域の存する地域においては、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努めるものとする。この場合、市民の生命の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。

イ　広域的な土砂災害が発生し、又は発生が予想される場合においては、必要に応じて国等の防災関係機関の協力を得て、機動的な初動調査に努めるものとする。

ウ　土砂災害の発生が予想される場合は、市民及びライフライン管理者、交通機関等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に具体的に危険が予想される土砂災害警戒区域周辺の市民に対しては、極力戸別伝達に努めるものとする。

(2)　危険箇所の警戒及び避難

県及び施設管理者は、豪雨等によって山地斜面崩壊や天然ダムの決壊などのおそれがあるときや、治山・砂防施設、ため池等灌漑施設等による二次災害の危険性のある箇所に対しては、関係機関と協力して警戒に当たるものとする。

また、市長は、この状況を判断し、避難の要否、時期を決定するものとする。

(3)　二次災害防止対策

土砂災害は、地形、地質、降雨状況等により、同一箇所又はその周辺において断続的に発生し、又は崩壊により堆積した土砂が移動する等により、二次災害を引き起こすおそれがある。このため、土砂災害発生時においては、市は、県及びその他防災関係機関と協力し、以下の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

ア　引き続き降雨等の気象状況に十分な注意、監視を行うとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意しつつ監視を行うものとする。

イ　安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等必要な措置を行うものとする。

ウ　行方不明者等の捜索活動、応急工事等に当たっては、特に十分な注意、監視を行うものとする。

エ　降雨継続時においては、作業の安全を確保した上で、崩壊箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により、再崩壊等の防止に努めるものとする。

オ　安全が確認されれば、直ちに二次災害防止のため堆積土砂等の除去、土留工事等の工事を実施するものとする。

(4)　専門技術者への協力要請

二次災害発生可能性の判断等について、必要に応じ、ＮＰＯ法人富山県砂防ボランティア協会や地元在住の専門技術者（コンサルタント、斜面判定士等）へ県を通じて協力要請する。

(5)　市内の土砂災害警戒区域等は**資料３－２、３－３、３－４、３－５、３－11**のとおりである。

第４節　動員配備

防災危機管理部　建設部　消防部
企画管理部　関係各部

風水害が発生し又は被害が拡大するおそれがある場合に、応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、必要な職員の動員・配備を行う。

１　配備基準

種　　別	配　備　基　準	配　備　体　制
（準　備）	・大雨、河川氾濫、土砂災害又は高潮注意報が発表されたとき。	必要な人員を配置して、主として情報収集に当たる体制
第１非常配備	・大雨、河川氾濫、土砂災害、高潮、暴風等の警報が発表され、災害の発生のおそれがあるが、その時期や規模等の予測が困難な段階又は小規模な災害が発生したとき。	少数の人員を配備して、主として情報連絡及び警戒にあたる体制
第２非常配備	・局地的な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ・大雨、河川氾濫、土砂災害、暴風、高潮、波浪等の特別警報が発表されたとき。 ・市長（本部長）が必要と認めたとき。	所属職員のおおむね５割の人員を配置して、防災活動にあたる体制
第３非常配備	・大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ・市長（本部長）が必要と認めたとき。	所属職員全員を配置して、防災活動にあたる体制

※初動対応を行う所属（班）にあっては、必要に応じた配備内容とする。
※市長は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、上記の基準とは異なる配備体制を指令することができる。
※各部局長は、被害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

２　参集場所等

(1)　職員の参集場所は、原則として所属する部署とする。ただし、別に指示がある場合、地区センター班要員及び避難所管理者については当該指定された場所に参集する。また、市

災害対策本部が設置された場合における本部室要員は本部室に参集する。

(2)　所属部署に参集が困難な場合は、最寄りの行政サービスセンター、地区センターに参集する。

(3)　公共交通機関等が利用できない場合は、バイク、自転車、徒歩により参集を行う。

３　動員配備の伝達

(1)　勤務時間内

防災危機管理部防災課又は危機管理課が庁内放送、防災行政無線等により各部局、行政サービスセンター、中核型地区センターに伝達する。

(2)　勤務時間外

指定職員については、消防局通信指令課又は防災危機管理部防災課又は危機管理課が、メール配信システム等で伝達する。指定職員は、あらかじめ定めた連絡系統にしたがって関係職員に伝達する。

４　要員配備の調整

(1)　本部室の要員配備の調整

本部室総括班は、本部室要員が不足する場合は、本部室連絡員を通じて各部局からの要員の応援を求める。

(2)　各部の要員配備の調整

各部局長は、部局内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、部局内の応援班及びその他の班に応援を指示する。なおかつ要員が不足する場合は、企画管理部職員班に要員配備の調整を求める。企画管理部職員班は、要員配備の調整を求められた場合、各部防災・調整担当課と調整を行う。

(3)　行政サービスセンターへの要員派遣

行政サービスセンターにおいて要員の不足が生じた場合、行政サービスセンター所長は、本部室総括班に要員の調整を求める。本部室総括班は、(1)に準じて要員調整を行う。

(4)　応援要請等

市職員をもって動員が不足する場合、他市町村等へ応援を要請する（本章第10節「市内民間団体等からの人員の確保」、第11節「広域応援要請」参照)。

第５節　組織体制の確立

本部室　防災危機管理部　建設部　財務部　企画管理部　こども家庭部　関係各部

１　災害対策本部の設置

(1)　設置基準

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部が設置された場合には、水防本部等の対策本部は、災害対策本部に包括される。また、災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策は、災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

組　織	設　置　基　準
災害対策本部	(1)　第２非常配備、第３非常配備となったとき。 (2)　避難指示の発令を必要とする場合。(避難指示の実施責任者は、本章第16節「避難指示、避難誘導、避難所の開設」参照。) (3)　災害が発生し又は発生するおそれがある場合であって、特に本部の設置が必要と認められるとき。

(2)　廃止基準

災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、(1)の体制を廃止する。

２　災害対策本部室の設置

(1)　設置基準

災害対策本部室長は、次の基準により災害対策本部室を設置する。

組　織	設　置　基　準
災害対策本部室	(1)　高齢者等避難を発令する必要がある場合。(高齢者等避難の実施責任者は、本章第16節「避難指示、避難誘導、避難所の開設」参照。) (2)　その他、特に災害対策本部室設置の必要がある場合。

(2)　廃止基準

「１　災害対策本部の設置」に準じる。

３　災害対策本部等の設置の通知

本章第４節「動員配備」に定める動員配備の伝達にあわせて通知する。

４　災害対策本部等の設置

(1)　災害対策本部及び災害対策本部室の設置場所

災害対策本部は市本庁舎及び各出先機関庁舎とし、災害対策本部室（以下「本部室」という。）を市本庁舎危機事象対策本部室に設置する。本部室を所定の場所に設置できない場合は、被災を免れた最寄りの公共施設内に設置する。

(2)　災害対策本部の設置準備

ア　庁舎の被害状況の把握

財務部管財班は、庁舎の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は自家発電装置の作動等応急措置を施す。災害対策本部の活動に重大な支障があるものについては、本部室に報告する。

行政サービスセンター他出先機関については、各々の施設の管理者が同様の対応をとる。

イ　職員の被災状況の把握

企画管理部職員班は、勤務時間内の発災の場合、富山市本庁庁舎消防計画に基づき、こども家庭部こども健康班、自衛消防隊と連携し、直ちに職員及び庁舎内の外来者の負傷等の状況を把握する。また、必要に応じて応急救護所を設置し、避難誘導、応急手当を施すとともに、本部室に報告する。

勤務時間外の発災の場合は、職員の参集状況から安否不明の者を掌握する。

ウ　通信機能の確保

防災危機管理部総務班は、防災行政無線等の無線通信手段の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。

(3)　防災関係機関等への通知・発表

災害対策本部を設置した場合、直ちにその旨を通知・発表する。

ア　富山県（防災・危機管理課）　ただし、県に連絡できない場合は国（消防庁）

イ　関係機関

ウ　報道機関

(4)　応援職員の執務スペースの確保

災害時に派遣される応援職員が執務を行う執務スペースを市本庁舎内に確保することとし、必要な場合には県に対して、執務スペースの確保を依頼するものとする。

５　災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び分掌事務は、第１編第７節「市災害対策本部の組織」のとおりである。

６　本部機能喪失時の対応

大規模な災害により市の災害対策本部機能が著しく低下した場合は、県災害対策本部内に編成される「被災市町村支援チーム」による被害の状況や市の対応能力等の調査、またその結果に基づく災害対策要員の派遣等の受入を検討する。

第６節　災害情報の収集・伝達・共有

本部室　消防部　関係各部

１　被害状況の収集・伝達・報告

市は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の情報を収集し、関係機関に対して定期的に連絡する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

人的被害の数（死者・行方不明者をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国(消防庁)へ報告する。また、定期的に情報を収集し、デジタル技術の活用により、関係機関に最新の情報を円滑に共有するよう努める。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市に連絡する。

また、市は、防災関係機関との連携により速やかに孤立している集落を把握し、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

２　災害即報

(1)　市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、災害応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として、覚知後３０分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2)　県に報告できない場合にあっては、国（消防庁）に直接報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者などの住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

(3)　地域住民等から１１９番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに国（消防庁）及び県災害対策本部（防災・危機管理課）へ同時に報告する。

(4)　発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（災害概況即報）

ア　基本方針

市内で災害が発生した場合、本部室情報班は、市各部班及び関係機関から、以下により市内の概括的な被害程度を把握する。本部室総括班は、把握した情報の第１報を災害概況即報（**様式１**）として県（県に伝達できない場合は国（消防庁））に少なくとも発災１時間を目途に報告することにより応援体制の早期確立を求める。

イ　留意事項

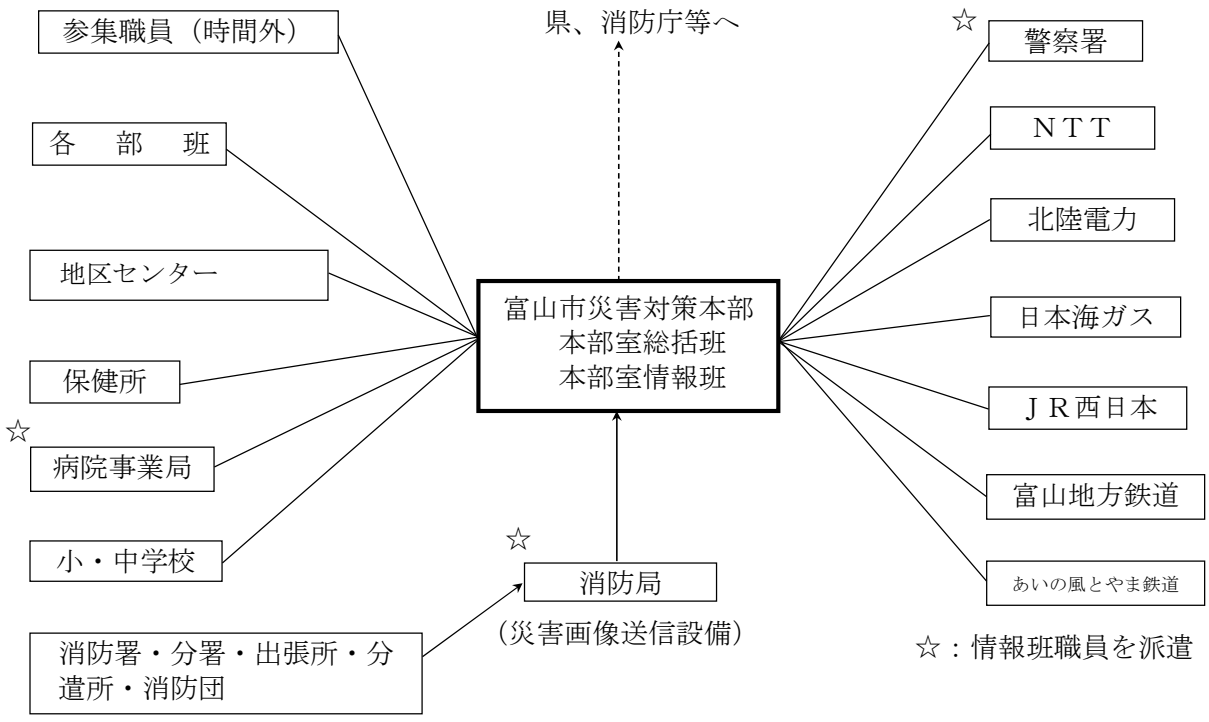
下記について、被害の発生の有無、対策の有無等の概況を第１報として報告する。

（ア）　被害（火災、がけ崩れ、生き埋め等）の発生地域・地点

（イ）　被害の状況（人的被害（行方不明者の数を含む。）、住家被害に重点をおく。）

（ウ）　応急対策の実施状況（災害対策本部の設置、避難指示等、避難所の開設、交通規制、送電中止、広域応援要請等）

ウ　収集系統（加入電話、ＦＡＸ、防災行政無線、駆け込み等による。）



(5)　発災初期の被害状況の把握・伝達（被害状況即報）

ア　基本方針

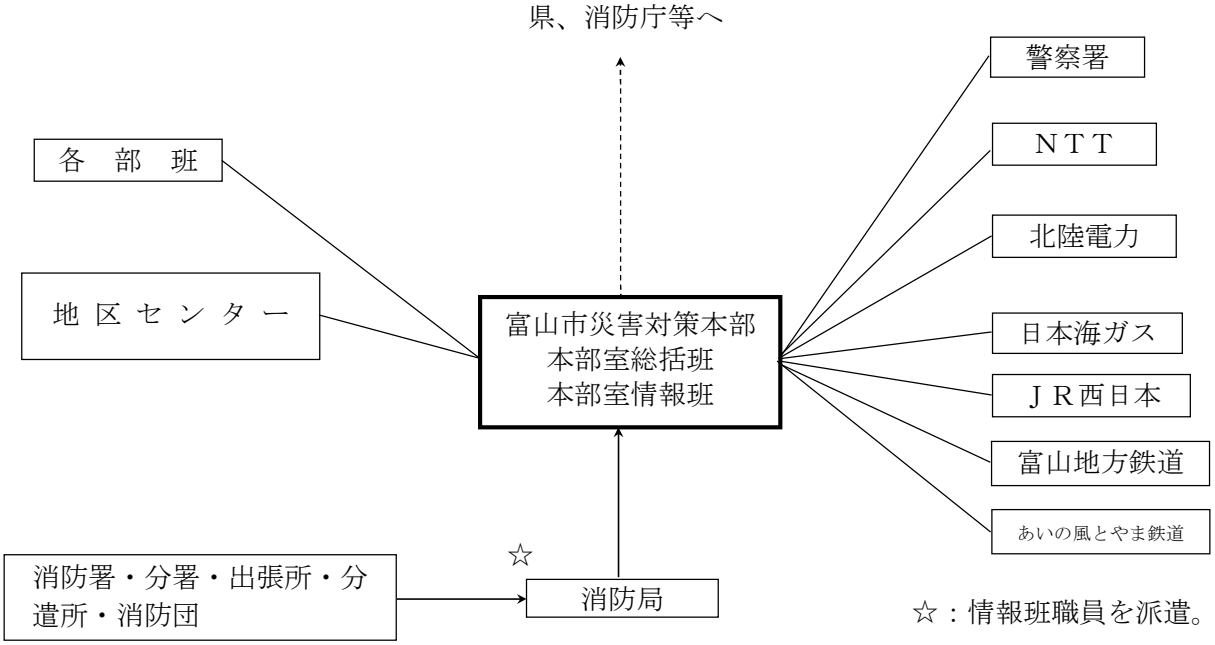
概括的な被害程度の把握の後、本部室情報班は、市各部班及び関係機関から、以下により被害状況の把握に努める。本部室総括班は、把握した情報を被害状況即報（**様式２**）として県（県に伝達できない場合は国（消防庁））に随時報告することにより応援体制の強化を求める。

イ　留意事項

被害状況は、報告時点において判明している最新の情報を把握する。

なお、水道、電話、電気及びガスについては、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を把握する。

ウ　収集系統（加入電話、ＦＡＸ、防災行政無線、駆け込み等による。）



(6)　救助期の被害状況の把握・伝達（被害状況即報）

救助期においても、引き続き被害状況速報を適時更新し、県に報告することにより応援体制の強化を求める。

３　災害情報の共有

本部室情報班は、把握した情報を随時各部班、関係機関に回付し、情報の共有を図るとともに、以下の情報を地図にプロットし、関係部班等の応急対策に資する。

(1)　死者、行方不明者の発生地点

(2)　要救出現場の発生地点

(3)　火災、がけ崩れ等の発生地点

(4)　避難所の開設地点

(5)　ヘリポート

(6)　物資輸送拠点

(7)　通行不能地点

(8)　交通規制地点

(9)　その他必要な情報

４　災害確定報告

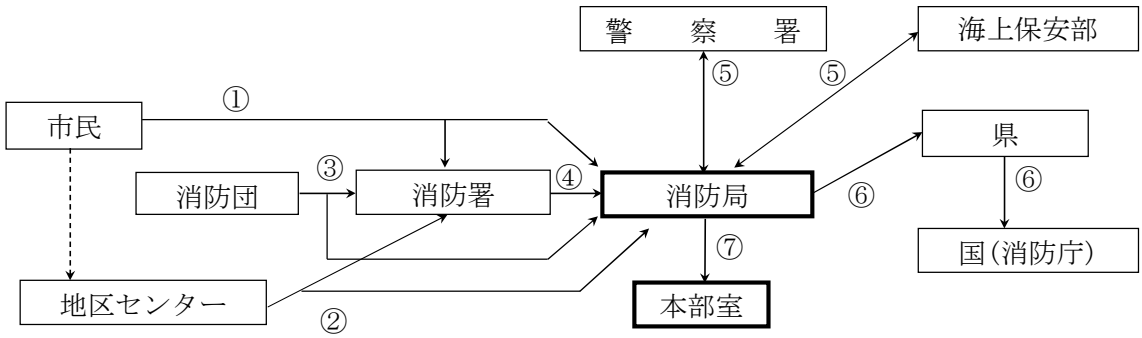
市は、応急措置が完了した後、１０日以内に、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

第７節　消防活動

消防部

１　火災に関する情報の収集・伝達

消防部（消防局）を拠点に、火災に関する情報（出火、延焼等）の収集・伝達を行う。



①　火災を発見した市民は、119番通報する。ただし、119番回線途絶時の通報場所は、最寄りの消防署、地区センター、小・中学校（以下、「市施設」という。）とし、駆け付けて通報する。

なお、119番回線が途絶している場合、消防局は、巡回による情報の収集と市民に対し災害発生時の通報場所等についての広報を行う。

②　駆け付け通報を受けた市施設は、消防署又は消防局へ通報する。通報の手段は、駆け付け又は消防無線及び防災行政無線等の使用可能な全ての通報手段とする。

③　消防団は、火災を発見したとき、又は火災発生の通報を受けたときは、消防署又は消防局に通報する。

④　消防署は、火災発生の通報を受けたときは、消防局に通報する。

⑤　消防局は、火災発生現場の状況等について、警察署、海上保安部と情報交換を行う。

⑥　消防局は、火災発生後に多数の要救助者がいる災害や119番回線の途絶など即報が必要な火災が発生したときは、県を通じて国（消防庁）に報告する。

⑦　消防局は、火災発生現場の状況等を本部室に報告する。

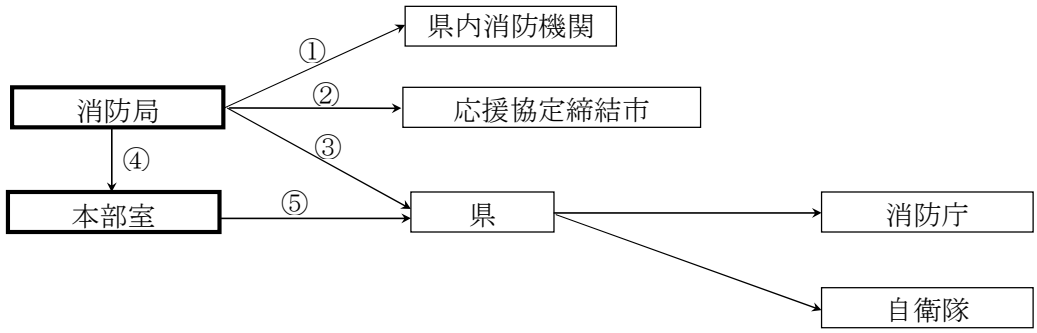
２　消防活動

(1)　消防局における消防活動

消防局において別に定める「消防計画」による。

(2)　応援要請

火災が多発した場合や大規模な火災が発生した場合又は、多数の要救助者が発生したことにより、自らの消防力での消防活動が困難と判断した場合、消防部長（消防局長）は、次のとおり応援要請を行う。



①　消防局は、自らの消防力のみでは対処できないときは、「富山県市町村消防相互応援協定」に基づく応援を県内の他の消防機関へ要請する。

②　消防局は、自らの消防力のみでは対処できないときは、相互応援協定を締結している市に対して応援を要請する（第11節「広域応援要請」参照）。

③　消防局は、県消防防災ヘリコプターの出動が必要と認めるときは、県に出動を要請する。

④　消防局は、県へ消防庁（緊急消防援助隊、広域航空消防応援）又は自衛隊の災害派遣を求める必要があると認めるときは、本部室に通報する。

⑤　本部室は、④の通報を受けたときは、県に応援を要請する。

⑥　消防局は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておくものとする。

ア　地理の情報（広域地図、住宅地図等）

イ　水利の情報

（ア）　水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）

（イ）　水利の所在地

（ウ）　水利地図（広域地図、住宅地図等）

ウ　ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報（ヘリコプター離着陸場所位置図、緊急搬送医療機関位置図等）

エ　住民の避難場所の情報

オ　宿営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報

３　市民、町内会・自治会、自主防災組織及び事業所の役割

市民、町内会・自治会、自主防災組織及び事業所は、災害が発生した場合、次の活動に努める。

(1)　市　民

ア　使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

イ　都市ガスはメーターガス栓、LPガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

ウ　電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時におけるろうそく等火気の使用に注意を払う。

エ　火災が発生した場合は、消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に大声で助けを求め、消防局等への通報を行う。

(2)　町内会・自治会、自主防災組織

ア　災害発生後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。

イ　火災が発生したときは、消防局等に通報するとともに、消火器、バケツ等あらゆる手段を用いて初期消火活動に当たる。

ウ　消防機関が到着したときは、協力して消火活動に当たる。

エ　多数の市民が避難所で生活する事態となったときは、定期的にパトロールを行い、出火防止に努める。

(3)　事業所

ア　火気使用の禁止、LPガスや都市ガス等の供給の遮断等の確認、ガス、石油類等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

イ　従業員は、火災を発見した場合、事業所内の防災センター、守衛室、電話交換室等定められた場所に通報し、受報者は消防局等に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。

ウ　事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消防用設備等を用いて一気に消火し、延焼防止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物等が火災になり、拡大すると判断される場合は付近の市民に避難を呼びかける。

エ　必要に応じて従業員は、顧客等来訪者の避難誘導を行う。誘導に当たっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

第８節　広　報

企画管理部　関係各部

１　広報内容と広報情報の収集機関

内　　容	関係部班、関係機関
○被害状況	□本部室
○市長からのメッセージ	□企画管理部秘書班
○二次災害防止に関する情報	□本部室 □建設部道路整備班、建築班 □消防部予防班
○医療に関する情報(診療可能病院等)	□福祉保健部保健衛生班
○避難に関する情報	□福祉保健部災害救助班
○水道水の確保に関する情報	□上下水道部給水各班
○食料、救援物資の確保に関する情報	□福祉保健部給食物資班
○遺体の安置等に関する情報	□環境部環境保全班 □市民生活部市民班
○電気に関する情報	□北陸電力(株)
○ガスに関する情報	□日本海ガス(株)
○下水道に関する情報	□上下水道部下水道各班 □農林水産部農地班
○ごみ、がれきの処理に関する情報	□環境部環境指導班 □環境部環境業務班
○電話に関する情報	□西日本電信電話(株)富山支店・金沢支店
○道路に関する情報(交通規制状況等)	□建設部道路河川管理班 □所轄警察署

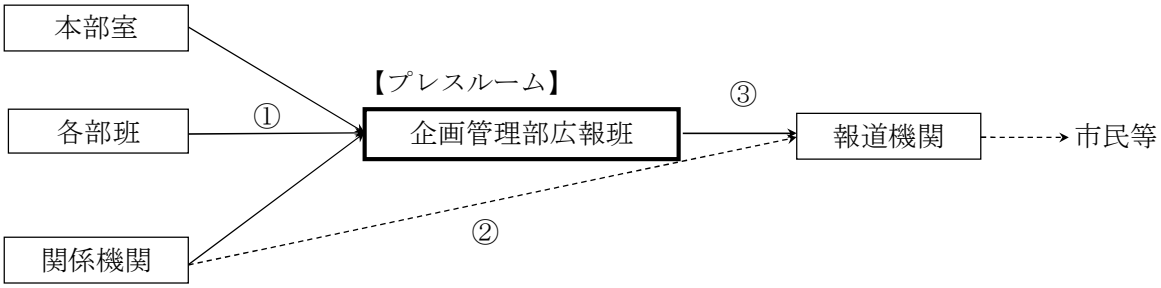
○公共交通に関する情報(運行状況等)	□ＪＲ西日本旅客鉄道(株)金沢支社北陸広域鉄道部 □富山地方鉄道(株)　等
○教育に関する情報（休校等）	□教育部学校教育班
○店舗・宿泊施設等の営業状況に関する情報（ガソリンスタンド、デパート、公衆浴場、銀行、ホテル等）	□商工労働部商工労政班 □商工労働部観光政策班 □市民生活部地域コミュニティ推進班 □市民生活部市民協働相談班
○ボランティア募集に関する情報	□市民生活部市民協働相談班 □市災害ボランティア本部

２　報道機関に対する情報提供、資料提供

広報情報に関し、報道機関に情報提供等を行う場合は、次のとおりとする。

(1)　報道機関に対する情報提供等

本庁舎内に設置するプレスルームを拠点に、企画管理部広報班が調整主体となって報道機関への情報提供等を行う。(資料４－４参照)



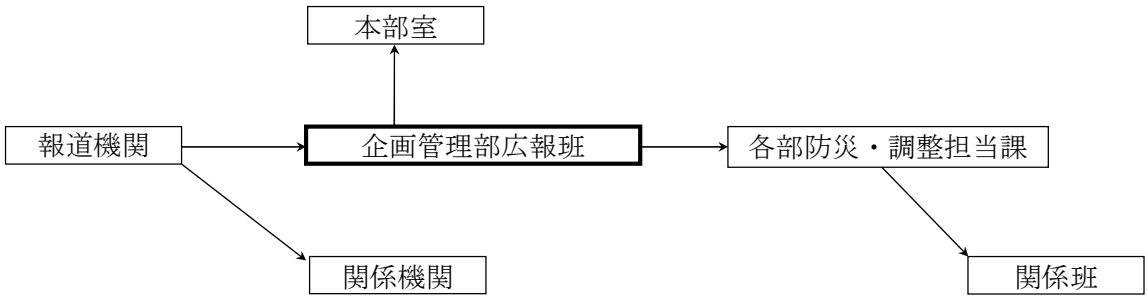
①　本部室、各部班、関係機関は、広報情報をとりまとめ、企画管理部広報班を通して報道機関に情報提供等を行う。なお、電気、ガス、電話等のライフライン関係機関は、プレスルームとの連携が十分図れるよう、防災行政無線の活用、プレスルームへの職員の常駐等可能な手段を用いて迅速・的確な情報の提供体制の確保を図る。

②　関係機関は、必要に応じて報道機関に直接情報提供等を行う。

③　企画管理部広報班は、本庁舎内に設置したプレスルームで、記者発表等により報道機関に情報提供、資料提供を行う。

(2)　報道機関からの取材への対応

報道機関からの取材については、企画管理部広報班を窓口にして対応する。

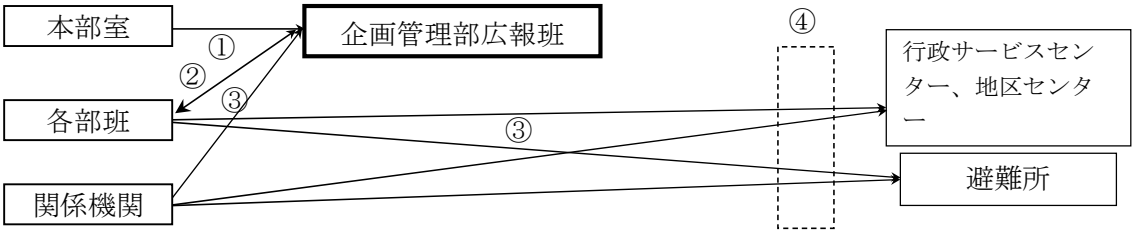


３　市民への直接の広報

広報情報を直接市民に広報する場合は、次のとおりとする。

(1)　標　準

行政サービスセンター、各地区センター、避難所において広報情報が集約されるようにする。



①　本部室は、広報情報を取りまとめ、企画管理部広報班に、行政サービスセンター、地区センター、避難所への広報を要請する。

②　企画管理部広報班は、本部室からの広報情報を、関係各部班を通じて行政サービスセンター、地区センター及び避難所にチラシ、張り紙、市ホームページ、災害情報メール等を用い伝達する。

③　各部班及び関係機関は、広報情報を取りまとめ、行政サービスセンター、地区センター及び避難所にチラシ、張り紙、市ホームページ、災害情報メール等により伝達する。また、自主的な広報活動を始めるほか、必要に応じて、広報班からの指示により広報車の巡回も行う。

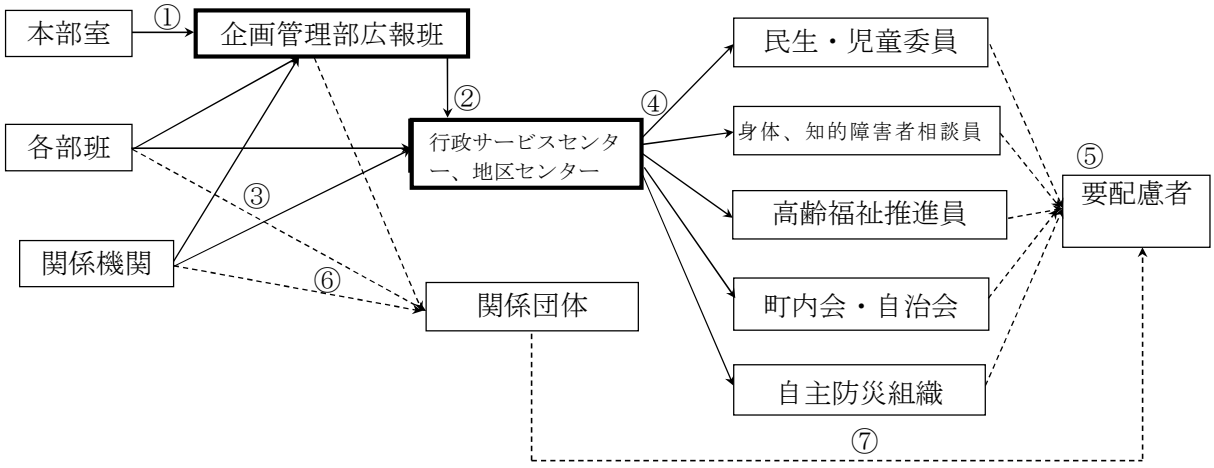
なお、各部班及び関係機関は、広報した情報を企画管理部広報班に報告する。

④　企画管理部広報班、各部班及び関係機関は、行政サービスセンター、地区センター及び避難所への伝達に当たって要員が不足する場合は、市災害ボランティア本部に登録されたボランティアの協力を得る。

(2)　要配慮者（外国人を除く。）への広報

行政サービスセンター、地区センターを拠点として、民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、高齢福祉推進員、ボランティア等を通じ可能な限りの広報を行う。

また、要配慮者の関係団体の協力を得て広報を行う。



①　本部室は要配慮者に対する広報情報を取りまとめ企画管理部広報班に、行政サービスセンター、地区センターへの伝達を要請する。

②　企画管理部広報班は、本部室からの要配慮者に対する広報情報を行政サービスセンター、地区センターに伝達する。

③　各部班及び関係機関は、要配慮者に対する広報情報を取りまとめ行政サービスセンター、地区センターに伝達する。

なお、各部班及び関係機関は、広報した情報を企画管理部広報班に報告する。

④　行政サービスセンター、地区センターは、要配慮者に対する広報を民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、高齢福祉推進員、町内会・自治会及び自主防災組織へ依頼する。

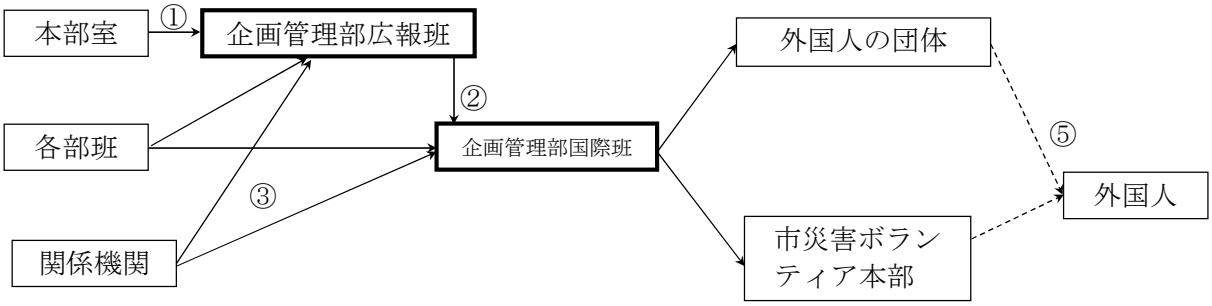
⑤　行政サービスセンター、地区センターから依頼を受けた民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、高齢福祉推進員、町内会・自治会及び自主防災組織は、可能な限り要配慮者に対する広報を行う。

⑥　企画管理部広報班、各部班及び関係機関は、要配慮者に対する広報情報を要配慮者関係団体に伝達し、要配慮者に対する広報を依頼する。

⑦　依頼を受けた関係団体は、可能な限り要配慮者に対する広報を行う。

(3)　外国人への広報

企画管理部国際班を拠点として、外国人の団体及びボランティアの協力を得ながら必要な情報の可能な限りの広報を行う。その際、できる限り多言語化に努める。



① 本部室は、外国人に対する広報情報を取りまとめ、企画管理部広報班に企画管理部国際班への伝達を要請する。

② 企画管理部広報班は、本部室からの外国人に対する広報情報を企画管理部国際班に伝達する。

③ 各部班及び関係機関は、外国人に対する広報情報を取りまとめ、企画管理部国際班に伝達する。

なお、各部班及び関係機関は、広報した情報を企画管理部広報班に報告する。

④ 企画管理部国際班は、外国人に対する広報を外国人の団体及び市災害ボランティア本部へ依頼する。

⑤ 企画管理部国際班から依頼を受けた外国人の団体及び市災害ボランティア本部に登録されたボランティアは、可能な限りの外国人に対する広報を行う。

(4) 広報手段

ア 種類

広報手段としては、以下の方法から広報を行う時点で最も効果的と判断したものを選び、必要に応じて複数の手段の併用も行う。

（ア） 広報車

（イ） 同報無線(一部の地区)

（ウ） 災害情報メール

（エ） インターネット（市ホームページ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、防災アプリ）

（オ） 張り紙（掲示板、電柱等）

（カ） チラシの留め置き

イ 留意事項

広報手段の活用に当たっては、以下の点に留意する。

（ア） 広報車を有しない各部班が広報車を利用する場合は、広報機能を有する車両の所有課に申し出る。広報車の運行は、原則として広報車を利用する各部班が行う。

（イ） 広報拠点となる行政サービスセンター、地区センター及び避難所は、災害発生時には掲示板となるものを調達する。

（ウ） 同報無線を利用する場合は、本部室に申し出る。

４　救援期における広報の方針

救援期においても、引き続き市民等への広報を積極的に行う。なお、被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、被災者のニーズの把握に努め、的確な情報を効果的な手段で提供する。また、市外への避難者に対する広報にも留意する。

５　広報内容と広報情報の収集機関（救援期）

「１　広報内容と広報情報の収集機関」に掲げるものに加え、次のような情報の提供に留意する。

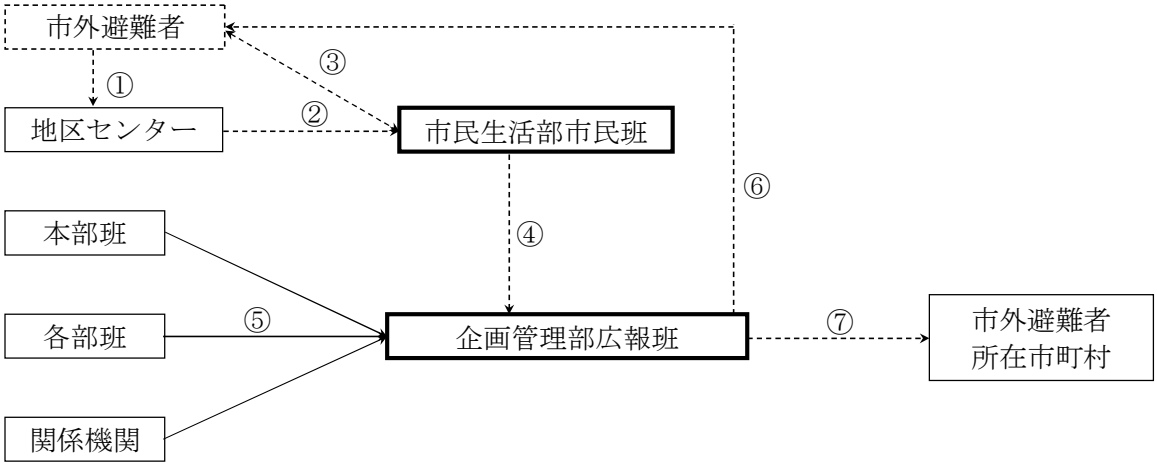
内　　容	収　集　機　関
○住宅の確保に関する情報	□活力都市創造部住宅班
○義援金品の配布等に関する情報	□福祉保健部災害救助班
○災害弔慰金等の支給に関する情報	□福祉保健部災害救助班
○保健衛生に関する情報	□福祉保健部保健衛生班
○融資等に関する情報	□商工労働部商工労政班 □農林水産部農政企画班
○悪徳商法等に関する情報	□市民生活部市民協働相談班 □商工労働部商工労政班 □警察署

６　広報紙

企画管理部広報班は、臨時の広報紙の発行により網羅的な市民への情報提供に努める。広報紙に掲載する内容は１及び５に示すものに準じることとし、各収集機関は企画管理部広報班から原稿提出の指示があった場合は、速やかにこれに応じる。この際、企画管理部国際班の協力を仰ぎ、外国人のために多言語化に努める。

７　市外避難者への広報

市外避難者への広報は次により実施する。



①　市外に避難しようとする者は、避難の際その旨を地区センターに連絡する。

②　①の連絡を受けた地区センターは、市民生活部市民班に市外避難者に関する情報を報告する。

③　市民生活部市民班は、①で報告のなかった市外避難者を把握するため、報道機関を通じて避難先等の申し出を行うよう呼びかける。

④　市民生活部市民班は、②、③の情報を基に市外避難者名簿を作成し、企画管理部広報班に

報告する（定期的に更新する）。

⑤　企画管理部広報班は、本部室、各部班、関係機関から市外避難者に広報すべき情報を入手する。

⑥　企画管理部広報班は、⑤の情報を報道機関を通じて広報する。

⑦　企画管理部広報班は、必要な場合、④の市外避難者名簿記載の避難者が避難する所在市町村に対し、市外避難者への広報について協力を要請する。

第９節　災害ボランティアとの連携

市民生活部　関係各部

大規模な災害が発生したとき被災地の復興には、行政機関及び防災関係機関、事業所、市民の応急活動だけでは、対応が十分にはできないことが想定されるため、災害ボランティアの役割は重要である。このためボランティアが被災現場で円滑に支援、救援等の活動を行うことができるよう体制の整備を図るものとする。

ボランティアの受入れに際しては、その知識、技能等が活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

国、県、市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については、感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。

１　市災害ボランティア本部

市災害対策本部が設置された場合、市、市社会福祉協議会及び富山市災害ボランティアネットワーク会議は協議し、必要性が認められる場合は速やかに「市災害ボランティア本部」を設置するものとする。

市災害ボランティア本部設置後は、速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡先、ボランティアの活用等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県災害救援ボランティア本部にコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(1)　設置場所

市災害ボランティア本部は、市災害対策本部との連携が図れる場所（施設）に設置するも

のとし、その設置場所についてはあらかじめ定めておくものとする。

(2)　役割（機能・業務）

ア　被災者ニーズの把握

イ　相談窓口（電話）の設置

ウ　市災害対策本部、県災害救援ボランティア本部及び現地事務所との連絡調整

エ　地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請

オ　ボランティア活動参加申出者への対応

カ　現地事務所間のボランティア等の配置調整

キ　ボランティアの受入れ、登録、保険加入

ク　活動用資機材の調達（市災害対策本部と連携）

ケ　救援物資の仕分け、搬送、供給調整（市災害対策本部と連携）

コ　地域内への災害ボランティアについて広報

(3)　その他

県から事務の委任を受けている場合は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会が設置する災害ボランティア本部に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

２　災害ボランティア現地事務所

市災害ボランティア本部は、被災地の被害状況に応じてボランティア活動の拠点となる「現地事務所」を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報するものとする。なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市災害ボランティア本部が担うものとする。

(1)　設置場所

現地事務所を設置する場合は、市は、ボランティア活動が円滑に行える場所（市社会福祉協議会・支所、地区センター、行政サービスセンター、公民館、避難所等の施設）の確保に協力するものとする。

(2)　役割（機能・業務）

ア　市災害ボランティア本部との連絡調整

イ　被災者ニーズ及び被災状況の把握

ウ　ボランティアの受入れ、登録、保険加入

エ　コーディネート

オ　救援物資の整理配布

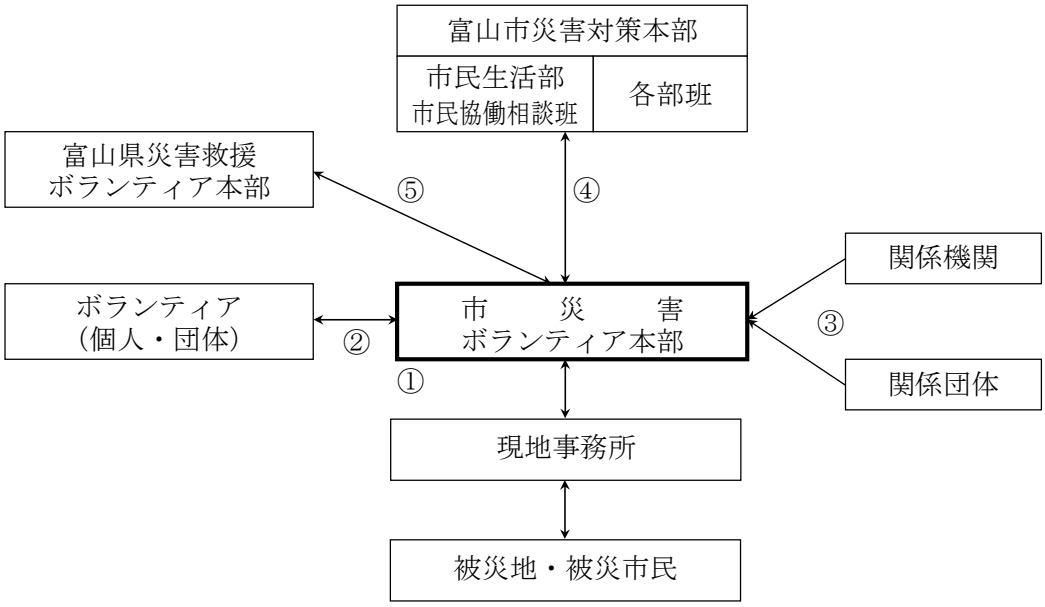
カ　活動用資機材の配布

キ　現地での支援活動

ク　ボランティアの健康管理

３　ボランティアとの連携体制

災害対策本部とボランティア（応急危険度判定士・医療ボランティア等の専門ボランティアを除く。以下同じ。）との有機的な連携を図るため、次のような体制をとる。



①　ボランティアとの連携の窓口は市災害ボランティア本部とし、②～⑤の活動を行う。また、必要に応じ、現地事務所を設ける。

②　市災害ボランティア本部は、ボランティア（個人、団体）からの申し出を受け付け、③をもとに協力依頼事項を紹介する。

③　市災害ボランティア本部は、富山市災害対策本部（市民生活部市民協働相談班、各部班)、関係機関及び関係団体からボランティアの協力を希望する事項を受け付ける。なお、希望する内容は次の事項を明らかにするものとする。

ア　活動内容

イ　活動期間

ウ　必要な人数、技能等

エ　必要な資機材

オ　集合先

カ　連絡先

④　市災害ボランティア本部は、ボランティア活動の拠点等ボランティア本部の運営に必要な活動用資機材等の支援及び行政情報の提供に関し、市民生活部市民協働相談班と協議する。

⑤　市災害ボランティア本部は、ボランティアの活動状況に関し、富山県災害救援ボランティア本部と適時情報交換を行い、情報の共有を図るとともに、必要な場合はボランティアコーディネーターの派遣を求める。

４　応急対策に係る市災害ボランティア本部への協力依頼事項の例

ボランティアへの協力依頼事項として、以下のような例が挙げられる。

(1)　市災害ボランティア本部運営に関する事項（発災早期に被災地入りしたボランティア団体への依頼）

(2)　広報活動に関する事項（張り紙、チラシの配布、通訳、要配慮者への伝達等）

(3)　避難者名簿の整理に関する事項

(4)　給水、食料給付に関する事項（水、食料の配給、炊き出し補助等）
(5)　避難所の運営に関する事項
(6)　社会福祉施設等の支援に関する事項
(7)　病院の支援に関する事項
(8)　市に届けられた救援物資の仕分け、運搬、配布に関する事項
(9)　保育、子どもの遊び相手、高齢者や障害者等の援護に関する事項
(10)　被災者ニーズ及び被災状況の把握に関する事項

５　ボランティアへの支援

(1)　情報提供

各部班は、市災害ボランティア本部からボランティア活動に必要な行政情報等の提供を求められた場合、的確に提供する。

(2)　資機材等物品、車両の貸与

各部班は、市災害ボランティア本部及び現地事務所からボランティア活動に必要な各種資機材等のあっせん、提供を求められた場合、積極的に支援する。

(3)　活動拠点の支援

市民生活部市民協働相談班は、市災害ボランティア本部を通じて活動を行うボランティアの活動拠点（現地事務所等）の確保に努める。

(4)　災害ボランティア保険加入への支援

市は、市災害ボランティア本部を通して活動を行うボランティアの災害ボランティア保険への加入を支援する。

６　他ボランティア団体等への協力要請等

市災害対策本部は、市災害ボランティア本部のみで対応が困難であると認めるときは、被災地域外からのボランティアの受入れ、活動調整等について、県災害救援ボランティア本部、日本赤十字社富山県支部、県社会福祉協議会、県民ボランティア総合支援センターへ協力を要請するよう依頼する。

また、必要に応じ、不足しているボランティアの職種等の情報を報道機関に提供する。

第10節　市内民間団体等からの人員の確保

関係各部

1　市内民間団体からの人員の確保

炊き出し、物資の仕分け、運搬、配布等のために人員を確保する必要があると認めた場合は、各部班は、市民協働相談班を通じて、市災害ボランティア本部に協力依頼を行う。

2　人的公用負担

市内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めたときは、市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる（災害対策基本法第65条）。

3　労働力の確保

廃棄物の処理、物資の仕分け、応急仮設住宅の建設、道路の応急復旧等において労働力を確保する必要がある場合、各部班は、商工労働部商工労政班を通じて県に要請する。

4　消防団の動員

「富山市消防計画」に基づき、市長の命令により消防局長が行うものとする。

5　医療救護関係者の出動要請

医師・看護師等の動員に関する必要な事項は、第15節「医療救護」の定めるところによるものとする。

6　土木・建設業者の動員要請

各部班は、土木・建設業者の動員を必要とする場合には、災害の状況及び必要建設機械等を把握し、業者に対し要請するものとする。

7　関係機関への職員要請等

各部班は、災害応急対策を実施するにあたり、前記の動員のみで不足する場合には、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱に定めるところにより、本部室を通じ団体等の長に対し職員等の派遣要請又は県知事に対し災害対策基本法による職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

8　受入体制の確立

各部班は、動員された者の作業が、効率的に行えるように作業内容・作業場所・休憩又は宿泊場所・その他作業に必要な受入体制を整えるものとする。

第11節　広域応援要請

本部室　消防部　企画管理部

1　県内他市町村への応援要請

(1)　災害対策基本法第67条に基づく応援の要求

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内の他の市町村長に対し次の事項を示して応援を求める。

なお、本項の事務は、本部室総括班が企画管理部職員班と共同で処理することとし、応援が必要と判断した各部班は本部室総括班にその旨を申し出る。

ア　応援を求める理由

イ　応援を必要とする人員、物資等

ウ　応援を必要とする場所、期間

エ　応援を必要とする活動内容

オ　応援の受入れ地

カ　その他応援に関し必要な事項

(2)　消防相互応援協定に基づく応援要請

県内の市町村は、大規模災害に対処するため、消防組織法第39条の規定に基づき、「富山県市町村消防相互応援協定」を締結している。

市長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、県内の他の消防に対し、次の事項を示して応援要請を速やかに行う。

ア　災害の種別

イ　災害の状況

ウ　応援隊の種別、隊員数及び人員

エ　防ぎょに必要な資器材の種別及び数量

オ　応援の場所並びに誘導員の配置場所

カ　その他必要な事項

2　県への広域応援要請

(1)　災害対策基本法第68条に基づく応援の要求

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し次の事項を示して応援を求める。

なお、本項の事務は、本部室総括班が処理することとし、応援が必要と判断した各部は本部室総括班にその旨を申し出る。

ア　災害の状況及び応援を求める理由

イ　応援を必要とする人員、物資等

ウ　応援を必要とする場所、期間

エ　応援を必要とする活動内容

オ　応援の受入れ地

カ　その他応援に関し必要な事項

(2)　自衛隊の災害派遣要請依頼

本章第12節「自衛隊の災害派遣要請依頼」に定める。

(3)　広域消防応援の依頼

市長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、他の消防に応援、支援を要請するものとする。

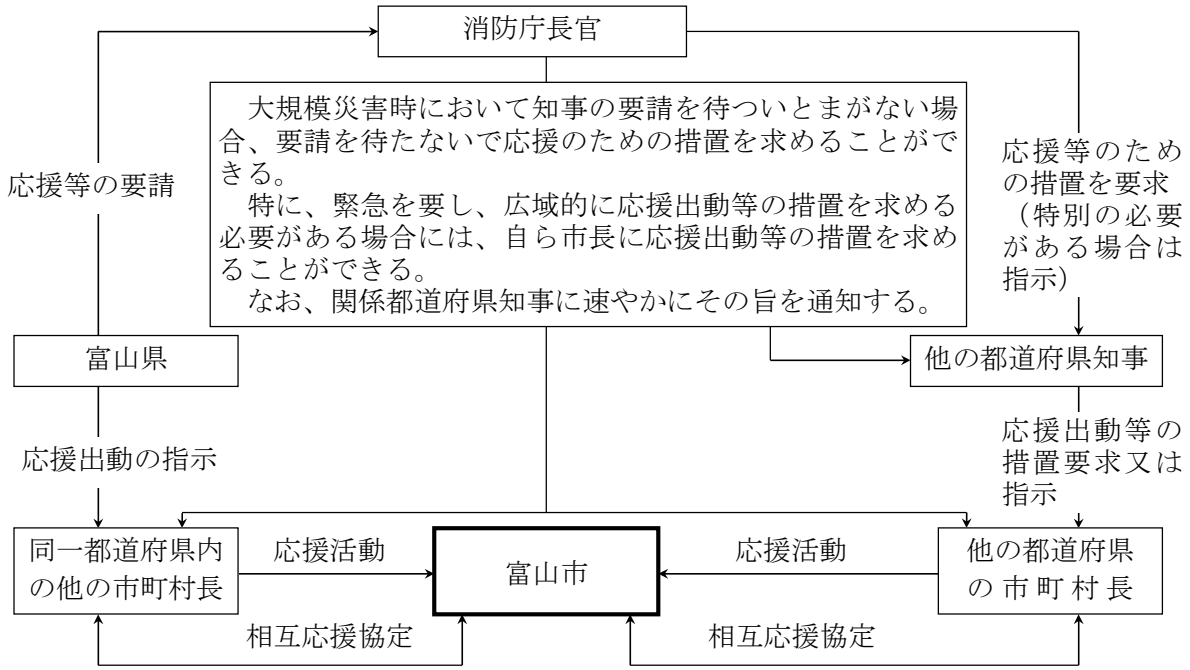
なお、緊急消防援助隊の出動要請を行うときには、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出するものとする。

ア　災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況

イ　応援要請日時、必要応援部隊

ウ　その他の情報（必要資機材、装備等）

大規模災害時における緊急の広域消防応援フロー



3　県外応援協定締結市に対する応援要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、相互応援協定に従い応援を求める。なお、要請の事務は、本部室総括班が処理することとし、応援が必要と判断した各部は本部室総括班にその旨を申し出る（消防活動については、特に迅速な対応が必要であるため、消防局が直接要請し、その旨を本部室に報告する。）。

4　国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、当該地域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書を持って当該機関の

職員の派遣を要請する。

(1)　派遣を要請する理由

(2)　派遣を要請する職員の職種別人員

(3)　派遣を必要とする期間

(4)　その他職員の派遣について必要な事項

5　公共的団体、民間団体等に対する要請

市長は、必要があると認めるときは、公共的団体、民間団体に協力を要請するものとする。

具体的な内容については、本章第10節「市内民間団体等からの人員の確保」参照。

6　応援の受入れ

(1)　連絡体制の確保

市は応援を受け入れる場合、所管する部は連絡責任者を指定し、本部室総括班との連絡体制を確保する。

(2)　受入れ拠点の指定

本部室総括班は、上記の応援を受け入れる場合、公園等を受入れ拠点として指定する。同時に、応援職員についての宿舎を公共施設等に確保するよう努め、市で確保が困難なときは、県災害対策本部等の協力を求めて確保するものとする。

また、市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(3)　活動の調整

応援活動の調整は、各部の連絡責任者が窓口となって行う。

(4)　応援活動における担当の業務

担当の業務は、おおむね次のとおりとする。

ア　火災防ぎょ活動

イ　水防活動

ウ　人命救助

エ　負傷者の搬送

オ　死体の捜索・収容

カ　給食・給水

キ　防疫

ク　その他緊急を要する業務

(5)　経費の負担

応援に要した費用は、協定等の定めがある場合を除き、原則として市で負担する。

7　職員の派遣要請・あっせん要請（災害対策基本法第29条、第30条、地方自治法第252条の17）

(1)　趣　旨

災害応急対策又は災害復旧のため市長が必要と認めたときに、指定地方行政機関又は特定公共機関の長、県知事に対して、主として長期にわたる身分の異動を伴う職員の派遣・あっせんを要請するものである。

(2)　手続き

各部からの要請を踏まえ、企画管理部職員班が市長の承認を得て派遣要請・あっせん要請を行う。なお、費用等については、法に基づく。

8　県消防防災ヘリコプターの出動要請

(1)　要請の範囲

市長（本部室）は、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断した場合に、防災航空センター所長（以下「運航責任者」という。）に消防防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

ア　救急搬送等の緊急性があると認められる場合

イ　市の消防では、災害の防ぎょ等が著しく困難と認められる場合

ウ　その他、ヘリコプターの出動が必要であると判断される場合

(2)　要請の方法

市長は、運航責任者に対し、次の事項を明らかにして、出動要請するものとする。

ア　災害等の種別

イ　災害等の発生日時、場所及び被害の状況

ウ　災害等の発生現場の気象状況

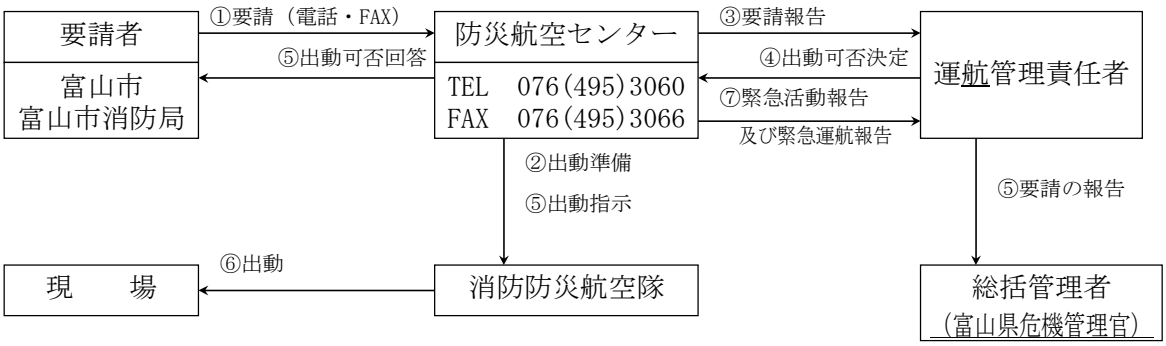
エ　災害等の現場の最高指揮者の職及び氏名並びに当該最高指揮者との連絡方法

オ　場外離着陸場の所在地及び受入体制

カ　支援に要する資機材の品目及び数量

キ　その他必要事項

(3)　要請の流れ



9　警察官の出動要請

各部班は、警察官の出動を要請する場合には、本部室を通じ所轄警察署長に対し、出動を要請する。本部室に要請を依頼するいとまがないときは、当該部班において、直接要請し、その旨を本部室に報告する。

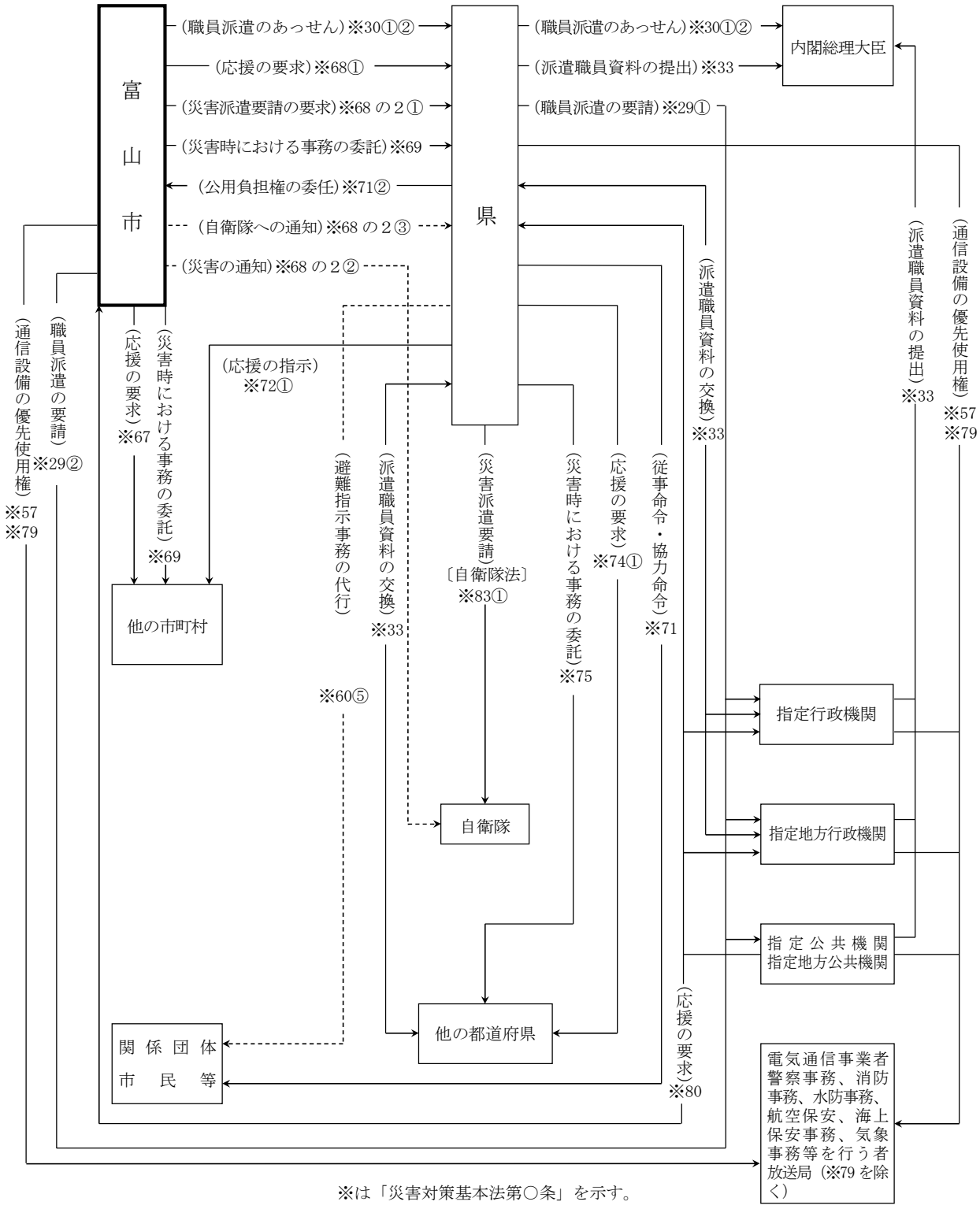
なお、広域的かつ迅速な災害警察活動部隊として、警察災害派遣隊があり、本部室は警察本部に対し、必要に応じこの部隊の派遣を要請する。

10　相互応援・協力

市長は、県知事、他市町村長等から応援、又は協力を求められた場合は、正当な理由がない

限り応援し、又は協力するようにしなければならない。

災害時の応援協力体制（災害対策基本法）



※は「災害対策基本法第〇条」を示す。

第12節　自衛隊の災害派遣要請依頼

本部室

1　災害派遣要請依頼の基本方針

市長（本部室）は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

2　災害派遣の活動内容

区　　分	活　　動　　内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索、救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、速やかに捜索救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(1)　総括的窓口

自衛隊の災害派遣に関する総括的窓口は、本部室総括班とする。

(2)　手続き

自衛隊の災害派遣の必要があると認めた関係部等は、本部室総括班にその旨を伝達する。

本部室総括班は、市長に伝達し、市長は災害派遣要請の必要性を認めた場合は、県知事（防災・危機管理課）に別記様式（**様式３**）により災害派遣要請の依頼を行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送達する。

なお、市長が不在等の場合で連絡が取れないときは、副市長、上下水道事業管理者の順にその権限を代行する。

また、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛大臣又は下表の部隊の長にその内容を通知する。この場合、市長は速やかにその旨を県知事に通知する（災害対策基本法第68条の２）。

通　　知　　先

名　　称	所　　在　　地	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊長	〒921-8520　石川県金沢市野田町１－８	076(241)2171
海上自衛隊舞鶴地方総監	〒625-8510　京都府舞鶴市字余部下1190	0773(62)2250
航空自衛隊第６航空団司令	〒923-8586　石川県小松市向本折町戊267	0761(22)2101

災害発生通報先

名　　称	所　　在　　地	電話番号
陸上自衛隊第382施設中隊長	〒939-1378　砺波市鷹栖出935	0763(33)2392

３　災害派遣部隊の受入れ

(1)　受入れ準備

本部室総括班は、県知事から災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期す。

ア　自衛隊の宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備すること。

イ　県及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。

ウ　部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について計画を立てておくこと。

（ア）　作業箇所及び作業内容

（イ）　作業の優先順位

（ウ）　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

（エ）　部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

エ　ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をすること。

(2)　派遣部隊到着後の措置

本部室総括班は、関係部等と連携し、派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上必要な措置をとるとともに到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

ア　派遣部隊の長の官職氏名

イ　隊員数

ウ　到着日時

エ　従事している作業内容及び進捗状況

4　災害派遣部隊の撤収要請

市長（本部室）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、派遣要請手続に準じて撤収要請を行うものとする（**様式４**参照）。

5　その他

(1)　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

ア　救援部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の保有する装備品に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料

イ　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

ウ　派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱水費、電話料、入浴料等

エ　派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害の補償

オ　その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と協議するものとする。

(2)　自衛隊派遣ヘリポート及びベースキャンプ地

ア　活動拠点の確保

市長（本部室）は、活動拠点として、被災地近傍の公園、グランド等で、連隊（400人規模）で15,000㎡、師団（約４千人程度）で約140,000㎡以上の地積を確保する。

自衛隊派遣ヘリコプター発着場及びベースキャンプ地（予定）は**資料７－４**のとおりである。

イ　ヘリコプターの離着陸要領

ヘリコプターは、風に向かって約10度～12度の上昇角で離着陸する。普通は垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりしない。

ウ　ヘリコプターの発着場選定基準

(ア)　地面は堅固で傾斜６度以内

(イ)　四周にあまり障害物がないこと。少なくとも２方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100ｍ×100ｍの地積があれば良い。

エ　富山市場外離着陸場一覧表は**資料７－４**を参照。

第13節　災害救助法の適用

本部室　関係各部

1　災害救助法適用に関係する被害情報の収集と判断

(1)　被害情報の収集

本部は、本部室で入手した情報等を参考に、住家被害等災害救助法適用に係る被災世帯の世帯数、被害状況を収集する。

(2)　災害救助法適用申請要否の判断

本部室は、(1)で収集した情報が災害救助法適用基準を満たすか否かを判断する（**資料12－５**参照)。

災害救助法適用基準

①　市の区域内で、住家が滅失した世帯数が150世帯以上であるとき。
②　被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が1,500世帯以上に達した場合で、市における滅失した世帯数が75世帯以上に達したとき。
③　被害世帯数が①又は②の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達したこと、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
④　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。
＊「滅失世帯」とは、住家の滅失した世帯であるが、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

（参考）災害状況認定基準

①滅失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
②住家の半壊、半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通り再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が住家時価の20%以上50%未満のもの。
③住家の床上浸水、土砂	上記①、②に該当しないものであって、浸水がその床に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状

の堆積等	態になったもの。
④世帯	生計を一にしている実際の生活単位
⑤住家	現実に居住のために使用している建物をいう。ただし耐火構造物の集合住宅等で各部屋が遮断、独立しており日常生活に必要な設備を個々に有しているものについては、それぞれを１住家として扱う。

２　災害救助法適用申請と運用

(1)　災害救助法適用の県への申請

大規模な災害が発生し、市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、市長は県知事に対し被害状況を報告し、災害救助法の適用申請を行う。

なお、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、直接、内閣府に対して緊急報告を行う。

(2)　救助の種類・実施期間

ア　救助の種類、実施期間については下表のとおりである。災害救助法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動する。なお、災害救助法第30条第１項及び同法施行規則（平成12年富山県規則第63号）第16条の規定により、救助の実施に関する権限に属する事務の一部を市長が行うこととされた場合は、当該救助の実施に関する事務を処理する。

イ　救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市長が救助を開始し、事後、知事に報告する。

救助の種類・実施期間

救助の種類	実施期間
避難所の設置及び収容	災害発生の日から７日以内 （おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間内）
応急仮設住宅の設置	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から２年以内
炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から７日以内
飲料水の供給	災害発生の日から７日以内
被服・寝具その他生活必需品の給（貸）与	災害発生の日から10日以内
医療	災害発生の日から14日以内
助産	分娩した日から７日以内

災害にかかった者の救出	災害発生の日から３日以内
災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から３月以内 （国の特定災害対策本部等が設置された災害にあっては６月以内）
生業に必要な資金の貸与	災害発生の日から１月以内
学用品の給与（教科書） （文房具）	災害発生の日から１月以内 災害発生の日から15日以内
埋葬又は火葬	災害発生の日から10日以内
死体の捜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

※　救助の期間については、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に内閣府の承認を得て延長することができる（令第９条第２項）。また、医療、助産、死体の処理（死体の洗浄、縫合等）については、日本赤十字社富山県支部に委託されている。

(3)　救助の実施状況等の把握及び報告

災害救助法に基づく救助を実施した場合は、その実施状況等を次により把握し報告する。

ア　救助実施記録日計票の作成

本部室は、救助の実施を行う各部に「災害救助の実務」（災害救助実務研究会監修）に記載された救助実施様式を救助の種類ごとに配布する。

救助実施様式の配布を受けた各部は、所定の事項を記入の上、毎日、本部室に報告する。

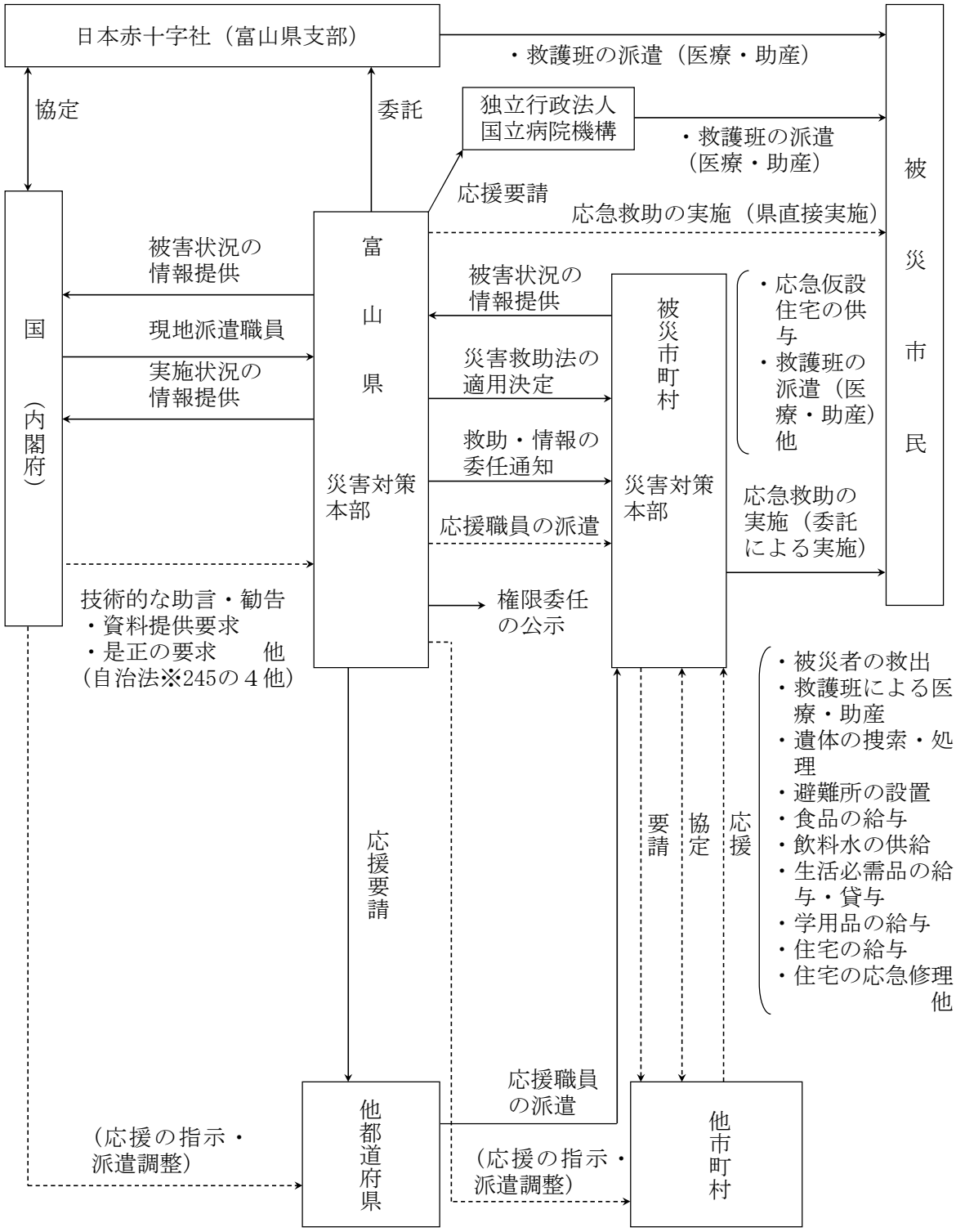
イ　救助日報の作成

本部室は、救助実施様式をとりまとめて救助日報（「災害救助の実務」による。）を作成し、適時県に報告する。

３　災害救助法による救助の対象とならない場合の措置

災害救助法による救助の対象とならない災害の場合においては、災害の状況により必要に応じて市長の責任において救助を実施する。

災害救助法による応急救助の実施概念図



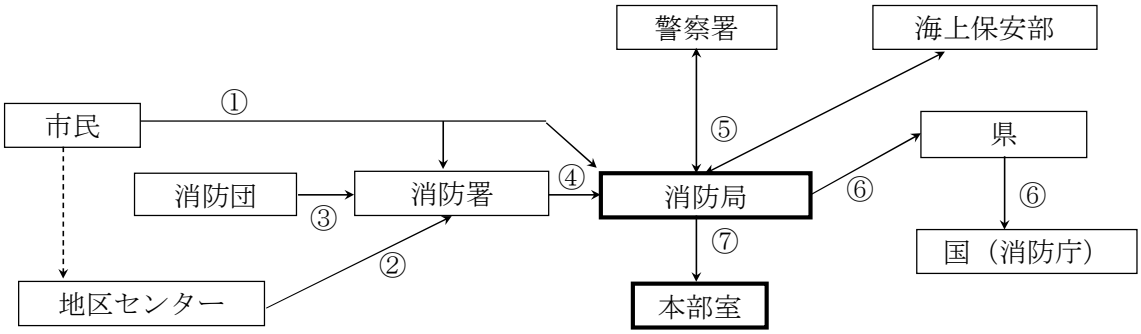
第14節　救助・救急

本部室　消防部　福祉保健部　病院事業部

1　救　助

(1)　要救助現場に関する情報の収集・伝達

消防部（消防局）を拠点に、生き埋め、孤立、遭難等要救助現場に関する情報の収集・伝達を行う。



①　要救助者がいる災害現場を発見した市民は、119番通報する。ただし、119番回線途絶時の通報場所は、最寄りの消防署、地区センター、小・中学校（以下、「市施設」という。）とし、駆け付けて通報する。

なお、119番回線が途絶している場合、消防局は、巡回による情報の収集と市民に対し災害発生時の通報場所等について広報を行う。

②　駆け付け通報を受けた市施設は、消防署又は消防局へ通報する。通報の手段は、駆け付け又は消防無線及び防災行政無線等の使用可能な全ての通報手段とする。

③　消防団は、要救助者がいる災害現場を発見したとき、又はその通報を受けたときは、消防署に通報する。

④　消防署は、要救助者がいる災害発生の通報を受けたときは、消防局に通報する。

⑤　消防局は、災害発生現場の状況等について、警察署、海上保安部と情報交換を行う。

⑥　消防局は、災害発生後に多数の要救助者がいる災害や119番回線の途絶など即報が必要な災害が発生したときは、県を通じて国（消防庁）に報告する。

⑦　消防局は、要救助者がいる災害発生現場の状況等を本部室に報告する。

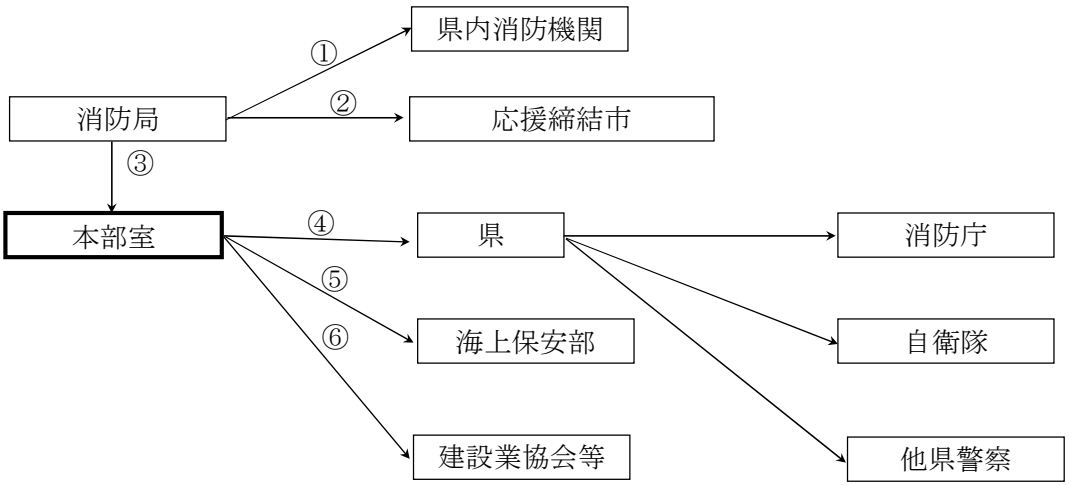
(2)　救助活動

ア　消防局における救助活動

消防局において定める「消防計画」による。

イ　応援要請

要救助現場が多数発生し、保有している資器材等では迅速な対応が困難な場合、消防部長（消防局長）は、以下のとおり応援要請を行う。



① 消防局は、自らの消防力のみでは対処できないときは、「富山県市町村消防相互応援協定」（**資料９－７**）に基づく応援を県内の他の消防機関へ要請する。

② 消防局は、自らの消防力のみでは対処できないときは、相互応援協定を締結している市に対して応援を要請する（本章第11節「広域応援要請」参照）。

③ 消防局は、県へ消防庁（緊急消防援助隊、広域航空消防応援）、他県警察（警察災害派遣隊）及び自衛隊の災害派遣を求める必要があると認めるときは、本部室に通報する。

また、海上保安部及び建設業協会等の応援を求める必要がある場合も同様とする。

④ 本部室は、③の通報を受け、消防庁、自衛隊、他県警察の応援を求める場合は、県に対して応援要請を行う。

⑤ 本部室は、海上保安部への応援を求める通報があった場合、海上保安部に対して応援要請を行う。

⑥ 本部室は、建設業協会等への応援を求める通報があった場合、建設部と連携して市内の建設業協会等に協力を要請する。

ウ　海上保安部における救助活動

海上における救助活動については、海上保安部が中心になって実施するものとし、消防局及び本部室は、海上保安部との状況連絡を密にして、救助活動に関する必要な協力を行うとともに、救助された者の医療機関への搬送等を行う。

(3)　市民、町内会・自治会、自主防災組織及び事業所の役割

ア　自分たちの住んでいる地域ないし事業所内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、発見した場合は、消防局、消防署又は地区センターに通報する。

イ　活用できる資器材を用いて可能な限りの救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防機関に協力する。

(4)　実動組織間の調整

災害現場で活動する消防・警察・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共

有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

２　救　急

(1)　負傷者の発生状況に関する情報の収集・伝達

ア　消防局

119番通報の状況から負傷者発生の規模、集中地区を推定し、本部室に伝達する。

なお、119番通報が殺到した場合は、直ちに県へ報告する。県に連絡できない場合は国（消防庁）へ直接報告する。

イ　福祉保健部保健衛生班

市医師会、病院事業局、その他の医療機関及び消防局から負傷者の発生状況に関する情報を入手する。

(2)　負傷者の応急手当・トリアージ

ア　市民、町内会・自治会、自主防災組織及び事業所の行う応急手当

市民、町内会・自治会、自主防災組織及び事業所は、負傷者を発見した場合、止血、心肺蘇生等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

なお、負傷の程度が小さいものの医療処置を受ける必要がある場合は、二次医療機関への患者の殺到を避けるため、可能な限り最寄りの診療所で応急手当を受ける。

イ　防災機関の行う応急手当・トリアージ

同時に多数の負傷者が発生した現場（生き埋め、高浪遭難等）については、福祉保健部保健衛生班が、消防局、病院事業局、市医師会、日本赤十字社富山県支部（富山赤十字病院）等と連携して、現地に臨時の医療救護所を設置し、負傷者の応急手当・トリアージに努める。

＊トリアージ：多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を決める技術。

(3)　搬　送

ア　市民、町内会・自治会、自主防災組織及び事業所の行う搬送

市民、町内会・自治会、自主防災組織及び事業所は、負傷の程度が重く負傷者を医療機関に搬送する必要がある場合、自らの保有する車両等により最寄りの二次医療機関に搬送する。輸送手段の確保が困難な場合は、消防署、消防局に救急車の出動を要請する。

イ　消防機関の行う搬送

救急車の出動要請があった場合は、可能な限りその保有する救急車で対応する。対応が困難な場合、他の適当な車両を確保し対応する。

救急隊員は、救急処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

なお、道路の損壊、交通渋滞等により、救急車が使用できない場合は、県及び海上保安部に対し、消防防災ヘリコプター、富山県ドクターヘリコプター、警察ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、海上保安部ヘリコプター等の応援を求める。

また、消防局は、救急医療情報システムを活用して後方病院の被災状況や重症者の受入れ状況を確認し、効率的な搬送に努める。

3　惨事ストレス対策

救助・救急活動及び消火活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

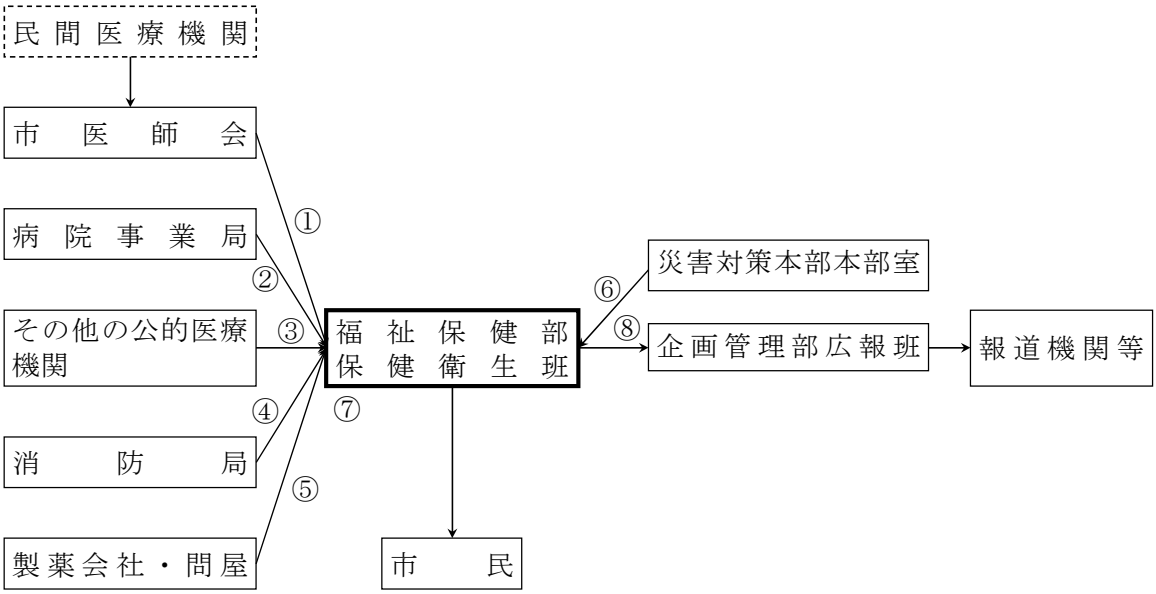
なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第15節　医療救護

福祉保健部　病院事業部　消防部

1　医療に関する情報の収集・伝達・共有・広報

福祉保健部保健衛生班を医療に関する情報の拠点として、収集・伝達・共有・広報を行う。なお、市内の主要医療機関については、**資料５－３**参照。



①　市医師会は、民間医療機関に関する以下の情報を把握し、福祉保健部保健衛生班に連絡する。各医療機関は、市医師会に連絡することが困難な場合は、直接福祉保健部保健衛生班に連絡する。

ア　被災状況（ライフラインの状況を含む。）
イ　稼働状況（診療受入可能状況）
ウ　入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
エ　外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
オ　血液、医薬品、資器材の状況
カ　医師、看護師等医療スタッフの状況

②　病院事業局は、以下の情報を把握し、福祉保健部保健衛生班に連絡する。

ア　被災状況（ライフラインの状況を含む。）
イ　稼働状況（診療受入可能状況）
ウ　入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
エ　外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
オ　血液、医薬品、資器材の状況
カ　医師、看護師等医療スタッフの状況
キ　重症患者等の受入れ可能性

ク　ヘリポート使用の可否

ケ　他の医療機関への応援（資器材、スタッフ）の可能性

③　その他の公的医療機関は、以下の情報を把握し、福祉保健部保健衛生班に連絡する。

ア　被災状況（ライフラインの状況を含む。）

イ　稼働状況（診療受入可能状況）

ウ　入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）

エ　外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）

オ　血液、医薬品、資器材の状況

カ　医師、看護師等医療スタッフの状況

キ　重症患者等の受入れ可能性

④　消防局は、以下の情報を把握し、福祉保健部保健衛生班に連絡する。

ア　要救助現場に関する情報

イ　救急車の稼働状況

ウ　119番通報の状況

⑤　製薬会社・問屋は、医薬品等の在庫状況を福祉保健部保健衛生班に連絡する。

⑥　福祉保健部保健衛生班は、以下の情報を本部室を通じて入手する。

ア　特に甚大な被害を受けている地区（地区センター単位）の状況

イ　道路交通の状況（交通規制、渋滞）

ウ　使用可能なヘリコプター、ヘリポートの状況

⑦　福祉保健部保健衛生班は、把握した情報を随時①～⑤の機関に還元するとともに、照会があればそれに応じる。

⑧　福祉保健部保健衛生班は、必要な事項について報道機関に情報提供を行い、市民周知に努める（本章第８節「広報」参照）。

２　医療救護班の派遣及び医療救護所の設置・運営

(1)　医療救護班の派遣

福祉保健部保健衛生班は、把握した情報を基に医療救護班の派遣の必要性を判断し、必要と認める場合は、病院事業局と連携して災害現場、避難所等に医療救護班を派遣する。

災害救助法が適応された場合は、県の補助機関として県災害対策本部医務班の指示に従い活動する。

(2)　医療救護所の設置・運営

福祉保健部保健衛生班は、病院事業局と共同で、また、日本赤十字社富山県支部（富山赤十字病院）や市医師会、市歯科医師会等と連携をとり、以下により医療救護所の設置・運営を行う。

ア　把握した情報を基に医療救護所の設置の必要性を判断し、必要と認める場合は、災害現場、避難所等に医療救護所を設置する。

イ　設置した医療救護所に(1)に基づいて医療救護班を受け入れるとともに、医療品の確保等医療救護班の活動を支援する。

(3)　他医療救護班の要請

医療・救護活動が、市自らの能力で実施が困難であると判断したときは、県に対して、他の医療救護班の応援を要請する。

また、医療品等が市内業者からの調達では確保できない場合は、県に対し、これらの調達のあっせんを依頼する。

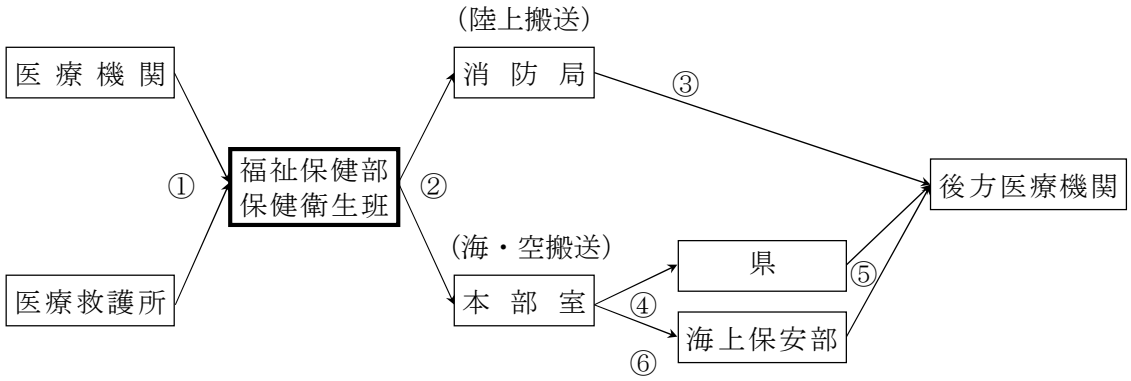
(4)　保健師等による健康管理

市は、「災害時の保健活動マニュアル」（平成27年３月）に基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。

なかでも、エコノミークラス症候群やインフルエンザ等の感染症、高齢者の心身機能の低下等について予防に努める。

3　後方医療機関への搬送

市内の医療機関で処置の困難な重症患者の市外の後方医療機関への搬送は、次のとおり行う。



①　医療機関及び医療救護所は、当該機関で処置が困難な患者が発生した場合、福祉保健部保健衛生班に後方医療機関への搬送を要請する。

②　福祉保健部保健衛生班は、消防局及び本部室と協議し、最も適切な搬送手段を確保する。その際、陸上搬送の場合は消防局が、船舶、ヘリコプター、航空機を用いる場合は本部室が担当する。

③　消防局は、福祉保健部保健衛生班と連携して救急車等車両を用いて患者を後方医療機関へ搬送する。

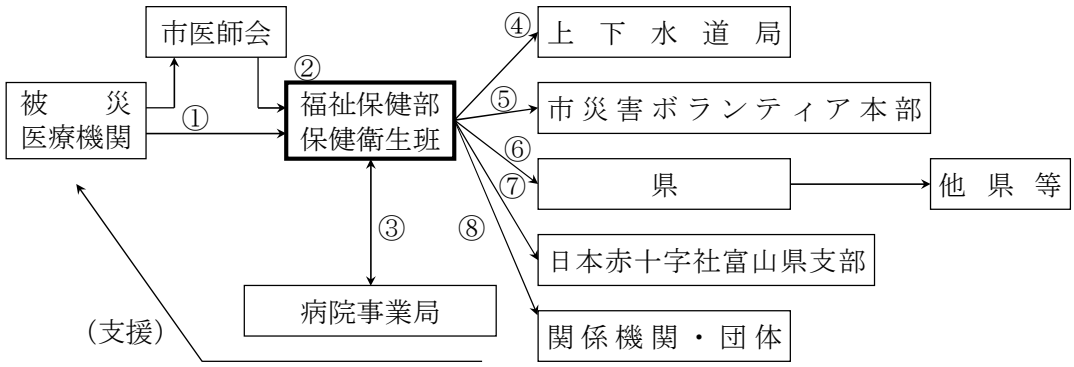
④　本部室は、船舶、ヘリコプター、航空機を用いて患者を搬送する場合、県、海上保安部に当該輸送手段の出動を要請する。

⑤　本部室から要請を受けた県、海上保安部は、福祉保健部保健衛生班と連携し患者を後方医療機関に搬送する。

⑥　防災危機管理部交通安全班は、ヘリポートの管理を行う。

4　被災医療機関への支援

ライフラインの停止、医療スタッフの不足等で機能が低下した医療機関への支援は、福祉保健部保健衛生班及び病院事業局が中心となって次のとおり行う。



① 被災医療機関は、人員・物資の確保等で支援が必要な場合、市医師会又は福祉保健部保健衛生班に支援を要請する。

② 市医師会は、被災医療機関から支援の要請を受けたときは、福祉保健部保健衛生班にその内容を伝達する。

③ 福祉保健部保健衛生班は、被災医療機関又は市医師会から支援の要請を受けたときは、病院事業局と協議して支援に努める。

市民病院は、災害拠点病院として、医療スタッフの派遣、重症患者の受入れ、後方病院への転送等に努める。

また、物資の確保等で、広域応援協定締結市に対する支援要請が必要と判断した場合は、本部室を通じて応援協定締結市へ応援要請を行う。

④ 福祉保健部保健衛生班は、水の確保に関する支援が要請された場合、上下水道部に支援を要請する。上下水道部は、要請があったときは当該支援に努める。

⑤ 福祉保健部保健衛生班は、後かたづけ、給水補助等に係る要員の確保に関する支援が要請された場合、市災害ボランティア本部にボランティアのコーディネートを要請する。

市災害ボランティア本部は、要請があったときは、ボランティアの確保及びコーディネートに努める。

⑥ 福祉保健部保健衛生班は、他県、他保健所、県立中央病院、国（厚生労働省）等からの支援が必要な場合、県にその旨を要請する。

県は、要請があったときは、当該支援に努める。

⑦ 福祉保健部保健衛生班は、富山赤十字病院等からの支援が必要な場合、日本赤十字社富山県支部にその旨を要請する。

⑧ 福祉保健部保健衛生班は、その他関係機関・団体からの支援が必要と判断された場合、各々の関係機関・団体に支援を要請する。

5　医薬品、医療用資器材等の集積センターの設置・運用

災害発生時にその必要を認める場合は本部室と協議のうえ医薬品集積センターを設置し、医療救護所において必要となる医薬品等の確保に努める。集積管理している医薬品等でまかなえない場合は、「災害時における医薬品等の供給マニュアル」（富山県厚生部作成）に基づき、富山県薬事指導課に供給を要請し医薬品等を確保する（医薬品等卸売業者については、**資料５－４**参照）。

6　応援の受入れ・派遣等

医療救護班及び医療ボランティアの受入れ・派遣先は、福祉保健部保健衛生班を窓口として行う。

医療・救護活動が、市自らの能力で実施が困難であると判断したときは、県に対して他の医療救護班の応援を要請する。

また、防疫用薬剤及び器具等が市内業者からの調達では確保できない場合は、県に対し、これらの調達のあっせんを依頼する。

7　こころのケアの実施

福祉保健部保健衛生班は、精神科医や保健師を要請し、医療救護班や心のケアチーム等と連携をとりながら、避難所における精神保健医療相談や巡回活動を行うものとする。また、女性の被災者に配慮しつつ、被災者が気軽に相談できるように、避難所において、心のケアのための相談室を開設する。さらに、救護活動者のこころのケアにも十分留意する。

8　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team。略称「ＤＭＡＴ（ディ・マット）」）は、災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた、機動性を持った医療チームである。

大規模災害時においては、被災地域内の医療体制では多数の重傷者に対応できないことが想定されることから、救命率の向上のため、ＤＭＡＴによる迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等が予定されている。

市民病院は、ＤＭＡＴの指定医療機関の一つであり、県内では、他に富山大学附属病院、富山県立中央病院、厚生連高岡病院、黒部市民病院、富山赤十字病院、高岡市民病院、市立砺波総合病院が指定され、計８病院からなるＤＭＡＴ体制が整備されている。

市民病院は、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の技術の向上等を図るため、編成した災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の研修及び訓練に努めるものとする。併せて、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の資機材の充実等を図るよう努めるものとする。

9　広域医療搬送拠点での臨時医療施設（ＳＣＵ）

広域医療搬送拠点での臨時医療施設（Staging Care Unit。略称「ＳＣＵ」）は、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設として、必要に応じて、被災地域及び被災地域外の広域医療搬送拠点に設置される。

被災地域に設置されるＳＣＵでは、被災地域内の病院等から集められた患者の症状の安定化を図り、航空機による搬送のためのトリアージを行う。被災地域外に設置されるＳＣＵは、航空機により搬送された患者について、転送される医療機関の調整と転送のためのトリアージを行う。

なお、県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に航空搬送する必要があるときは、必要に応じて、広域医療搬送拠点を設置し、傷病者の搬送について、自衛隊や消防庁等関係機関に要請するとともに、広域医療搬送拠点において臨時医療施設（ＳＣＵ）を設置することとなっている。

第16節　避難指示、避難誘導、避難所の開設

本部室　消防部　福祉保健部
こども家庭部　市民生活部
教育部

1　避難指示等の発令

避難行動は、準備にかかる時間的余裕が必要であることから、市は高齢者等避難、避難指示（以下、「避難指示等」という）の２段階で避難情報を発令する。

市民に速やかな立退き避難を促す情報は、避難指示を基本とする。また、市民に速やかな避難を促すにあたり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する市民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難指示」には至らないが、災害のおそれがあり、避難を要する状況になる可能性があると判断される場合には、「高齢者等避難」を発令する。

なお、既に災害が発生または切迫している場合は、命の危険から身の安全を確保するため「緊急安全確保」を可能な範囲で発令する。

2　警戒レベルと市民がとるべき行動

市は、住民主体の避難行動を支援するため、避難指示等の発令の際には、それに対応する警戒レベル（※）や発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するものとする。警戒レベルと避難情報等の関係は原則として次のとおりである。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

警戒レベル（発令主体）	行動を居住者等に促す情報	居住者がとるべき行動
警戒レベル５（市）	緊急安全確保	命を守るため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する。
警戒レベル４（市）	避難指示	危険な場所から全員避難する。避難は立退き避難を基本とし、屋内で身の安全を確保できると居住者等が判断した場合は緊急安全確保も可能。
警戒レベル３（市）	高齢者等避難	高齢者等は避難する。その他の者は避難の準備や自発的な避難を行う。避難は立退き避難を基本とし、屋内で身の安全を確保できると居住者等が判断した場合は緊急安全確保も可能。
警戒レベル２（気象庁）	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。

警戒レベル１ （気象庁）	早期注意情報（警報級の可能性）	災害への心構えを高める。

※災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連付けるもの（洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫に用いる）

３　発令基準

避難指示等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

なお、避難指示等において必要となる判断基準や伝達マニュアルの事前作成に努める。

① 災害の拡大により、市民の生命に危険が及ぶと認められるとき。

② 警報等が発表され、風水害による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき（**資料６－４**参照）。

③ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき。

④ 土砂災害警戒情報及び補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断して、避難指示等が必要と認められるとき。

⑤ 災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。

⑥ 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。

⑦ その他、災害の状況により、市長が認めるとき。

４　避難指示等の実施責任者

避難指示等の実施責任者は次のとおりである。なお、実施責任者が不在の場合に備え、あらかじめ代理者の規定を整備しておくものとする。

避難指示等が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

本部室は、避難指示等を行った場合、速やかに知事に報告を行う。

また、避難指示等に関する意思決定にあたり、必要に応じ、県や富山地方気象台等に助言を求めるものとする。

	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	市　　長 （災害対策基本法第56条）	要配慮者へ避難行動の開始を求める	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 （水防法第29条）	立退きの指示	洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫によって著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 （地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。

避難指示	市長又は知事 （災害対策基本法第60条） （知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。）	必要と認める居住者に対する立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
		災害発生情報の伝達	災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令する。
	警察官 （災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第４条） 海上保安官	立退き及び立退き先の指示 警告 避難の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要請があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
	自衛官 （自衛隊法第94条）		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。

5　避難指示等の内容及び市民への広報・伝達

本部室は、避難指示等について、次の内容を明示して行う。

(1)　要避難対象地域

(2)　避難先

(3)　避難指示の理由

(4)　その他避難時の注意事項等

避難指示等の方法は、要避難対象地域の市民のみならず走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、テレビやラジオの放送、コミュニティＦＭ、ケーブルＴＶ、インターネット、緊急速報メール、ＳＮＳ、スマートフォンアプリ、広報車、同報無線等により伝達を行うとともに、消防団、自主防災組織等、組織的な伝達を行う。また、必要に応じて、各家庭への戸別訪問やテレビ、ラジオ放送による周知のための協力依頼を行い、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

市民に対して避難指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

6　警戒区域の設定等

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、市長は次の措置をとることができる。

(1)　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令

(2)　他人の土地の一時使用等

(3)　現場の被災工作物の除去等

(4)　市民を応急措置の業務に従事させること

上記の場合において、市長の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同様の措置をとることができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市長に報告しなければならない。

7　避難誘導

避難指示等が出された場合、消防部及び関係部は、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、地域や事業所等の単位に集団の形成を促しつつ、避難所への誘導を行う。また、社会福祉施設、医療機関及び学校において避難を要する場合、福祉保健部、教育部はその避難を支援する。なお、避難指示等は地域の居住者のほか、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する必要があるため、避難者については住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案し、受け入れるよう努める。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、避難指示は地域の居住地の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。

8　広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

指定行政機関、公共機関、県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するととも

に、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

９　避難所の開設

(1)　市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(2)　本部室は、必要に応じて管内の学校等を避難所として開設する（**資料６－１**参照）。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所として開設する。

(3)　本部室から避難所開設の指示を受けた地区センターは、速やかに第１次避難所を区域内の小学校等に開設する。なお、勤務時間中の発災の場合は、各小学校が地区センターから連絡を受けこれを行う。また、各地区センターは、区域内の避難者の状況を確認し、必要に応じて中学校、高等学校その他の学校に第２・３次避難所を開設する。勤務時間中の発災の場合、中学校、高等学校その他の学校は、地区センターから連絡を受けこれを行う。

(4)　本部室は、避難所の開設状況を速やかに県及び警察署、消防局等関係機関に連絡する。

(5)　避難所を開設したときは、避難所管理者をおく。

(6)　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て、期間を延長することができる。

(7)　市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(8)　市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

１０　避難者名簿の作成

地区センターは、避難所を開設した場合、避難所管理者、自主防災組織及び避難住民の協力を得て避難者名簿（**様式５**）を作成し、必要事項を福祉保健部収容班に報告する。

１１　避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養

飼い主とともに避難所に避難した家庭動物について、市は「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」及び「富山市避難所運営マニュアル」等を参酌し、避難所における家庭動物の受入状況を把握するとともに、避難所の隣接地にその動物の収容場所を設置するなど、避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

１２　避難に関する市民・事業所の対応

市民・事業所は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、以下の情報把握に努め、

避難の準備、自主避難等を行う。

(1)　気象警報等の発表状況（テレビ・ラジオ・インターネット等）

(2)　自宅、事業所周辺の状況

避難指示が発表された場合は、これに従う。また、避難の際は、高齢者、障害者等の要配慮者を可能な限り援助するとともに、社会福祉施設、医療機関等の避難の援助を求められた場合は、可能な限り協力する。

第17節　避難所の運営

福祉保健部　企画管理部　市民生活部　消防部

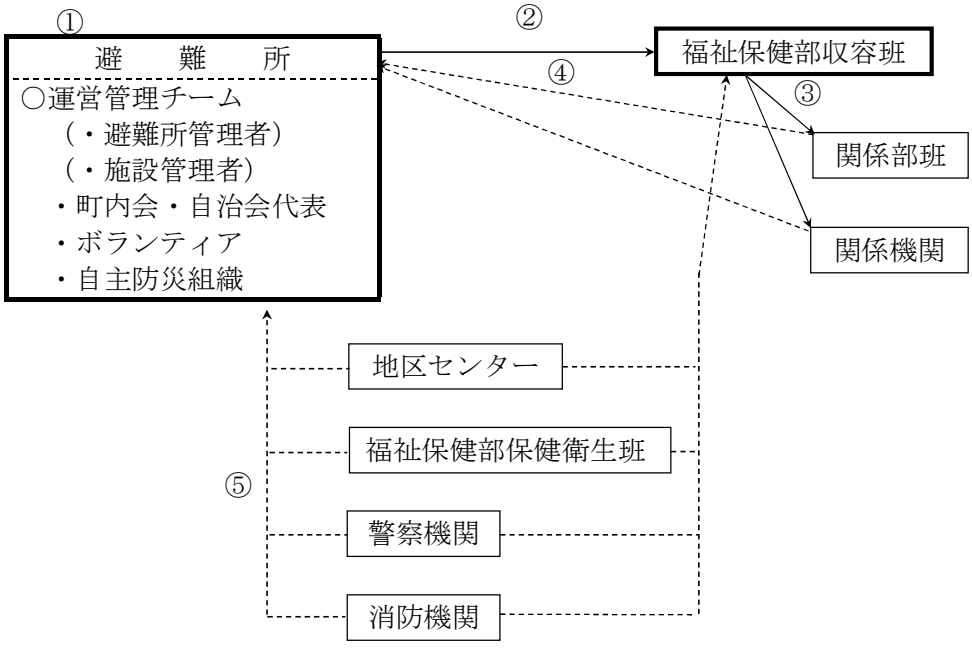
1　避難所の運営管理

避難所の管理は避難所管理者があたり、当該施設の管理者は、施設の避難所利用に対して協力する。

避難所の運営は、あらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営管理チームを設置し、町内会・自治会の代表、自主防災組織、ボランティア等が自主的に行うことを原則とする。ただし、発災後の初期段階においては、避難所管理者、施設管理者、地区センター班要員が運営に協力する。

また、施設の使用は、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。

市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、防災士、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。



①　避難所に、町内会・自治会代表、自主防災組織、ボランティア等で構成される運営管理チームを組織し、当該避難所の自主的で円滑な運営を行う。なお、避難所の運営においては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや男女双方の視点等に配慮するものとする。ただし、発災後の初期段階においては、避難所管理者、施設管理者、地区センター班要員が運営に協力する。運営管理チームは、避難所日誌を作成し情報の整理に努

める。

② 福祉保健部収容班は、運営管理チームから当該避難所のニーズ（必要な物資、その他措置すべき事項）を把握する。

③ 福祉保健部収容班は、②で把握したニーズを自班で処理できない場合は、関係部班及び関係機関に対応を要請する。

④ ③で要請を受けた関係部班及び関係機関は、必要な措置を講じる。

⑤ 地区センター、福祉保健部保健衛生班、警察機関、消防機関は、適時避難所を巡回し、避難所の安全確保、秩序維持に努め、必要に応じてその状況を福祉保健部収容班に報告する

２　避難所の標準設備等

福祉保健部収容班は、避難所の開設が３日以上に及ぶ場合には、次を参考に設備等の充実に努め、各部班及び関係機関はそれに協力する。なお、要配慮者への配慮を行うなど、良好な環境を維持するよう努める。また、避難所の生活環境整備にあたり、必要に応じて子育て支援ネットワーク等の団体を紹介するなど、関係団体の専門的知識等を活用した支援を行うものとする。また、ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるとともに、入浴施設の利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の生活状況や避難所の衛生状態を把握するとともに、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

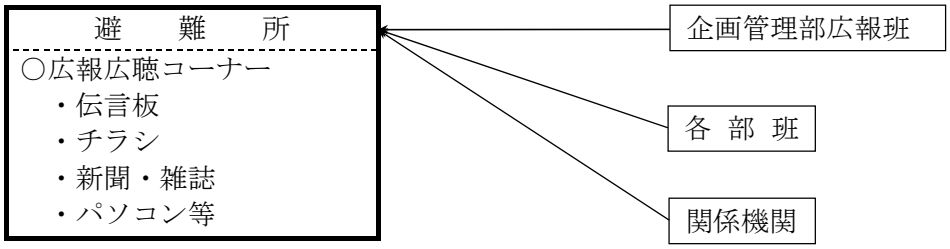
市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、受入れを認めた場合には、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

○特設コーナー	□広報広聴コーナー	
	□避難所救護コーナー（保健室等）	
	□情報連絡室（無線、電話、ＦＡＸ、パソコン等）	
	□更衣室	
○資機器材等	□寝具	□テレビ、ラジオ
	□被服	□簡易シャワー
	□日用品（タオル、歯ブラシ等）	□仮設風呂
	□常備薬	□扇風機
	□仮設トイレ（車イス対応型含む）	□網戸
	□ﾏﾝﾎｰﾙﾄｲﾚ（車イス対応型含む）	□ストーブ
	□簡易焼却炉	□暖房機
	□炊き出し備品	□電源設備
	□電話	□給水タンク
	□畳・カーペット	□掲示板
	□間仕切り用パーテーション	□パソコン
	□洗濯機	□車イス
	□乾燥機	
○スペース	□駐車場	□掲示板
	□仮設トイレ	□資機材置き場
	□マンホールトイレ	□給水タンク
	□仮設風呂	

3　避難所における情報提供

避難所では、次により情報の提供を行う。



①　運営管理チームは、掲示板の設置等広報広聴コーナーを設置する。

②　企画管理部広報班、各部班及び関係機関は、避難所で広報すべき情報を広報広聴コーナーに届ける。その際、必要に応じて企画管理部国際班の協力を仰ぎ、外国人のために多言語化等に努める（本章第８節「広報」参照）。

4　避難所での医療

福祉保健部保健衛生班は、病院事業局と連携をとり、避難所の設置が３日以上と見込まれる場合は、必要と判断される避難所に、被災者に医療を提供する施設（避難所救護コーナー）を併設する。避難所救護コーナーを設置しない避難所については、適時医療チーム、健康相談チーム、精神保健チームを巡回させる。

避難所救護コーナーに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、随時適切な対応を行う。

また、避難所の設置が長期に及ぶ場合は、感染症予防の観点からも、必要に応じ、市歯科医師会の協力も得ながら、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行い、歯科治療や口腔衛生への配慮を行う。

5　避難所の生活環境への配慮

(1)　衛　生

福祉保健部保健衛生班は、避難所におけるし尿、ごみ、食品管理等衛生面での配慮を運営管理チームに指導する。

(2)　プライバシー保護

福祉保健部収容班及び運営管理チームは、避難所でのプライバシーの保護のため、間仕切り等の設置に努める。

(3)　防火・防犯

消防機関、警察機関は、避難所での防火・防犯について運営管理チームを指導するとともに、必要に応じてパトロールを行う。

(4)　要配慮者のための相談体制

福祉保健部災害救助班は、関係各部班及びボランティアセンター等関係機関の協力を得て、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するための相談体制を必要に応じて整備する。また、手話通訳者の配置などコミュニケーション支援の体制整備に努める。

(5)　被災者等のこころのケア

災害のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、避難所等に開設する診療所や相談所においては、精神保健対策（こころのケア）を専門とする診療、相談を行う。

(6)　避難所の早期解消

公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋、応急仮設住宅の提供等により、避難所の早期解消に努める。

(7)　男女共同参画の視点

庁内及び避難所等における男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

6　被災者の他地区への移送

(1)　市内の避難所だけでは被災者を収容できないときは、県に対し被災者の他地区への移送について要請する。

(2)　企画管理部職員班は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

(3)　移送された被災者の避難所の運営は「1　避難所の運営管理」に準じ、被災者を受け入れた市町村の協力のもとに行う。

第18節　要配慮者の安全確保

福祉保健部　こども家庭部
市民生活部　教育部
企画管理部　商工労働部

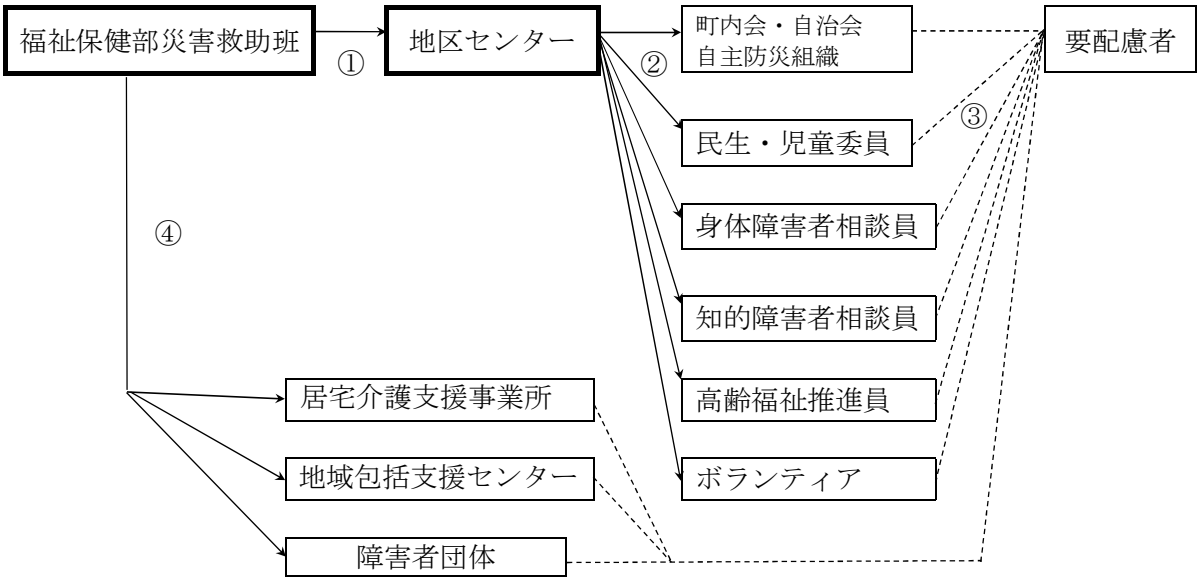
高齢者、障害者、乳幼児、外国人、旅行者等の要配慮者は、災害発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、災害発生時に要配慮者がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の要配慮者と施設入所者では、その支援及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。

1　在宅の要配慮者の安全確保

あらかじめ作成した要配慮者及びその家族がとるべき行動等に関する災害対策マニュアル及び個別避難計画に留意し、要配慮者の援護及び救護を行う。

(1)　在宅の要配慮者の安否確認

災害発生後の在宅の要配慮者の安否確認は、次のとおり行う。



①　市内で災害が発生した場合、福祉保健部災害救助班は、地区センターに対し避難行動要支援者名簿等を活用した要配慮者の安否確認を指示する。

②　①の指示を受けた地区センターは、町内会・自治会、自主防災組織、民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、高齢福祉推進員その他ボランティアとして協力を求めることができる者に対して安否の確認（生死、負傷の有無、避難の状況、所在）を依頼する。

③　②の依頼を受けた町内会・自治会等は、可能な限り要配慮者の安否の確認を行い、地区センターに報告する。

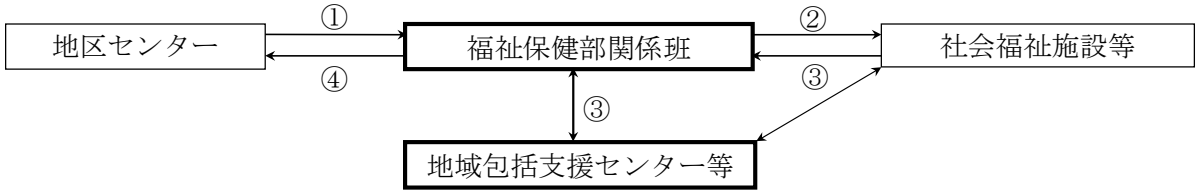
④　福祉保健部災害救助班は、在宅の要配慮者の安否確認について地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び障害者団体等と適時情報交換を行う。

(2)　福祉避難所の設置

市は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設等を福祉避難所として指定することに努める。また、市は、福祉避難所において、要配慮者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努めるものとする。

(3)　在宅の要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所

(1)の安否確認によって把握された要配慮者のうち、避難所及び自宅等で生活が困難と判断された者の社会福祉施設等への緊急入所は次のとおり行う。



①　地区センターは、(1)の安否確認で把握された在宅の要配慮者のうち、社会福祉施設等への緊急入所が必要と判断される者について、福祉保健部関係班に報告する。

②、③　①の報告を受けた福祉保健部関係班は、地域包括支援センター等の協力を得て、社会福祉施設等に緊急入所が可能かどうかを確認する。

④　福祉保健部関係班は、緊急入所が可能な施設を地区センターに連絡し、地区センターは、その旨を在宅の要配慮者に連絡する。

(4)　避難所における相談体制の整備

市は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子使用者等については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。

(5)　在宅の要配慮者への福祉サービスの提供

福祉保健部各班は、発災１週間目までには必要な福祉サービスの提供を再開できるよう努める。その際、災害により新たに発生するニーズの把握に留意するとともに、必要な場合は県を通じて他市町村等に応援を求める。

2　社会福祉施設における入所者の安全確保

(1)　被害状況の把握

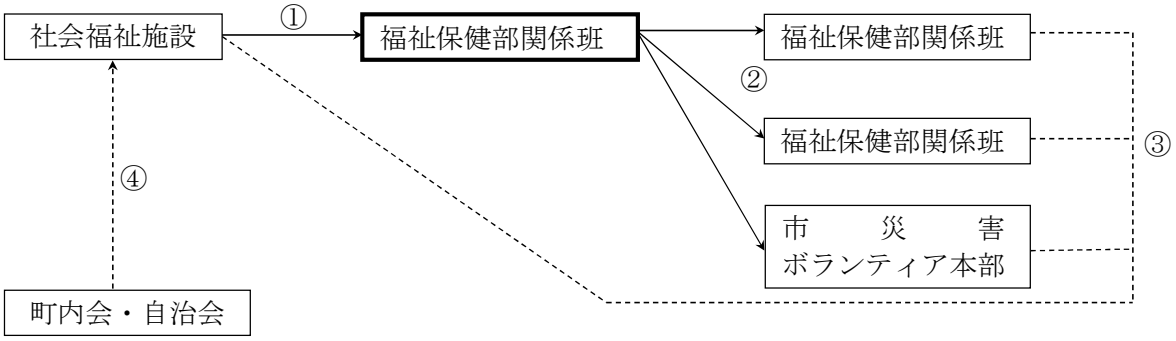
福祉保健部各班は、災害発生の場合、速やかに社会福祉施設及びその入所者の安全確保の状況を施設長等を通して、又は自ら調査する。

(2)　入所者の保護

各社会福祉施設は、あらかじめ定められた各施設の防災計画に従い入所者の保護に努める。なお、支援が必要な場合は、(3)により要請を行う。

(3)　社会福祉施設への支援

ア　被災した社会福祉施設への支援は、次のとおり行う。



①　社会福祉施設は、ほかからの支援が必要な場合（人、物）、福祉保健部関係班にその旨を要請する。

②　福祉保健部関係班は、①の要請を受けたとき、非被災社会福祉施設、関係部班、関係機関、市災害ボランティア本部に支援を要請する。

③　②の要請を受けた非被災社会福祉施設等は、支援を求めている社会福祉施設の支援に努める。

④　地区内に社会福祉施設が所在する町内会・自治会は、社会福祉施設の状況に留意し、避難等人手が必要な場合は支援に努める。

イ　支援の内容としては、次のようなものがある。

（ア）　必要な物品（ベッド、車椅子等）、車両の貸出し

（イ）　水、食料の支援

（ウ）　単純労務の提供

（エ）　介護等技能者の支援

（オ）　入所者の一時受入れ

3　学校（園）における幼児・児童・生徒の安全確保

(1)　被災状況の把握

教育部各班は、在校（園）中の災害発生の場合、速やかに教育関係施設及び幼児・児童・生徒の安全確保の状況について校（園）長等を通して、又は自ら調査する。

(2)　幼児・児童・生徒の保護

幼児・児童・生徒が教育施設にいる際、災害が発生したときは、以下の方針によりあらかじめ定められた学校（園）の防災計画に従い、保護に努める。

ア　学校（園）の対応

（ア）　校（園）長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。

（イ）　学校内並びに通学路の危険箇所の点検、う回路の設定等を早急に行う。

（ウ）　幼児・児童・生徒については、教職員の指導のもとにＰＴＡ等の協力を得て集団下校により全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、心身障害児については、学校（園）において保護者（又は代理人）に引き渡す。また、交通機関の利用

者、留守家庭等の生徒等のうち引き渡し又は帰宅できない者については、状況を判断し学校（園）において保護する。

（エ）　施設内において、災害が発生したときは、初期消火、救護、搬出活動等の防災活動に努める。

イ　教職員の対処、指導基準

（ア）　災害発生の場合、幼児・児童・生徒を教室等に集める。

（イ）　幼児・児童・生徒の避難・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

（ウ）　学級担任等は、出席簿等を携行し、学校（園）本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。

（エ）　心身障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

（オ）　幼児・児童・生徒の保護者への引渡しについては、あらかじめ決められた引渡しの方法で確実に行う。

（カ）　遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない幼児・児童・生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

（キ）　幼児・児童・生徒の安全を確保したのち、学校（園）本部の指示により防災活動に当たる。

(3)　臨時休校（園）等の措置

教育部学校教育班は、施設の被害又は幼児・児童・生徒、教職員の被災の程度によっては、校（園）長との協議のうえ、臨時休校（園）等の措置をとることにする。

なお、富山地方気象台が震度６以上の地震を観測し発表したときは、原則として休校（園）とする。

４　外国人の支援対策

(1)　外国人の安否確認・避難誘導

企画管理部国際班は、日本赤十字社、外国大使館等を通して、照会のある外国人の安否調査について、関係各機関との連絡や、ボランティアの協力を得て所在・安否の確認を行い、回答する。

また、ボランティアの協力を得ながら、避難誘導等に努める。

(2)　外国人の生活支援

ア　外国人への情報提供

企画管理部国際班は、外国人向けの防災関係等の情報サイトへのアクセスリンクを公式ウェブサイト等に記載するとともに報道機関、外国人雇用企業監理団体及び地域のキーパーソン等の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ　避難所における相談体制の整備

企画管理部国際班は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、富山市民国際交流協会をはじめとするボランティア、富

山県災害多言語支援センター及び外国人雇用企業監理団体等の協力を得ながら、相談や心のケアの体制を整備する。また、携帯型翻訳機・アプリ等の活用を推進する。

5　宿泊者の安全確保

(1)　宿泊施設の被害状況・営業状況の把握

商工労働部観光政策班は、市内の宿泊施設の被害状況・営業状況の把握に努める。各宿泊施設は、宿泊者に人的被害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合には、商工労働部観光政策班に通報する。

(2)　宿泊者の安全確保

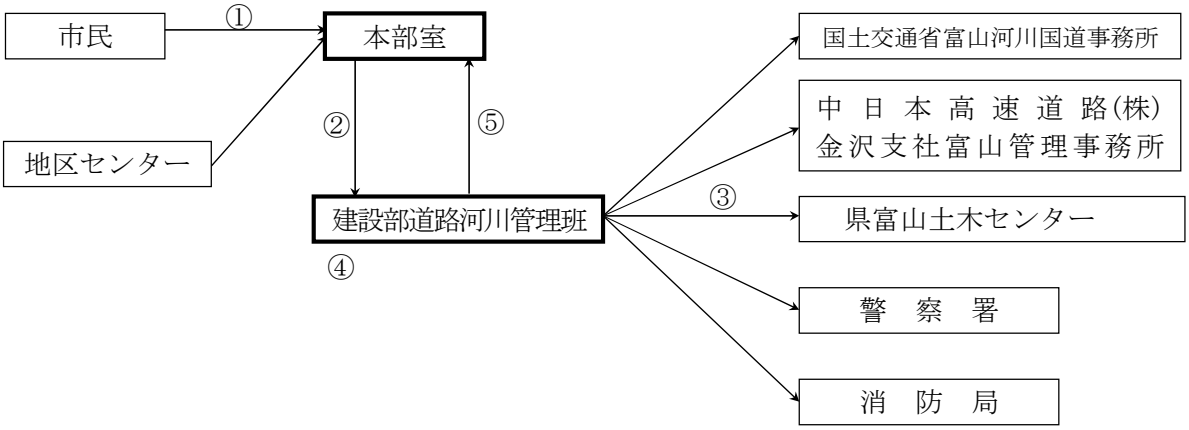
宿泊者の安全確保については、一次的には各宿泊施設の責任において万全を期す。避難等において支援が必要な場合、各宿泊施設は商工労働部観光政策班に支援を要請し、同班は、要請を受けた場合、可能な限りの支援を行う。

第19節　重要道路の確保

本部室　建設部　消防部　環境部

1　道路の被害状況、応急措置状況の把握

災害発生後の市内の道路の被害状況、応急措置の実施状況については、次のとおり把握する。



①　本部室は、市民及び地区センターから道路の被害状況に関する通報等を受ける。

②　本部室は、①の情報を建設部道路河川管理班に連絡する。

③　建設部道路河川管理班は、国土交通省富山河川国道事務所等との間で国道、県道、市道等の被害状況、交通制限等の応急措置状況に関する情報交換を行う。

④　建設部道路河川管理班は、道路パトロール、応急措置等を実施し、市内の道路の被害状況を把握する。その際、あらかじめ定めた緊急輸送道路を優先する。

⑤　建設部道路河川管理班は、①～④までで把握した情報をとりまとめて、逐次本部室に報告するとともに、市民への広報に努める。

2　交通規制

本部室総括班は、１の情報を基に、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請するとともに、市民への広報に努める。

3　緊急輸送道路の応急措置

(1)　基本方針

建設部道路河川管理班及び建設部道路整備班、建設部道路構造保全対策班は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能になるよう下記の点を考慮し、市内土木建設業者の協力を得て緊急輸送道路（**資料７－１**）の応急措置を行う。

ア　消火活動、救出活動上重要な道路

イ　緊急医療計画上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送へリポートに通じる道路）

ウ　緊急救援物資の輸送上重要な道路

エ　広域応援受入れ上必要な道路

(2)　応援要請

被害甚大で、市内土木建設業者で対応が難しい場合は、県に県内建設業協会、自衛隊等の応援要請を依頼する。

(3)　廃棄物の処理

建設部道路河川管理班及び建設部道路整備班、建設部道路構造保全対策班は、緊急輸送道路の応急措置により発生した廃棄物については、環境部環境指導班及び環境部環境政策班と協議して適切に処理する。

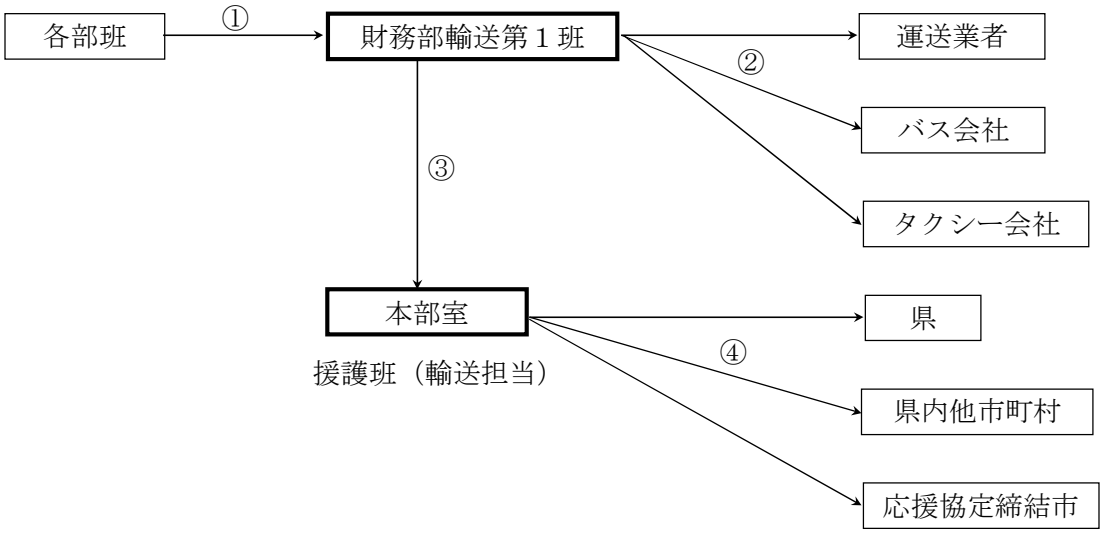
第20節　輸送手段の確保

本部室　財務部　農林水産部　市民生活部

1　輸送車両の確保

(1)　自動車による輸送

市有車両については、原則として各部班が財務部管財班と調整して各々確保するものとする。これをもって不足する場合は、次により民間の輸送車両を確保する。



①　各部班は、車両の確保が困難な場合、財務部輸送第１班に車両の確保を要請する。

②　①の要請を受けた財務部輸送第１班は、市内の運送業者、バス会社、タクシー会社等に対して車両（必要な場合は、運転手を含む。以下同じ）の応援を求める。

③　②の手段で十分な車両を確保できないと判断した場合、財務部輸送第１班は、本部室援護班（輸送担当）に対して市外への応援要請を依頼する。

④　③の依頼を受けた本部室援護班（輸送担当）は、県、県内他市町村、応援協定締結市に対して車両の貸出し等を要請する。

＊応援の受入れ及び調整は、応援要請を行った財務部輸送第１班、本部室が行う。

＊燃料は、富山県石油業協同組合の協力を得て、確保する。

(2)　鉄道、軌道による輸送

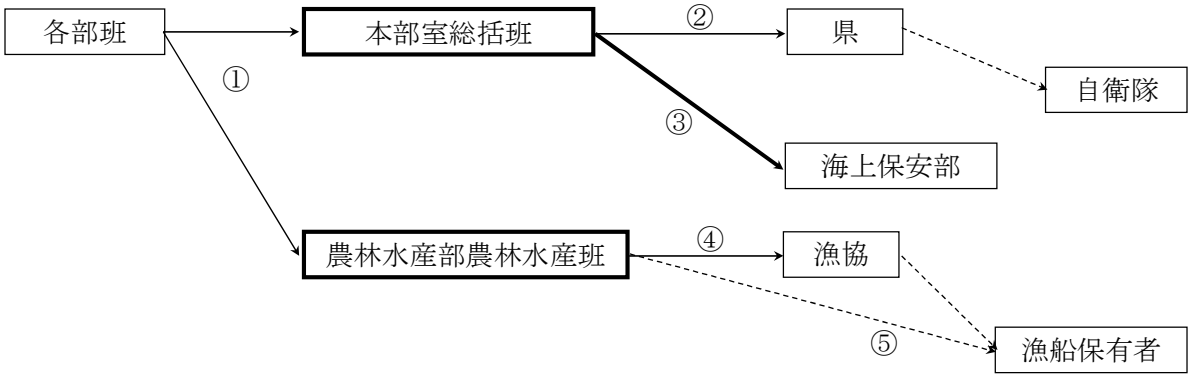
自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道により必要な人員、物資の輸送を行う。

鉄道等による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)及び富山地方鉄道(株)、あいの風とやま鉄道㈱に依頼する。

なお、西日本旅客鉄道(株)による災害輸送に関しては、「ＪＲ災害割引の適用条件」による減免制度がある。

2　船舶の確保

輸送手段として船舶（船艇、漁船等）が効果的と判断された場合、各部班は船舶を確保する。



① 各部班は、海上保安部及び自衛隊の保有する船舶を確保する場合、本部室に応援要請を依頼する。漁船の応援を求める場合は、農林水産部農林水産班に応援要請を依頼する。

② 自衛隊の保有する船舶確保の要請を受けた本部室は、県に対して自衛隊への応援要請を依頼する。

③ 海上保安部の保有する船舶確保の要請を受けた本部室は、海上保安部に対してその旨を要請する。

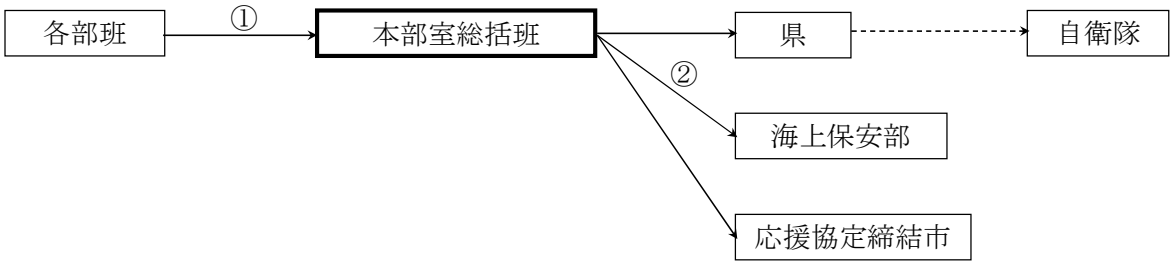
④ ①の要請を受けた農林水産部農林水産班は、漁協に対して漁船の確保を要請する。

⑤ 漁協に対して連絡が取れない場合、また、緊急に漁船を確保する必要がある場合、農林水産部農林水産班は、漁船保有者に対して直接応援を要請する。

＊応援の受入れ及び調整は、応援要請を行った本部室、農林水産部農林水産班が行う。

3　ヘリコプター、航空機の確保

輸送手段としてヘリコプター、航空機が効果的と判断された場合、各部班はヘリコプター、航空機を確保する。



① 各部班は、ヘリコプター又は航空機を確保する場合、本部室に県、海上保安部又は応援協定締結市に対する応援要請を依頼する。

② ①の要請を受けた本部室は、県、海上保安部又は応援協定締結市に対して県保有ヘリコプター、自衛隊保有ヘリコプター・航空機、海上保安庁保有ヘリコプター、市保有ヘリコプターの応援要請を行う。また、必要に応じ、民間機の協力を要請する。

＊応援の受入れ及び調整は、応援要請を行った本部室が行う。

＊臨時ヘリポート（**資料７－４**）の管理の要請は、防災危機管理部交通安全班が行う。

4　輸送拠点の確保

市外から大量の物資等を受け入れる場合、物資等の受入れ関係部班は、集積地（輸送拠点）を本部室と調整のうえ定めて、能率的な受入れ・配送に努める。

5　緊急通行車両の確認

(1)　確認手続き

緊急通行車両の確認手続きは、次により行う。

ア　事前届出車両（第１章第10節「緊急輸送活動対策」参照）については、交付済みの緊急通行車両事前届出済証をもって県警察本部交通規制課（警察署、緊急交通路確保のために設置された交通検問所）に申請し、緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受ける。

イ　事前届出車両以外の車両については、緊急通行確認申請書を県警察本部交通規制課（警察署）に提出し、審査・確認のうえ、緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受ける。

(2)　標章の掲示等

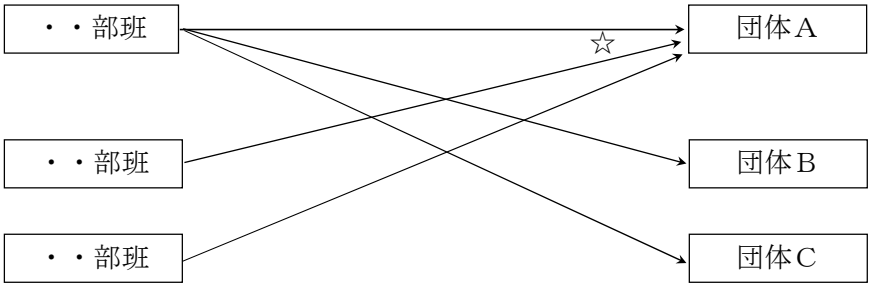
標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

第21節　物資・資機材の調達

本部室　関係各部

1　関係団体からの物資・資機材（輸送関係を除く。）の調達

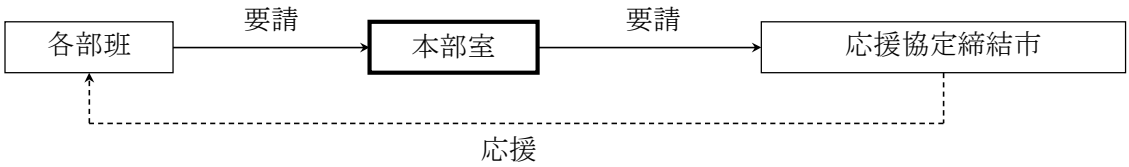
各部班が関係団体から物資・資機材（輸送関係を除く。）を調達する場合は、各部班においてそれぞれ関係団体に要請する。特定の団体に各部班からの要請が集中する場合は、本部室応急対策班が連絡職員を指名し当該団体に派遣する。なお、輸送関係については、本章第20節「輸送手段の確保」で定める。



☆：連絡職員（本部室応急対策班が指名）

2　災害時相互応援協定に基づく物資・資機材の調達

各部班が災害時相互応援協定に基づく物資・資機材の応援を求める場合は、本部室に要請し、本部室が各市に要請する。



3　物的公用負担（災害対策基本法第64条等）

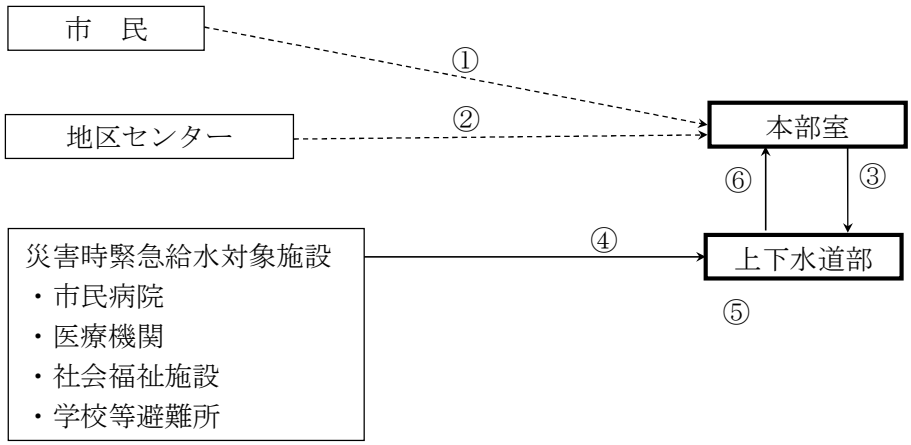
市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めるときは、災害対策基本法第64条等に基づき必要な物資等を確保する。

第22節　給　水（水道水）

上下水道部

1　被害状況の把握

災害発生後の上水道の被害状況の把握は、次により行う。



①、③　本部室広聴班は市民からの通報を受理し、上下水道部に連絡する。

②、③　地区センターは、災害後直ちに地区センターの通水状況を本部室情報班に報告する。本部室情報班は、その情報を上下水道部に連絡する（本章第６節「災害情報の収集・伝達・共有」参照)。(富山地域以外の地区センターにあっては、各上下水道サービスセンターに連絡する。)

④　災害時緊急給水対象施設の管理者等は、断水等により施設の機能維持が困難な事態となった場合は、上下水道部に連絡する。

⑤　上下水道部は、③、④の連絡等を受理するほか、パトロール等を実施して市内の上水道の被害状況を把握する。

⑥　上下水道部は、⑤で把握した水道施設の被害状況等を本部室に報告する。

2　水道水の確保

(1)　上下水道部は、災害が発生した場合、その地区の断水世帯数及び断水が一時的なものか長期にわたるものか等を的確に判断し、応急給水の対策を立てるとともに、正確な情報を断水地区の市民に広報する。

(2)　上下水道部は、市民の水道水の確保対策として、拠点給水、運搬給水等を行うほか、市民の備蓄水などにより対処する。

(3)　上下水道部は、断水地区の状況を把握し、必要水量、給水車の必要台数等を算定する。

(4)　上下水道部は、断水地区への給水車の早期到達のため、地理に詳しい職員を配置する等、体制整備を図る。

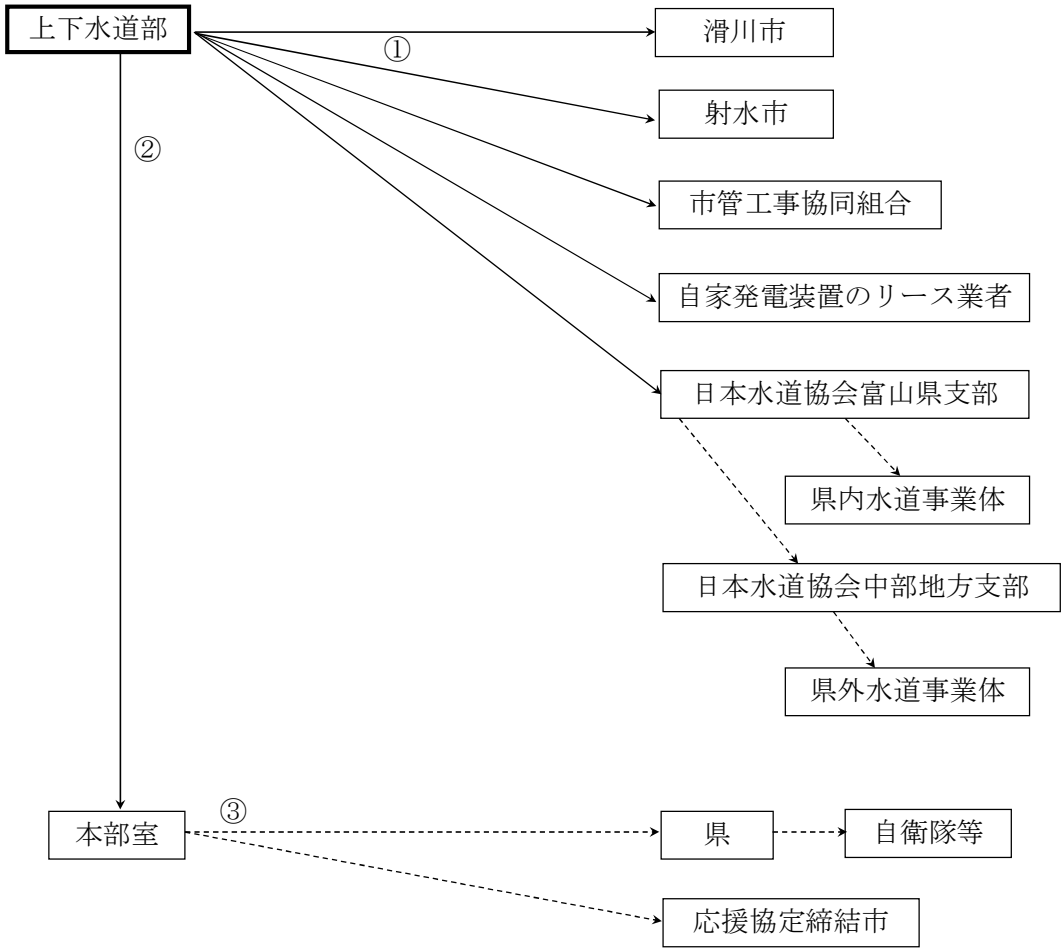
3　応急給水・応急復旧体制及び広報

基本的な応急給水、施設の応急復旧体制及び給水に関する広報については、上下水道局の

「震災対策計画書」及び本章第８節「広報」に従い体制を確立し、実施する。

４　応援要請及び受入れ

市の保有する能力では２～３の活動の迅速・的確な実施が困難な場合、以下により応援要請を行う。なお、応援の受入れについては本章第11節「広域応援要請」により行う。



①　上下水道部は、上下水道局独自で応援協定を締結している団体等に対して応援の要請を行う。

②　自衛隊、応援協定締結市に対する応援要請は、本部室を通じて行う。

③　本部室は、上下水道部から②の連絡があった場合、県、応援協定締結市に対して応援を求める。

第23節　食料等の供給

本部室　福祉保健部　財務部　商工労働部　農林水産部

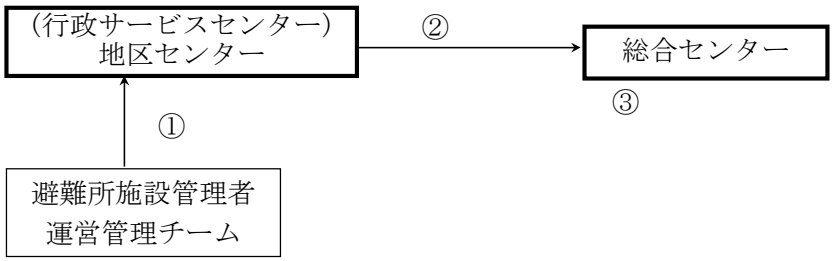
1　食糧物資総合オペレーションセンターの設置

災害時の食料・物資については、まず備蓄で賄い、必要がある場合に調達を行うこととするが、これに拠りがたい場合は、国や他の地方公共団体等からの応援を要請する。

市は、災害に備え平時から食料・物資の備蓄に努めるものの、想定の範囲を超え又は避難が長期間にわたるなどさらなる必要が生じた場合には、農林水産部農政企画班及び商工労働部商工労政班、福祉保健部給食物資班が食糧物資総合オペレーションセンター（以下「総合センター」という。）を設置し、関係機関の協力を得て食料・物資の確保・供給についての総合調整及び実施を行う。

2　給食需要及び能力の把握

避難所に収容されている避難者、住家の被害により炊事のできない者等災害時に食生活を確保することができない者に対する食料の供給は、原則として避難所において行うものとし、災害発生後の給食需要及び能力の把握は、次により行う。



①　地区センターは、以下の点を避難所となった施設の管理者(運営管理チームが設置された場合は運営管理チーム)から把握する。

・避難所に避難した者の人数

なお、食料の供給は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び障害者へ優先的に供給する。

また、ミルクを必要とする乳児の人数、給食に配慮を要する要配慮者の人数について留意する。

・避難所施設の自炊能力

・避難者以外で管内において食料の供給を行う必要があると考えられる者の概数

・飲料水など避難所での食料供給に関して必要な事項

②　地区センターは、①の情報を総合センターに報告する。

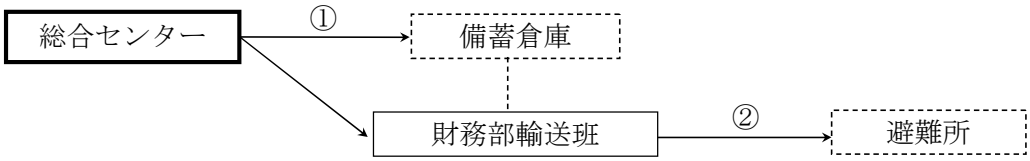
（富山地域以外の地区センターにあっては、それぞれの行政サービスセンター、中核型地区センターを経由する。）

③　総合センターは、②の情報を基に給食需要及び能力を把握する。

3　食料等の確保・輸送

食料等の供給が必要な場合、その確保及び輸送は次により行う。

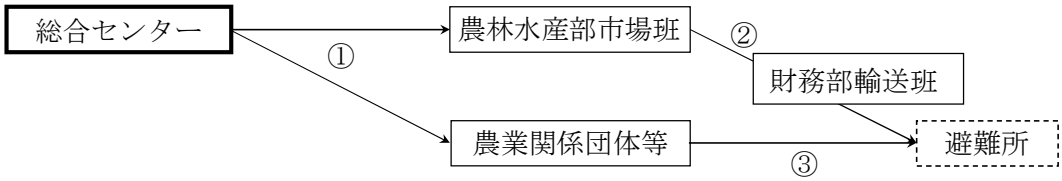
(1)　市備蓄食料等の供給



①　総合センターは、２により備蓄食料等の供給が必要と判断した場合は、本部室を通じて財務部輸送班に対して備蓄食料等の避難所等への輸送を要請する。

②　総合センターから要請を受けた財務部輸送班は、備蓄倉庫から備蓄食料等を避難所へ輸送し、避難所管理者又は避難所運営管理チームに引き渡す。

(2)　流通食料の確保

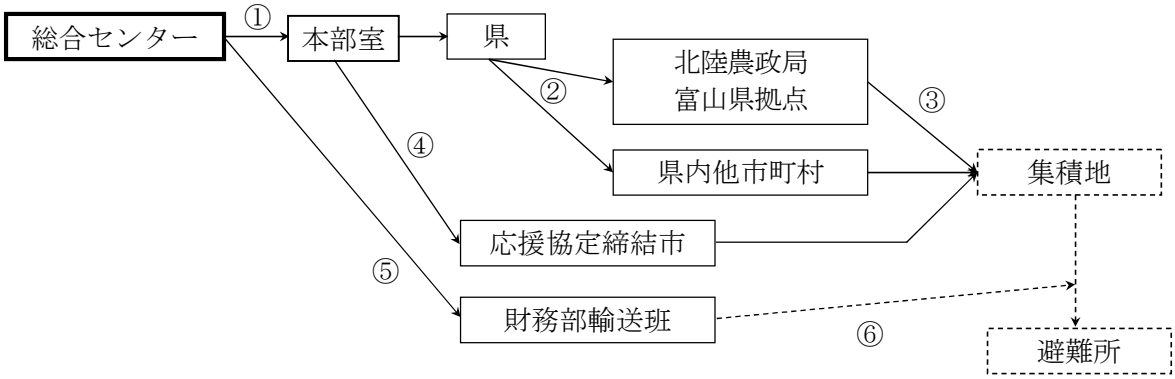


①　生鮮食料品、米等の確保が必要な場合、総合センターは、農林水産部市場班及び農業関係団体等に市内に流通している当該食料の確保を要請する。

②　①の要請を受けた農林水産部市場班は、地方卸売市場を中心に食料を確保する。避難所等への輸送は農林水産部市場班が財務部輸送班に要請し、財務部輸送班が行う。

③　②の要請を受けた農業関係団体等は、当該食料の確保及び避難所への輸送に努める。

(3)　県・他市町村等への応援要請



①　福祉保健部給食物資班は、(1)及び(2)をもってしても食料が不足すると判断した場合は、本部室を通じて県に対して備蓄食料の開放及び北陸農政局富山県拠点等への応援を要請する。なお、その際は、集積地を決めて要請する。

また、自衛隊に対しては、必要に応じて被災地での炊き出しについて要請する。

②　県は、①の要請を受け必要と認める場合は、備蓄食料の開放及び関係機関への応援を要請する。

③　②の応援要請を受けた関係機関は、確保した食料を集積地に輸送するよう努める。

④　総合センターは、本部室に対して応援協定締結市からの応援を要請し、本部室は当該市に対して応援要請を行う。なお、その際は、集積地を決めて要請する。

⑤　総合センターは、県等への応援要請を行った場合、集積地の管理及び集積地から避難所への食料の輸送を財務部輸送班に要請する。

⑥　⑤の要請を受けた財務部輸送班は、集積地の管理及び集積地から避難所への輸送を行う。

4　食料の調理・加工・配分

到着した食料の調理・加工・配分は、避難所運営管理チームが避難者、施設職員の協力を得て行う。災害ボランティアの協力が必要な場合は、市民協働相談班を通じて市災害ボランティア本部に協力依頼を行う。

5　炊き出しの実施

(1)　炊き出しの実施者及び協力団体

炊き出しの実施については、市職員をもって充てるほか、町内会・自治会、自主防災組織、赤十字奉仕団、婦人会ほか状況によりボランティア希望者（被災者を含む。）、自衛隊等の協力を得て行うものとする。

(2)　炊き出し予定施設

炊き出しのための施設は、避難施設を中心とした市内の公共施設とし、それぞれの給食施設・設備を利用するものとする。

不足するとき、又は使用不可能の場合は、近くの適当な場所で行うほか市長は自衛隊に協力要請するものとする。

6　災害救助法が適用された場合の留意点

災害救助法が適用された場合は、以下の点に留意する。申請等の処理は本部室が行う。

(1)　費用の限度額

炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は主食、副食及び燃料等の経費とする。

(2)　期　間

炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第24節　生活必需品等の確保

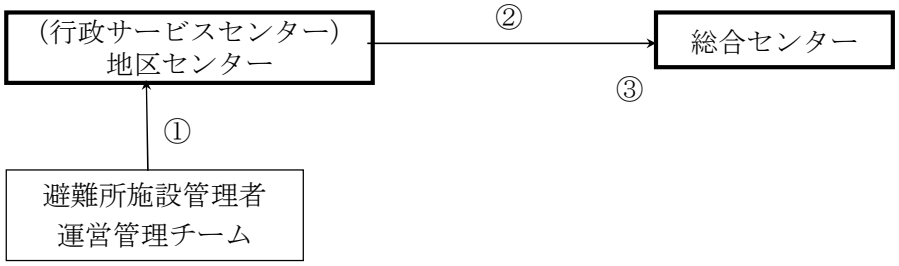
本部室　福祉保健部　財務部　商工労働部　農林水産部

1　食糧物資総合オペレーションセンターの設置

本章第２３節「１　食糧物資総合オペレーションセンターの設置」に準じる。

2　生活必需品等の需要の把握

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対する生活必需品等の供給は、原則として避難所において行うこととし、災害発生後の生活必需品等の需要の把握は、次により行う。



①　地区センターは、生活必需品等の需要（品目、数）を避難所となった施設の管理者（運営管理チームが設置された場合は運営管理チーム）から把握する。なお、需要の把握については、避難期間の経過や季節による状況、要配慮者や男女の生活特性等に留意するものとする。

寝具	毛布、布団、マット等
外衣	普段着、作業着、婦人服、子供服等
肌着	シャツ、ズボン下、パンツ、靴下等
身の回り品	タオル、軍手、長靴等
炊事用具	鍋、釜、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤等
食器	茶碗、汁碗、皿、箸等
日用品	懐中電灯、乾電池、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
光熱材料	マッチ、ライター、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等
その他	紙おむつ、風邪薬等、ＡＭ／ＦＭラジオ、暖房器具、車イス等

②　地区センターは、①の情報を総合センターに報告する。
（富山地域以外の地区センターにあっては、それぞれ行政サービスセンター、中核型地区センターを経由する。）

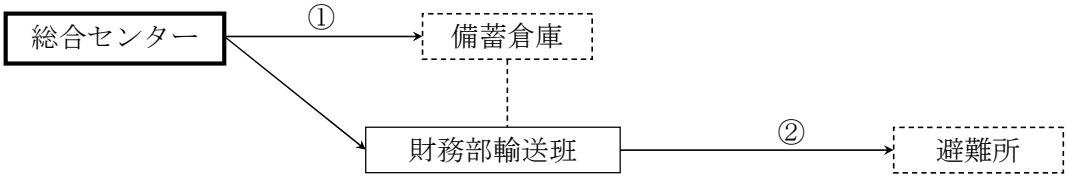
③　総合センターは、②の情報を基に生活必需品等の需要を把握する。
なお、生活必需品の供給は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、

高齢者、乳幼児、児童及び障害者へ優先的に供給する。

3　生活必需品等の確保・輸送

生活必需品等の供給が必要な場合、その確保及び輸送は次により行う。

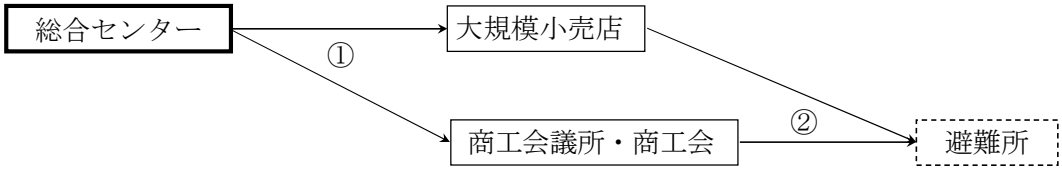
(1)　市備蓄物資の開放



①　総合センターは、２により備蓄物資の供給が必要と判断した場合は、本部室を通じて財務部輸送班に対して備蓄物資の避難所等への輸送を要請する。

②　総合センターから要請を受けた財務部輸送班は、備蓄倉庫から備蓄物資を避難所へ輸送し、避難所管理者又は避難所運営管理チームに引き渡す。

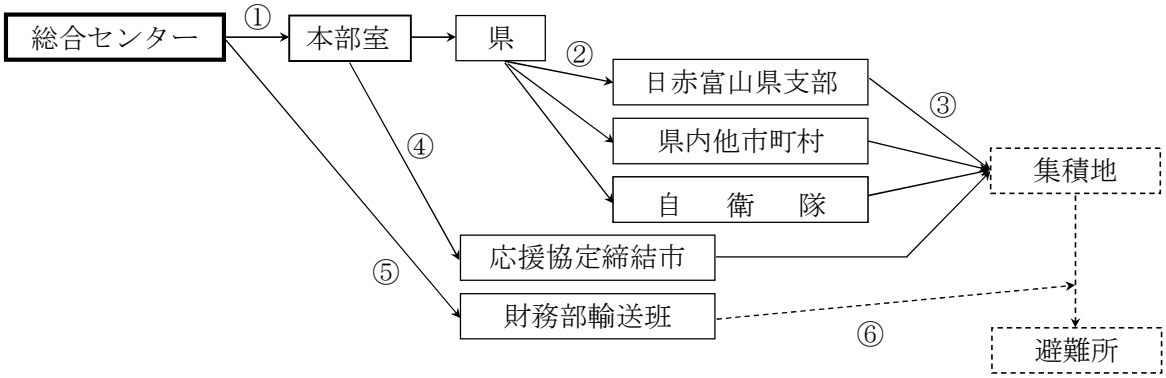
(2)　流通物資の確保



①　生活必需品等の確保が必要な場合、総合センターは、市内の大規模小売店及び商工会議所等に対して物資の確保及び輸送を要請する。

②　①の要請を受けた大規模小売店及び商工会議所等は、当該物資の確保及び避難所への輸送に努める。

(3)　県・他市町村等への応援要請



①　総合センターは、(1)及び(2)をもってしても生活必需品等が不足すると判断した場合は、本部室を通じて県に対して備蓄物資の開放及び他市町村等への応援を要請する。なお、その際は、集積地を決めて要請する。

②　県は、①の要請を受け必要と認める場合は、備蓄物資の開放及び関係機関へ応援を要請する。

③　②の応援要請を受けた関係機関は、確保した生活必需品等を集積地に輸送するよう努める。

④　総合センターは、本部室に対して応援協定締結市からの応援を要請し、本部室は当該市に対して応援要請を行う。なお、その際は、集積地を決めて要請する。

⑤　総合センターは、県等への応援要請を行った場合、集積地の管理及び集積地から避難所への生活必需品等の輸送を財務部輸送班に要請する。

⑥　⑤の要請を受けた財務部輸送班は、集積地の管理及び集積地から避難所への輸送を行う。

4　生活必需品等の配分

到着した生活必需品等の配分は、避難所運営管理チームが避難者、施設職員の協力を得て行う。災害ボランティアの協力が必要な場合は、市民生活部ボランティア班を通じて市災害ボランティア本部に協力依頼を行う。

5　物資の無償貸付及び贈与

市は、被災者の救助又は災害応急復旧を実施するために関係機関から要請があったとき、又は必要と認める場合は、災害対策基本法第86条に基づき、寝具その他の生活必需品、災害応急復旧のための資機材等を無償又は低廉な対価で貸し付け、譲与若しくは譲渡するよう努めるものとする。

6　災害救助法が適用された場合の留意点

災害救助法が適用された場合は、以下の点に留意する。申請等の処理は本部室が行う。

(1)　費用の限度額

生活必需品等の給与又は貸与のために支出できる費用の限度額は、被害の程度、季節、１世帯の人数により決められる。

(2)　期　間

生活必需品等の給与又は貸与を実施できる期間は災害発生の日から10日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

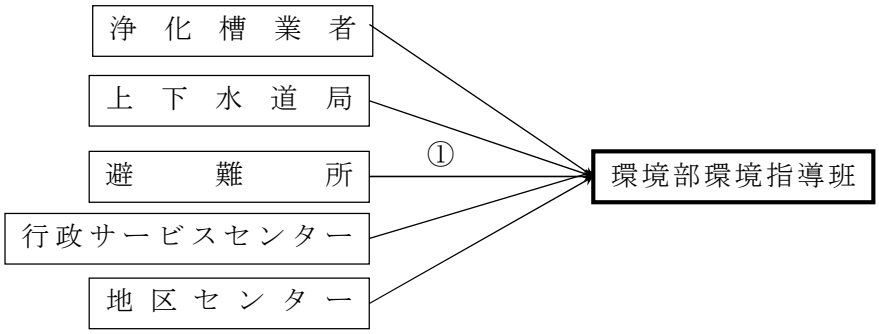
第25節　し尿及び廃棄物の収集処理

環境部　建設部

1　し尿処理

(1)　被害状況の把握

し尿処理に関する被害状況の把握は、次により行う。



①　環境部環境指導班は、浄化槽業者、上下水道局、避難所、行政サービスセンター、中核型地区センター、地区センターからトイレの使用ができない地域の状況を把握する。

(2)　避難所への仮設トイレの設置

ア　仮設トイレの設置場所及び数量の把握

環境部環境指導班は、(1)の情報を基に必要な仮設トイレの設置場所及び数量を把握する。

イ　仮設トイレの確保・設置

環境部環境指導班は、リース業者から仮設トイレを借り上げ（県外からの取寄せを含む。）、必要となる場所に設置する。

ウ　し尿の収集・運搬・処理

環境部環境指導班は、仮設トイレやマンホールトイレのし尿の収集・運搬をし尿処理業者に依頼し、し尿処理施設（**資料８－２**）において処理する。

エ　衛生指導

環境部環境指導班は、仮設トイレやマンホールトイレの使用に関して、衛生指導が必要な場合、福祉保健部保健衛生班に指導を要請する。

オ　広報

環境部環境指導班は、必要な情報を広報する（本章第８節「広報」参照）。

カ　応援の要請等

環境部環境指導班は、仮設トイレが市内業者からの調達だけでは確保できない場合、県に対し、これらの調達のあっせんを依頼する。また、し尿の収集・運搬・処理が困難な場合は、県内他市町村に要請、もしくは県を通じ県外市町村に要請する。

2　ごみ処理

(1)　ごみ処理の方針

ア　排出場所

環境部環境指導班及び環境業務班は、通常の排出場所のほか、避難所等に仮設ごみ集積場の設置を指導する。

イ　分別排出

処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物・不燃物の分別排出の徹底について、環境部環境指導班は市民に広報するとともに、避難所運営管理チームを指導する。収集は、可燃物を優先する。

ウ　応援要請

環境部環境指導班は、可能な限り上記方針が保たれるよう努め、市及び市内業者のみで迅速に処理することが困難な場合には、県内市町村又は県を通じ県外市町村からの応援を要請する。

(2)　ごみの搬入先

ア　可燃物

富山地区広域圏クリーンセンター

イ　不燃物・粗大ごみ

富山地区広域圏リサイクルセンター

ウ　混合物及び処理困難物（タイヤ、バッテリー、ガスボンベなど）

指定された保管場所

エ　一時保管

候補地の中から避難所の場所や道路状況を考慮し選定した場所

オ　その他

環境部環境指導班は、必要に応じ、民間の処分場又は県内市町村に協力を要請する。

3　災害廃棄物の処理

県及び市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

また、災害発生時における災害廃棄物の処理については、環境面に配慮しつつ、それぞれ次のように行う。

(1)　災害により使用できなくなった家具、畳等

ア　仮置場の決定

環境部環境業務班は、災害廃棄物等の一時保管場所候補地の中から災害廃棄物の仮置場を選定し、これを本部室へ報告する。

イ　仮置場への搬入

環境部環境業務班は、災害廃棄物（家具、畳等）の仮置場への搬入を市内の土木建設業者等に要請する。市内の業者で対応できない場合は、県内他市町村等に応援を要請する。

ウ　仮置場からの搬出（環境部環境業務班が対応）

適当な時期に仮置場の災害廃棄物（家具、畳等）を中間処理施設へ搬出する。中間処理施設への搬出が困難な場合は、処分地のあっせん・運搬等を県に要請する。

(2)　倒壊家屋等（環境部環境政策班が対応）

倒壊家屋等の解体・除去は、原則として所有者が行うこととするが、市は、被災状況に応じて被災者の経済的負担の軽減を図るため、国による特別措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２２条）の適用について、速やかに県、国と協議する。

(3)　道路の応急措置及び道路復旧による廃棄物（建設部道路河川管理班が対応）

ア　仮置場の決定

建設部道路河川管理班は、環境部環境指導班及び環境業務班と協議して、災害廃棄物等の一時保管場所候補地の中から災害廃棄物（道路応急措置・復旧による廃棄物）の仮置場を選定し、これを本部室へ報告する。

イ　仮置場への搬入

建設部道路河川管理班は、災害廃棄物（道路応急措置・復旧による廃棄物）の仮置場への搬入を市内の土木建設業者等に要請する。市内の業者で対応できない場合は、他市町村等に応援を要請する。

ウ　仮置場からの搬出

建設部道路河川管理班は、適当な時期に仮置場の災害廃棄物（道路応急措置・復旧による廃棄物）の搬出及び処理について、処理業者に委託する。

(4)　仮置き場での管理

仮置き場では、災害廃棄物による火災や悪臭、害虫等の発生を防止するための適切な措置を講じるものとする。

(5)　被災建築物の解体に伴うアスベスト対策

環境部環境保全班及び環境政策班は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。

(6)　広域的な支援・協力の確保

環境部環境政策班は、生活ごみ、災害廃棄物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、本部室を通じて県に対して広域的な支援の要請を行う。県は、市町村による相互の支援の状況を踏まえつつ、他市町村及び(一社)富山県産業資源循環協会等に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国及び隣接県等に対して支援を要請する。

第26節　保健衛生

福祉保健部

1　防疫活動

(1)　防疫体制の確立

福祉保健部保健衛生班は、被災地における感染症の発生状況を迅速に把握し、地区センター等を拠点とする対策方針を定めるとともに、防疫体制を確立する。

防疫用薬剤及び器具等の確保については、市内業者から調達する。

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(2)　感染症対策

ア　疫学調査を行い、被災地における感染症の発生状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、健康診断を行い、有症者には救護所での受診を指導する。

イ　手洗い等の衛生指導及び逆性石鹸液の配布等を行う。

ウ　事前に指定医療機関の収容力を確認し、感染症法に定められた入院勧告が必要な感染症が発生したときは、患者を搬送、隔離する。

エ　感染症発生箇所の消毒実施、又は施設管理者への指導を行う。

オ　防疫上必要と認める場合、県知事の指示、命令に従い、臨時の予防接種を実施する。（ワクチン等の確保を迅速に行い、時機を逸しないよう措置する。）

カ　チラシ、立て看板、広報車等による広報を実施する。

(3)　消毒の実施

福祉保健部保健衛生班は、被災により環境衛生条件が低下し、感染症発生又はそのおそれがある場合は、施設管理者等に指導するとともに、次に掲げる地域から優先して消毒を実施する。なお、消毒の実施に当たっては、法令の定めるところに従って行うものとする（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等)。

ア　下痢患者、有熱患者が多発している地域

イ　避難所の便所、その他の不潔場所

ウ　浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

エ　飲料水確保場所

オ　災害廃棄物仮置場、応急し尿処理場所

カ　ねずみ属、昆虫等の発生場所

(4)　市民、町内会・自治会及び事業所の役割

上記(2),(3)の実施に当たっては地域住民、ボランティアと協力し地域の衛生活動に当たる。

(5)　他厚生センター等への協力要請

防疫活動が、市自らの能力で実施が困難であると判断したときは、県に対して県内他厚生センター等の応援を要請する。

また、防疫用薬剤及び器具等が市内業者からの調達では確保できない場合は、県に対し、

これらの調達のあっせんを依頼する。

2　保健衛生指導

(1)　衛生活動

ア　被災者に対する衛生指導

福祉保健部保健衛生班は、避難所等の被災市民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

イ　食中毒の防止

福祉保健部保健衛生班は、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、給食施設等に対する食品衛生監視を実施する。

ウ　飼い犬の管理

犬による人畜への被害発生を防止するため、狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。

エ　家庭動物の保護

災害時には、飼主とはぐれた動物や負傷動物が多数生ずることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

(2)　保健活動

ア　被災者に対する保健指導

福祉保健部保健衛生班は、避難所等の被災市民、特に高齢者及び乳幼児の保健状態の把握、ロングフライト症候群、インフルエンザ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

また、必要に応じて、精神科医や保健師等によるこころのケアを実施する。

イ　被災者に対する栄養相談

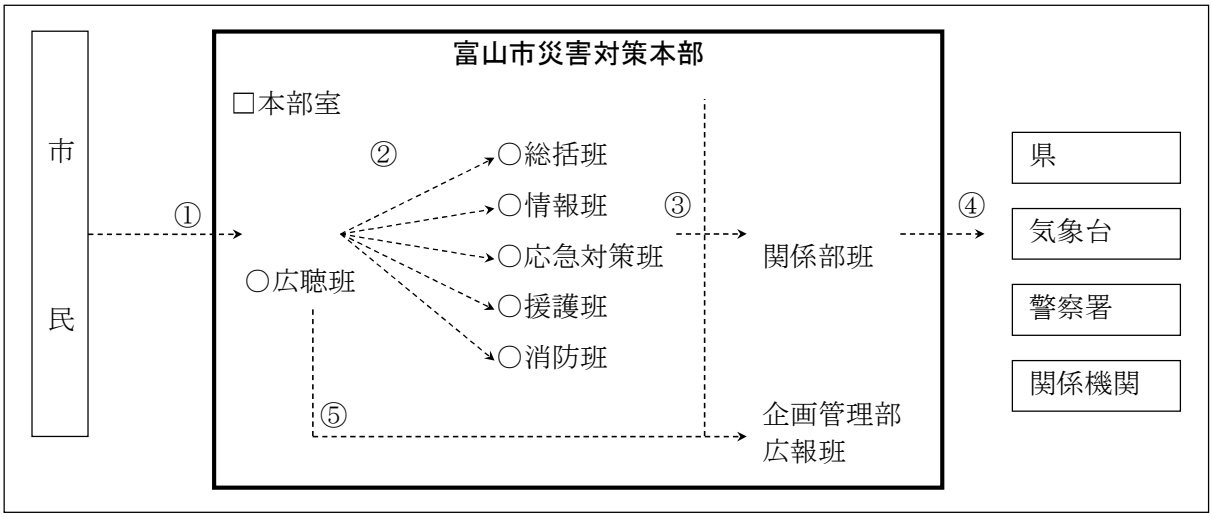
必要に応じて、福祉保健部保健衛生班は、栄養士会等の協力により、避難所等の被災市民に対し、疾病者に対する栄養指導や避難所での食事についての栄養相談に応じるものとする。

第27節　市民からの通報・問い合わせの処理

本部室　企画管理部　市民生活部

1　市民からの通報の処理

市民から市（消防部を除く。）へ異常現象や被害情報等の通報があった場合、次に掲げる通報処理簿を作成し、情報の効果的な活用を図る。



①　本部室広聴班は、市民からの通報を受け付け、通報処理簿を作成する。

②　本部室広聴班は、通報内容に関係する本部室各班に通報処理簿を回付する。

③　本部室各班は、必要に応じて通報処理簿を関係部班に回付する。

④　関係部班は、必要に応じて通報内容を県等の関係機関に伝達する。

⑤　本部室広聴班は、通報処理簿のコピーを企画管理部広報班に回付する。

〔目的〕

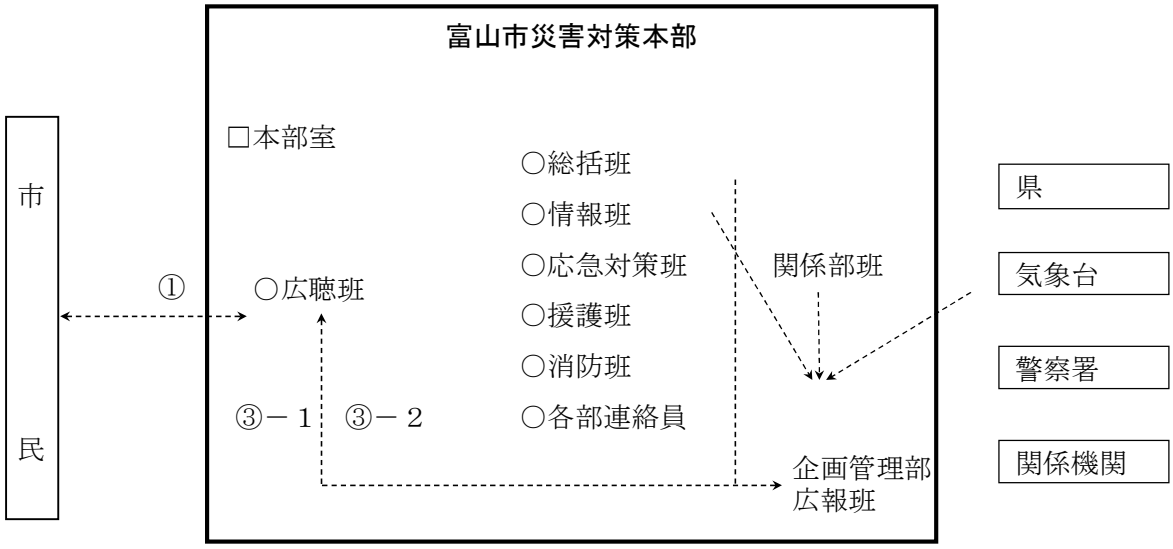
・市民からの通報の蓄積及び共有化を図る。

・特定部局への通報の殺到による業務の混乱を防止する。

・企画管理部広報班における広報情報の基礎資料を蓄積する。

2　市民からの問い合わせの処理

市民から市（消防部を除く。）へ応急対策の実施状況等の問い合わせがあった場合、以下のとおり処理する。



①　本部室広聴班は、市民からの問い合わせを受け付け、企画管理部広報班が把握している情報を基に問い合わせに応じる。

②　本部室情報班、関係部班、関係機関は、市民に広報すべき情報、市民が欲していると判断した情報を企画管理部広報班に伝達する。

③－１　企画管理部広報班は、把握した情報を本部室広聴班に伝達する。

③－２　本部室広聴班は、市民からの問い合わせの内容を企画管理部広報班に伝達する（市民がどのような情報を欲しているのかを把握する一助とする）。

3　安否情報受付体制の確保

大規模な災害が発生した場合、混乱時には、被災した家族や親戚等の安否を確認するため、市内外から多数の問い合わせが一時期に殺到することが予想されるため、市民生活部地域コミュニティ推進班は、市民班、企画管理部広報班等と連携しながら、災害対策本部内の初期における専属的な安否確認受付体制を整備する。

(1)　安否情報の範囲

①　発災初期

発災初期段階では、詳細な情報収集が困難であるため、この段階では警察等での検案が済み、身元が判明している死亡者のみとする。

②　一定時間経過後

発災後、時間経過とともに被害状況及び避難状況等の詳細が判明し、死亡者又は行方不明者の身元確認も進むので、原則として次の情報を取り扱う。

ア　死亡者、行方不明者

イ　避難施設等の避難者

ウ　病院収容者

(2)　避難所における安否確認対策

発災後における安否確認に関する問い合わせの混乱を極力さけるため、避難所における安否確認対策として、市民生活部地区センター班は早期に避難者名簿を作成し、その情報を市民生活部地域コミュニティ推進班に提供する。

また、必要に応じて、郵便局に情報提供を行う。

なお、安否情報の公開にあたっては、個人のプライバシーに留意しながら行うこととする。

(3)　安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等公表

県は、災害時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、「災害時における安否不明者の氏名等公表に関するガイドライン」に基づき、市と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、対応するよう努めるものとする。

第28節　社会秩序の維持

市民生活部　商工労働部　関係各部

1　警察機関との連携

被災地域における治安の維持と市民の安全を図るため、警察機関が行う警備活動に対し、関係各部は連携を強化するとともに、必要な情報提供を行うなど協力を行うものとする。

○警備活動の主な内容

(1)　被害実態の把握
(2)　被災者の救助救護
(3)　危険箇所の実態把握及び警戒
(4)　避難の指示、警告及び誘導
(5)　行方不明者の捜索（相談所の開設含む）及び遺体の検視
(6)　被災地等における交通の安全と円滑の確保
(7)　被災地等における犯罪の予防及び取締
(8)　地域安全情報、災害関連情報等の広報活動
(9)　関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

2　市民消費生活の安定

災害後の市民の消費生活の安定を図るため、必要に応じて次のような活動を行う。

(1)　生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視

市民生活部市民協働相談班は、定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施し、監視を行う。

(2)　消費生活相談所の開設

市民生活部市民協働相談班は、行政サービスセンター、地区センター、避難所等に臨時の消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

(3)　大規模小売店舗及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

商工労働部商工労政班は、大規模小売店舗、ガソリンスタンド、公衆浴場等生活に密着した店舗等の営業状況を把握する。

(4)　消費生活に関する広報

これらの広報については、本章第８節「広報」による。

第29節　遺体の捜索、処理、埋葬又は火葬

本部室　消防部　福祉保健部
環境部　市民生活部

1　遺体の捜索

大規模な災害が発生した場合、多数の死傷者が生じるおそれがある。

市は、災害により死亡者が発生したときは、警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携を取りつつ、遺体の捜索、処理、埋葬又は火葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

(1)　方　法

ア　災害により、生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、警察、伏木海上保安部と連携して実施する。

イ　遺体の捜索に当たっては、県警と協力し、行方不明者の届出の受理と関係情報の入手に努める。

ウ　捜索箇所が多数存在する場合、また、長期間に活動が及ぶ場合は、適時関係機関の代表者が集合し、活動の調整を行う。

(2)　費　用

捜索にかかる費用に関し、災害救助法が適用された場合は県が以下により負担する。申請等については、本部室が処理する。

ア　対象

災害により被災し、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者（死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。）

イ　支出する費用

（ア）　船艇その他捜索のために必要な機械器具の借上費

（イ）　捜索のために使用した機械器具の修繕費

（ウ）　捜索のために機械器具を使用する場合に必要な燃料費

（エ）　捜索作業のために必要な照明器具等の燃料費

ウ　支出費の限度額

当該地域における通常の実費

エ　捜索の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

2　遺体の処理

市は、死亡した者について次の範囲内において遺体に関する処理を行う。なお、大規模な災害により遺体の搬送車、棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに情報を収集し、調達するものとする。

(1)　方　法

災害による死亡者のうち、身元不明の者及び遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者については、警察官及び海上保安官等による検視後、環境部環境保全班、市民生活部市民班が医療救護班等の協力を得て遺体の処理を以下により行う。

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ　遺体の一時保存

遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、また、死亡者が多数のため早急に処理できない場合、環境部環境保全班は、市民生活部市民班と連携して遺体の収容場所を確保し、市民に広報する。収容場所は、原則として避難所及び応援部隊の拠点となった施設を除くものとし、被災現場付近の寺院、公共建築物等の適当な場所とする。また、納棺用品、ドライアイス等を確保する。

ウ　検案

遺体の死因その他についての医学的検査は、原則として医療救護班又はその他医師の協力を得て行い、この検案書を市が引き継ぐ。

エ　遺体処理台帳の整備

身元不明の遺体は、遺体処理台帳により処理し、事後確認のため遺体の人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品の保存等の措置をとり、警察と歯科医師会の協力を得て身元の発見に努める。

(2)　費　用

遺体の処理にかかる費用に関し、災害救助法が適用された場合は県が以下により負担する。申請等については、環境部環境保全班が処理する。

ア　対象

災害による死亡者のうち、身元不明の者及び遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者

イ　支出する費用

（ア）　遺体の洗浄、縫合、消毒の処置のための費用

（イ）　遺体の一時保存のための費用

（ウ）　検案のための費用

ウ　支出費の限度額

災害救助法の規定による。

エ　遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内とする（ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。）。

3　遺体の埋葬又は火葬

災害による犠牲者の遺体の埋葬又は火葬を行おうとする者は、死亡に係る所定の手続きを完了の上、速やかに埋葬又は火葬を実施するものとする。

なお、正規の手続きを経ていると、遺体の損傷等により公衆衛生上問題が発生すると認めら

れる場合、手続きの特例的な取扱いについて県を通じて厚生労働省に協議する。

また、遺体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき、又は判明しないときは市長がこれを行う。

(1)　死亡者数の確認

市民生活部市民班は、適切に埋葬又は火葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬又は火葬を支援する。

(2)　方　法

災害による死亡者に対し、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合については、市民生活部市民班、環境部環境保全班が遺体の埋葬又は火葬を以下により行う。

ア　埋火葬台帳の作成

市民生活部市民班は、埋火葬許可証を発行するとともに、埋火葬台帳を作成する。

イ　火葬

環境部環境保全班は、遺体を火葬場へ搬送し、火葬する。この際、多数の死亡者の発生により火葬場の能力を超えた場合、また、火葬場が被災して使用不能の場合は、県に応援を求めて市外の火葬場を確保し火葬する。

ウ　遺骨、遺留品の保管

環境部環境保全班は、身元不明者の遺骨、遺留品を包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付して保管場所に一時保管する。

エ　遺留品の引取り

ウについて、家族その他の関係者から遺骨、遺留品の引取り希望があった場合は、環境部環境保全班が引き渡す。

(3)　費　用

遺体の埋葬又は火葬にかかる費用に関し、災害救助法が適用された場合は県が以下により負担する。申請等については、環境部環境保全班が処理する。

ア　対象

災害による死亡者のうち、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいないために埋葬又は火葬ができない場合

イ　支出する費用

埋葬又は火葬に要する費用

ウ　支出費用の限度額

災害救助法の規定による。

エ　埋葬又は火葬の期間

災害発生の日から10日以内とする（ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。）。

第30節　ライフラインの応急対策

本部室　上下水道部　関係各部

1　応急対策の基本方針

電気、ガス、上・下水道、電話、公共交通に関わる各事業者は、各々の災害時対応計画に従い、災害発生時、被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。市は、事業者からの要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2　災害発生時の連絡体制

(1)　連絡職員の市災害対策本部への受入れ等

災害の発生時には、各事業者は、直ちに被害調査及び復旧作業を行うとともに、復旧状況や復旧の見通しを関係機関に通報するものとする。

市災害対策本部は、必要に応じて各事業者に対して職員の派遣を要請する等逐次連絡できる体制を確保する。連絡職員が派遣される場合は、本部室等に所要のスペースを確保する。

(2)　被害発生時の通報

各事業者は、人身に関わる二次災害が発生するおそれのある場合、また、発生した場合は、市災害対策本部室又は消防局に通報する。

3　被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次、広報車、チラシ、ホームページ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障害者、聴覚障害者、外国人にも配慮する。なお、報道機関に情報提供する場合、プレスルームとの連携を図るよう努める。

4　市の支援

各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行う場合、事業者からの要請に基づき、本部室及び関係部班は、応援隊の集結場所の紹介・あっせん、プレスルームの提供、広報車両の貸出し、市ホームページへの掲載等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第31節　公共施設等の応急復旧

関係各部

1　応急復旧の基本方針

市庁舎、学校（園）、病院、道路、橋梁、河川水路その他公共施設が災害による被害を受けたときは、各施設を所管する部班が直ちに修復工事を施工するものとするが、その場合、災害応急対策を推進する上で重要な施設を優先する。なお、電気、ガス、上・下水道、電話の各事業者と十分な連携をとる。

2　被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各施設を所管する部班は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障害者、聴覚障害者、外国人にも配慮する。

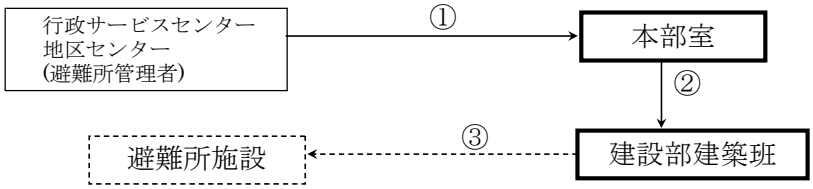
第32節　二次災害の防止

本部室　建設部　財務部　活力都市創造部　関係各部

1　建物・構造物の二次災害防止

災害等による建築物・構造物の二次災害を防止するため、各部班は次のような二次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

(1)　避難所施設の点検



①　行政サービスセンター、地区センター又は避難所管理者は、避難所を開設するに当たって当該施設の安全性に留意するとともに、必要な場合は、本部室に対して専門職員による点検を要請する。

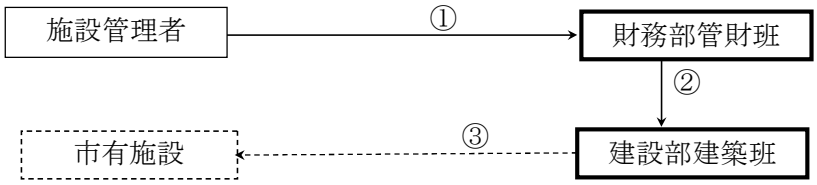
②　点検の要請を受けた本部室は、建設部建築班に当該施設の点検を要請する。

③　点検の要請を受けた建設部建築班は、当該施設の点検を行う。

なお、要員等が不足する場合は、県に応援を求める。

危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

(2)　市有施設の点検及び避難対策・応急避難



①　市有施設の管理者（(1)の避難所施設を除く。）は、災害後当該施設の使用に当たって安全性に留意するとともに、必要な場合は、財務部管財班に対して専門職員による点検を要請する。

②　点検の要請を受けた財務部管財班は、建設部建築班に当該施設の点検を要請する。

③　点検の要請を受けた建設部建築班は、当該施設の点検を行う。なお、要員等が不足する場合は、県に応援を求める。

危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

(3)　市所管道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

建設部道路整備班、道路河川管理班、道路構造保全対策班は、災害後市の所管する道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策を実施する。

(4)　空家等の応急措置

活力都市創造部建築指導班は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保する必要があると認めるときは、必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、倒壊等の危険性がある空家等の全部又は一部の除却を行うものとする。

２　爆発物・有害物質による二次災害防止活動（環境汚染対策を含む。）

爆発物、有害物質による二次災害（環境汚染を含む。）を防止するため、関係各部班は、次に掲げる施設等を対象に、被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

(1)　危険物施設
(2)　火薬保管施設
(3)　ガス施設
(4)　毒劇物施設
(5)　放射性物質施設
(6)　その他二次災害の危険性があると判断する施設

３　二次災害防止のための市民への呼びかけ

(1)　市民への注意・呼びかけ

関係各部班は、１、２の活動により市民への注意・呼びかけが必要な事項については、本章第８節「広報」に基づき広報活動を行う。

(2)　化学薬品保管施設に対する指導

化学薬品を保管している学校施設、事業所、研究機関等は、災害による容器の破損による化学薬品類の漏洩等が生じないように、次の措置を講じるとともに、取扱要領の作成や管理責任者の選定を行い、化学薬品類の保管の適正化と事故防止に努めるものとする。

ア　化学薬品類の容器及び収納棚等の転落落下の防止
イ　容器の破損等による化学薬品類の飛散の防止
ウ　混合混触発火性物質の近接貯蔵の禁止
エ　化学薬品類の収納場所の整理整頓及び在庫管理の徹底
オ　初期消火用資機材の整備

(3)　学校、保育所、認定こども園給食用施設に対する指導

給食用調理室を設置している学校、保育所、認定こども園では、防火責任者の選定及び器具の点検、劣化箇所の補修、初期消火用資機材の整備等に努めるものとする。

第33節　孤立地域対策

本部室　財務部　福祉保健部　建設部　関係各部

1　孤立への対応（**資料12－7**参照）

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知が遅れ、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、下記の順位をもって当たるものとする。

(1)　被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施

(2)　緊急物資等の輸送

(3)　ライフラインの応急復旧による生活基盤の確保

2　孤立地域に対する活動内容

(1)　孤立が予想される地域の実態把握、救出・救助活動の実施

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から状況を確認する必要がある。災害時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認を行う。

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

ア　孤立が予想される地域の実態把握

（ア）　孤立が予想される地域に対し、ＮＴＴ回線及び防災無線、衛星通信等を活用して、孤立状況の確認を行う。

（イ）　孤立状況及び被害の概要について情報収集するとともに、県に対して直ちに報告を行う。

イ　救出・救助活動の実施

（ア）　ヘリコプターによる救出・救助が必要な場合は、概要を直ちに県に報告する。

（イ）　ヘリコプターの要請は、本章第11節「広域応援要請」による。なお、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。（**資料７－４**参照）

（ウ）　負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配意する。

（エ）　孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を行う。

(2)　通信手段の確保

ア　市の通信手段

職員の派遣、防災無線、消防無線による中継、衛星通信、インターネット等、あらゆる

方法によって情報伝達手段の確保に努める。

イ　関係機関による通信手段（ＮＴＴ）

（ア）　非常用伝送装置、可搬型無線機の非常用無線装置等の非常配備により、通信途絶を解消するものとする。

（イ）　避難場所等に、ポータブル衛星方式、超小型衛星通信装置（Ku-1ch）等で通信回線を確保し、特設公衆電話を設置するものとする。

ウ　市民による通信手段

アマチュア無線、インターネット（災害伝言板、電子メール）等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に協力する。

(3)　食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、う回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

ア　市の活動

う回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプターによる物資輸送の要請を行う。

イ　市民による活動

（ア）　孤立地域内においては、食料品等を相互に融通し合い、地域全体としての当面の生活確保について協力しあうものとする。

（イ）　市民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努めるものとする。

(4)　道路、ライフラインの応急復旧活動

孤立地域に対する物流ルートを確保するため、優先度に応じ、仮設の輸送用道路をまず確保する。その他のライフラインは本章第30節「ライフラインの応急対策」による。

ア　市の活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

イ　関係機関の活動

道路管理者は、う回路の案内、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要道路から優先して、交通確保を行うものとする。

第34節　農林水産業対策

農林水産部

1　農業対策

(1)　農業に関する被害状況の把握

農林水産部各班は、災害が発生したときは、市内における農作物、家畜、農地、農業用施設及び水産施設の被害状況について把握を行い、被害調査結果を本部室及び県に報告するとともに、応急措置や災害復旧に向けた体制を構築する。

(2)　農地及び農業用施設に対する応急措置

ア　農地

（ア）　河川、水路の堤防決壊等により農地が冠水した場合、農林水産部農地班は、農作物の被害を考慮し、状況に応じて、ポンプ等による排水を行う。

（イ）　山間部の水田については、水害による二次災害を未然に防止するため、湛水田の計画的排水、畦畔の決壊箇所等の補修に努めるよう指導する。

イ　用排水路

（ア）　農林水産部農地班は、災害時には農業用用排水路の水門操作について、速やかに土地改良区等管理団体に依頼するものとする。

（イ）　農林水産部農地班は、用排水路水位の決壊防止を行い、冠水のおそれのあるときは必要な措置を講じ、防止に努める。

ウ　農作物の応急措置

農林水産部各班は、農作物について被害発生したときは、農業協同組合等と共同して、被害の実態に即し、必要な技術的指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

(3)　家畜に対する応急措置

農林水産部農林水産班は、家畜及び畜舎が被災した場合は、畜産関係団体等の協力を得て、次による応急措置指導及び防除指導を行い、被害の軽減を図る。

ア　被害畜舎の早期修理、復旧に努める。

イ　外傷家畜の治療と看護に努める。

ウ　事故圧死病傷畜の早期処理及び消毒等により余病の併発を防止する。

2　水産業対策

農林水産部農林水産班は、災害によって、漁業施設等に被害が生じた場合、また、被害発生のおそれのある場合、市内の漁港関係者に連絡し、災害未然防止及び応急対策の万全を期す。

3　林業対策

(1)　農林水産部農林水産班は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、川筋にある木材の流出を防ぐため、直ちに関係者に対し、そのけい留を指示するものとする。

(2)　農林水産部農林水産班は、関係者に対し、異常降雨等に際して伐採木の流出を防ぐため、それぞれ伐採木の早期搬出及び施設等に集積した木材のけい留を行い、また、林産施設

の流出、損壊を防ぐ措置を指導するものとする。

(3)　災害により倒伏、雪害による折損木等の被害を大量に受けたときは、森林病害虫の発生防止のため折損木等の早期除去を指導するものとし、状況に応じて薬剤散布の徹底に努めるものとする。

第35節　住宅の修理、応急仮設住宅の建設等

建設部　市民生活部　活力都市創造部　財務部　福祉保健部　消防部

1　被害認定調査

(1)　被害認定調査班の設置

被災住家等の状況を調査するため被害認定調査班を設置する。被害認定調査班は、市民生活部市民班を主管とし、財務部輸送班（資産税課)、建設部建築班、活力都市創造部建築指導班、消防部予防班が担当者を派遣して構成する。班の規模は、災害の状況によって災害ごとに市民生活部長が定める。

(2)　被害認定調査班の活動

ア　被害認定調査

被害認定調査班は、チームを編成して被害認定調査を実施し、市内の被災状況を把握する。

イ　被災者台帳の作成

アの調査に基づき速やかに「被災者台帳」（**様式６**）を作成する。

ウ　住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設等への反映

２以下に定める住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設等の対策にア、イで把握した情報を反映する。

2　住宅の応急修理

(1)　方　針

建設部建築班は、災害救助法が適用された場合において、県知事の補助機関として、災害のため住宅が半壊（焼）し、日常生活に欠くことのできない部分についての応急修理を自らの資力では行うことができない者（世帯単位）に対し、建築関係業者等の協力を得て、居住に必要な最小限の応急修理を行う。同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て市長が実施方法等を決める。

(2)　実施方法等

ア　修理戸数

（ア）　被災世帯が必要とする戸数を設置する。

（イ）　被害の程度、深刻さ、市民の経済的能力、住宅事情等により修理戸数を引き上げる必要があると認められるときは、厚生労働大臣の承認を受け、その戸数を引き上げることができる。

イ　修理の範囲及び費用

（ア）　住宅の修理は、日常生活に欠くことのできない破損箇所で、居室、炊事場及び便所等必要最小限度の部分とする。

（イ）　費用の限度額は、県災害救助法施行規則に定める基準とする。

ウ　修理の時期

災害発生の日から原則として１か月以内に完了するものとする。ただし、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

エ　修理の方法

現物給付をもって実施する。

オ　応急修理の対象者

（ア）　給付対象者の範囲

住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力で応急修理ができない者を対象とする。

a　生活保護法の被保護者及び要保護者

b　特定の資産のない失業者

c　特定の資産のない母子世帯

d　特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障害者

e　特定の資産のない勤労者

f　特定の資産のない小企業者

g　上記に準ずる経済的弱者

（イ）　対象者の選定

被災者の資力、その他生活条件等を十分調査し、これに基づき、県が選定する。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が選定する。

３　応急仮設住宅の建設

(1)　方　針

建設部建築班は、災害救助法が適用された場合において、県知事の補助機関として、災害のため住家が全壊（焼）、流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を確保できない者（世帯単位）に対し、関係機関の協力を得て、応急仮設住宅を建設する。同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て市長が実施方法等を決める。

(2)　実施方法等

ア　被災世帯の調査

県が応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理等に必要な調査を実施する場合、被災世帯調査班はこれに協力し、次の調査を実施する。

（ア）　住宅及び宅地の被害状況

（イ）　被災地における市民の動向

（ウ）　応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望

また、県は、次の調査を実施する。

（ア）　市の調査に基づく被災戸数

（イ）　市の住宅に関する要望事項

（ウ）　市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定

（エ）　応急仮設住宅建設にあたっての支障事項等

（オ）　その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

イ　応急仮設住宅の建設

（ア）　建設用地

市は、あらかじめ、次の基準により応急仮設住宅建設予定地を定めておく。なお、応急仮設住宅建設予定地については、地域の人口動態や敷地の利用状況に応じて適宜見直すものとする。

＜応急仮設住宅建設予定地選定の基準＞

a　原則として公有地とする。公有地で適地がない場合は、その他の適地を選定し、あらかじめ所有者等と協議を行う。

b　大規模ながけくずれや津波による浸水などの危険のない平坦な土地とする。

c　給水、排水、電気などのライフラインの整備が容易な土地とする。

（イ）　設置戸数

被災世帯が必要とする戸数を設置する。

（ウ）　規模・構造及び費用限度額

１戸当たりの面積及び費用限度額は県災害救助法施行規則に定める基準とする。ただし、地域の状況等により基準運用が困難な場合は、厚生労働大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。なお、必要に応じて高齢者・障害者のために老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

（エ）　建設の時期

災害発生の日から、原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長することができる。

（オ）　建設工事

a　県は、あらかじめ選定した建設候補地の中から、被災状況、保健衛生、交通等を考慮して建設場所を選定する。

b　応急仮設住宅は県知事が直接建設業者に請け負わせる方法で建設する。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が実施する（建設部建築班担当）。

c　応急仮設住宅の建設及び業者の選定等に当たっては、(社)富山県建設業協会、(社)プレハブ建築協会等に対して協力を要請する。

（カ）　民間賃貸住宅借上げによる供与

a　県は、被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。ただし、市長に委任を受けた場合は、市長が供与する。

b　県及び市は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部、(公社) 日本賃貸住宅管理協会富山県支部及び(公社)全国賃貸住宅経営協会連合会に協力を要請する。

（キ）　供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から２年以内とする。ただし、知

事が厚生労働大臣に協議し、その同意を得た場合、延長されることもある。

ウ　入居者の選定等

（ア）　入居対象者の範囲

住家が全壊（焼）、流失し居住する住家がない者で、自らの資力をもって、住家を確保することができない者を対象とする。

a　生活保護法の被保護者及び要保護者

b　特定の資産のない失業者

c　特定の資産のない母子世帯・父子世帯

d　特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障害者

e　特定の資産のない勤労者

f　特定の資産のない小企業者

g　上記に準ずる経済的弱者

なお、災害地における住民登録の有無を問わない。

（イ）　入居者の選定等

a　応急仮設住宅の入居者の選定は、市が県に協力してこれを行う。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が決定する（活力都市創造部住宅班、活力都市創造部計画班担当）。

b　選定に当たっては、身体障害者や高齢者等のより必要度の高い者を優先するとともに、民生委員等の意見を参考にする。

c　入居させる際は入居対象者に対し、応急仮設住宅の趣旨、遵守事項等について十分認識させ、応急仮設住宅使用貸借契約を締結するものとする。

エ　応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県営住宅の管理に準じて県が行い、市がこれに協力する。ただし、市長が委任を受けたときは市長が実施する（活力都市創造部住宅班、活力都市創造部計画班担当）。

応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

4　障害物の除去

建設部建築班は、災害により住家の居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物（災害によって運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者（世帯単位）に対し、障害物を除去する。除去方法は、現物給付をもって実施する。災害救助法が適用された場合は、県知事の補助機関としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て市長が実施方法等を決める。対象者等については、「２　住宅の応急修理」に準ずる。

5　公営住宅等のあっせん

応急仮設住宅の建設適地がない場合、応急仮設住宅の完成を待つ時間的余裕がない場合等を考慮し、応急仮設住宅を計画するのと同時に、活力都市創造部住宅班は、活力都市創造部計画班の協力を得て次の住宅について空き部屋等の情報を収集し、状況によってはあっせんを行う。

(1)　市営住宅、県営住宅等公営住宅

(2)　民間アパート等賃貸住宅

(3)　企業社宅、保養所等

第36節　文教対策

教育部

1　応急教育の実施

(1)　教育施設の確保

教育部学校教育班及び教育施設班は、教育施設の被災により授業が長時間にわたって中断することを避けるために、次により施設の効率的な利用を図る。

ア　被害箇所及び危険箇所を早急に修理し、正常な教育活動を図る。

イ　授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

ウ　校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等を設けるか、又は被災を免れた社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用して授業の早期再開を図るものとする。

エ　教育施設が、避難所として開設されている施設については、本部室、避難住民、自治会と十分な協議の上、教育施設の確保を図るものとする。

(2)　教職員の確保

教育部学校教育班は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を把握し、確保する。

ア　教職員は、原則として各学校（園）に参集する。ただし、交通途絶で出勤不能の教職員は最寄りの学校（園）に参集する。

（ア）　校（園）長は、学校（園）で掌握した参集教職員の人数等を教育部学校教育班に報告し、教育部学校教育班は、本部室を通じて、県に報告するものとする。

（イ）　通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校（園）において参集した教職員をもって授業が行える体制を整えるものとする。

（ウ）　その他、県本部と連絡を密にとり、必要な措置を講ずるものとする。

イ　教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障を来す場合、市教育委員会は、県教育委員会との連携のもとに、学校（園）間等の教職員の応援を要請するとともに、非常勤講師等の派遣依頼などを行うものとする。

(3)　臨時休校（園）等の措置

教育部学校教育班は、施設の被害や幼児・児童・生徒、教職員の被災の程度又は交通状況によっては、校（園）長と協議の上、始業・終業時間の調整や臨時休校（園）等の措置をとることとする。

また、臨時休校（園）等の対応策として夏休みの振替授業等により、授業時間を確保すること及び教育環境の悪化による教育効果の低下に対する補習授業等の実施についても、校（園）長と適宜協議するものとする。

2　学用品の給与

(1)　給与対象者の把握

ア　給与対象者

災害によって住家に被害を受けた児童・生徒で学用品をそう失又はき損し、就学に支障を来している者

イ　給与対象者の把握

教育部学校教育班は、校長と緊密な連絡を保ち、給与対象となる児童・生徒数及び応急教育に必要な学用品等についてその種類、数量を把握する。

(2)　学用品の調達

ア　教科書の調達

被災した学校の学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、県に報告を行うとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受けることとする。また、他の市町村に使用済教科書の供与を依頼する。

イ　学用品の調達

県より送付されたものを配付するほか、県の指示により調達する。

ウ　災害救助法の適用上の留意点

災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づく学用品が支給されるが、同法が適用されない場合にも、被害の規模、範囲及び程度により、教育部学校教育班は、同法の基準に沿った学用品が支給できるようにする。

(3)　学用品の給与

ア　給与方法

（ア）　教科書は、学年別、使用教科別に給与対象名簿を作成して、配分する。

（イ）　学用品は、小、中学校別に配分計画書を作成して、配分する。

イ　支給品目

（ア）　教科書及び教材

a　文部科学省検定教科書及び文部科学省著作教科書

b　準教科書として使用されているもの（テキスト等）

c　ワークブックとして利用されているもの（補充問題集等）

（イ）　文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、絵筆、画用紙等）

（ウ）　通学用品（運動靴、雨傘、カバン、学用靴等）

3　通学路等の危険防止

学校（園）の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校（園）長は、その危険防止について適切な指導を行い、その周知徹底を図る。

4　学校給食施設の措置及び活用計画

一定の地域あるいは学校の校舎が災害を受けたため、従来実施していた学校給食の全部又は一部が実行不可能になったときは、次に掲げる事項について特に留意するものとする。

(1)　他の給食施設・設備の活用対策について

(2)　給食物資、飲料水及び作業員の確保対策について

(3)　近隣の給食実施校による給食の援助について

(4)　医薬品の確保及び食中毒の予防対策について

(5)　感染症対策について

(6)　給食施設を被災者の炊き出し用に使用した際の代替措置について

5　文化財の保護

(1)　被災防止対策

災害発生時における文化財の保護を図るため市教育委員会、所有者及び管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を樹立し実施するものとする。

また、文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、教育委員会は、文化財の所有者及び管理者に保存管理に万全を期するよう指導、助言する。

(2)　被害報告

国、県及び市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会に報告するものとする。

なお、市内の文化財は**資料12－１**のとおりである。

(3)　応急対策

ア　文化財に災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防局へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

イ　国、県及び市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、指定先の指示に従い、その保存を図るものとする。

ウ　教育部社会教育班は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

第37節　義援金品の受付、配付

福祉保健部　財務部

1　義援金品の募集

(1)　災害の状況によっては、義援金品の募集を行うものとし、募集に当たっては、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ、一般市民に呼びかける。

(2)　義援品については、避難所の運営管理チーム等を通じて被災市民の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅らせることなく、広報等により募集を行うものとする。

(3)　福祉保健部災害救助班は、義援金品について、集積、配分の円滑を期すために次の点に留意し、各機関を通じて広報する。

ア　一般からの援助については、義援金の協力を主とし、梱包物資の内容や服のサイズが一見して分からない物品、古着及び保存性のない物品等は送らないでほしいという旨の報道を各機関に依頼する。

イ　義援品については、適切な品目、数量を確保することができる企業からの援助を積極的に受け入れる。

2　義援金品の受付

市に寄託された義援金は財務部会計班、義援品については福祉保健部災害救助班で受け付ける。また、避難所等に直接送付されたものについては、原則としてそこで直接受け入れる。受入れが困難な場合は、仮受け後、上記各班に引き継ぐ。義援金品の受領に際しては、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

3　義援金品の保管

義援金の保管については、義援金受入れの専用口座を開設し、寄託者名、金額等を受付簿に記入し、定期的に会計管理者に報告する。義援品の保管については、交通及び連絡に便利な公共施設とする。その際、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入する。

4　義援金品の配分

応急対策を実施する上で現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、市長に協議の上、福祉保健部において有効に活用する。義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分率並びに配分方法を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑に配分を行うものとする。その際、県の義援金配分方針に従うものとする。